

米子市

地域“つながる”福祉プラン

(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)



令和2年度～令和6年度
(2020～2024)

令和2年3月
米子市
米子市社会福祉協議会

この計画書の表紙と裏表紙は、令和元年7月開催の地域福祉ワークショップに参加された
鳥取県立米子高等学校3年生（当時） 遠澤雪衣さん（えんざわゆい）にデザインしていただきました。

ごあいさつ

本市では、平成18年に「第1期米子市地域福祉計画」を策定後、3回の改定を経て、平成28年に「第4期米子市地域福祉計画」を策定し、「誰もが人間らしく、その人らしく生活できるまちづくり」を基本理念に、地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、この間に、市民の生活形態や地域社会を取り巻く環境は大きく様変わりし、地域間や家族、親族間のつながりがますます弱まるとともに、社会的孤立とそれに起因する様々な福祉課題が顕在化してきています。

そこでこの度、これらの課題を乗り越え、将来に渡り誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、地域福祉の基盤を再構築することとし、その指針とするべく、内容を刷新した新たな地域福祉計画を策定することとしました。

今回の計画は、新たな試みとして、地域福祉を推進していく上での本市の最も重要なパートナーである米子市社会福祉協議会と共同で「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定することで、行政と住民や民間の活動との協働をより鮮明にしました。

また、計画の策定にあたっては、公募によって集まっていた様々な年齢層の市民の皆様、地域福祉活動に携わっておられる方々、福祉活動団体、事業者の方々等、多種多様な方々に参画していただきました。そして、地域福祉ワークショップに参加してくださった高校生の方々には、「地域“つながる”福祉計画」という計画の愛称の元になったアイデアを出していただきましたし、そのうちの一人の方には、計画書のすばらしい表紙絵を描いていただきました。

このように、多くの方々が本計画の策定に関わることを通じて、米子市の現状や課題を知っていただき、また、多様な参加者同士で今後の取組について意見を交わしていただいたことは、本市が「地域共生社会」の実現に向けて歩み出す重要な第一歩になったと考えております。

ただし、当然のことながら、どんなに力を入れて策定した計画であっても、策定後そのまま放置したのでは、それは絵に描いた餅に過ぎず、計画に命を吹き込み、実りあるものにするためには、市民の皆様との計画内容の共有と、計画に基づいた具体的実践及びその評価が欠かせません。我々はそのことを常に念頭に置き、地域に関わる多様な方々との「つながり」を大切にしながら、本計画に掲げた三つの基本目標と17の施策を着実に実行して参る所存でございます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様を始め、各種調査にご協力いただきました市民の皆様、関係機関や団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

米子市長 伊木 隆司

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて

この度の計画策定では、住民のニーズや福祉活動の状況などを把握するために地域懇談会、アンケート調査、福祉関係団体へのインタビュー調査、地域福祉ワークショップなどを行い、住民の皆様から地域福祉に対するご意見や思いを聞かせていただきました。市内全地区で実施した地域懇談会では、地域の困りごとの解決に向けて「となり近所同士で助け合う体制づくりの推進」を望む声が多くありました。住民同士の助け合いが減っている中で、社会の変化に適した新たな地域でのつながり方が必要だと感じております。

高齢、障がい、子育て、生活困窮、災害など私たちの周りで起きる様々な困りごとを解決していくためには、行政が公的サービスにより基本的な役割を果たしながら、住民、地域内の様々な団体、社協が一緒になって地域で暮らしていくことを応援できる仕組みを作ることが大切になります。子どもや高齢者への見守り活動、誰でも気軽に集まれる居場所づくり、災害に備える地域づくりなど住民の皆様と共に実践する具体的な取組についても計画に盛り込んでおります。

この度の計画では初めて米子市と米子市社会福祉協議会とが共同策定をいたしました。一体的に策定することで、地域福祉推進の目標や方向性を共有できるとともに、役割分担が明らかになり、お互いに協力関係をつくることで施策や活動の実効性が高まることを期待しております。米子市社会福祉協議会では、在宅福祉員による見守り活動の強化など新たな取組も進めておりますが、これからも社会の変化やニーズに合わせた地域福祉活動を実践し、計画の基本理念である「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」の実現に向け全力で取り組んでまいりますので、関係各位の皆様のより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご協力いただいた市民、団体、福祉関係機関の皆様、そして貴重なご意見、ご提言をいただきました米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人
米子市社会福祉協議会
会長 田後良文

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

この度、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定されました。この計画は、2018年度から策定を開始しました。以後、2年間にわたり計画内容を議論し、無事、完成を迎えることができました。以下では、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴について、3点、述べてみることにします。

第一に、行政計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会（社協）の計画である「地域福祉活動計画」とを合同で作成したことです。これは、米子市にとっては初めての経験です。従来は、それぞれが別々に策定されていました。両者の協働で策定することにより、法定計画（地域福祉計画は社会福祉法に定めがあります）に住民参加が取り入れられました。具体的には、地域懇談会、関係者への聞き取り、高校生も参加した地域福祉ワークショップ、アンケート等です。これらにより、米子市にある福祉課題・生活課題が明らかになりました。地域福祉を進めるためには、まず、住民が課題を認識することが重要です。それを起点に「解決のために何をしようか」と考えることができます。この計画に掲載されてある、地域の課題と解決の仕組みを参考に、地域福祉活動が市内に広まっていくことを期待します。

第二に、地域の課題を解決するための福祉専門職を配置することです。名称は、コミュニティワーカー、ないしはコミュニティソーシャルワーカーとしています。初めて聞く市民の方もおられるかもしれません。この福祉専門職の役割は二つあります。一つ目は、地域福祉活動の支援です。住民の皆さんの「こんな活動がしたい」という思いを側面から支えます。二つ目は、困りごとを抱えた市民の相談を受けます。相談窓口で待っているだけではありません。自ら地域に出て、様々な困りごとを把握しようとします。今後、ワーカーは、行政、社協、社会福祉法人などの相談窓口に配置されていく予定です。そこで、分野を問わず幅広い困りごとの相談に応じます。「総合相談」を担う専門職を新たに位置づけたと言えます。

第三に、市内の多様な組織・人々が協働するための仕組みを提言しています。この計画の目的は、地域福祉活動の推進です。しかし、住民に「丸投げ」するものではありません。近年、そう感じられる地域活動者が増えていることを肌で感じます。住民も、専門職も、行政も、一緒になって地域をよりよくするための仕組みを考える。そのための活動・施策・方法が盛り込まれています。複雑な課題を、単一の組織のみで解決することは難しいです。住民・専門職・行政の協働が、この計画の一つの柱です。

最後になりましたが、本計画の策定に関わっていたいた米子市の皆様と、とりまとめを担った事務局の皆様に感謝申し上げます。この計画が活用され、米子市の福祉のまちづくりが進展することになれば幸いです。

令和2年3月

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
委員長 加川 充浩

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の推進に向けて	2
(1) 地域福祉とは	2
(2) 地域共生社会の実現	2
3 社会福祉協議会とは	2
4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について	3
(1) 地域福祉計画	3
(2) 地域福祉活動計画	3
(3) 一体的な計画策定について	3
5 主な国の動き	4
(1) 最近の動向	4
(2) 社会福祉法の改正の概要	5
6 他の計画との関係	9
7 計画期間	10
8 計画策定の体制	11
第2章 米子市の現状と課題	12
1 各種統計データから見た米子市の現状	12
(1) 地区別人口等	12
(2) 人口の将来推計	14
(3) 人口ピラミッドの推移	14
(4) 世帯数と家族構成別世帯数の割合の推移	16
(5) 高齢者の状況	17
(6) 障がい者の状況	18
(7) 出生の状況	19
(8) 生活困窮者の状況	20
(9) 地域・住民活動の状況	21
2 各種調査結果	22
(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査	22
(2) 地域懇談会	24
(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査	26
(4) 地域福祉ワークショップ	28
(5) パブリックコメント	30

3 米子市の課題（まとめ）	31
(1) 福祉の担い手の確保と育成.....	31
(2) 多世代・多分野・官民の協働.....	31
(3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備.....	31
(4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備.....	32

第3章 米子市が目指す地域福祉の姿 33

1 基本理念	33
2 基本目標	33
3 各福祉分野の方向性	34
(1) 高齢者	34
(2) 障がい者	34
(3) 子ども・子育て	35
(4) 生活困窮者	35
4 目標を達成するために目指す体制	36
エリア区分と総合相談支援センターの設置.....	36
コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置.....	37
重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備	37
5 計画の体系	40

第4章 目標達成のための具体的な取組 41

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり	42
(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進	42
(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働.....	44
(3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備	46
(4) 災害に備えた支え合い体制の構築	48
(5) 自死に追い込まれない社会づくり	50
(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり	52
(7) 誰もが活躍できる環境の整備	54
基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進	57
(1) 総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】	57
(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供	59
(3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供	61
(4) 虐待やDVから守るための支援	63
(5) 権利擁護の推進	65
(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸	67
(7) 居住・就労・移動手段の確保支援	69

基本目標3 未来へつながる人づくり	71
(1) 地域の人材発掘・育成	71
(2) 福祉従事者の確保・育成	73
(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進	75
第5章 計画の推進に向けて	77
1 計画の推進体制	77
(1) 計画の周知及び地域課題の把握	77
(2) 「地域福祉庁内検討会議」の開催及び福祉分野の各個別計画の検討	77
(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催	77
2 P D C Aサイクルによる進行管理	78
資料編	79
1 計画策定の経過	79
(1) 計画策定委員会	80
(2) 地域福祉庁内検討会議	81
(3) 社会福祉審議会	81
2 各種調査の概要とまとめ	82
(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査結果	82
(2) 地域懇談会で出た主な意見	105
(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査で出た主な意見	136
(4) 地域福祉ワークショップで出された意見	145
3 計画策定委員会の概要	156
(1) 計画策定委員会委員名簿	156
(2) 計画策定委員会設置要綱	157
4 用語集	159

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来に加えて、市民のライフスタイルの多様化や個人主義的傾向が強まる中で、地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となっており、地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は徐々に弱まってきています。また、核家族化や単身世帯の増加に伴い、子育てや介護に不安を抱える人も増えています。

このような地域の状況を背景に、引きこもりなど、地域の中で孤立して支援が行き届かない世帯の問題や、貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）¹等、対応が遅れることで取り返しのつかない事態となってしまう問題、様々な要因が絡み合つて問題が複雑化し、既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応が課題となっています。

これらの課題を乗り越え、誰もが住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無等に関わらず、尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことができる社会にするためには、福祉制度の「縦割り²」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、米子市及び米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が連携・協働しながら、地域課題の解決のために、それぞれが活躍することができる仕組みを構築していく必要があります。

また、米子市と市社協はこれまでに、地域福祉の推進を目指して、互いに連携を図りながら、米子市が行政計画である「地域福祉計画」を、市社協が民間の自主的な行動計画である「地域福祉活動計画」をそれぞれ独自に策定し、様々な施策に取り組んできましたが、これからは、両者がより一層連携を強化し、官民協働により、効率的・効果的な取組を行っていくかなければなりません。

このような考え方から、両計画を統合した一体的な計画として、新たに「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を米子市と市社協が共同で策定し、多様な主体が協働するための地域の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的実践について、計画的に取り組んでいくこととします。



1 ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

2 縦割り：制度や分野ごとに組織の管轄が分かれ、上下（縦）の関係を中心に組織が運営されることにより、多分野との連携が図られないこと。

2 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が住み慣れた地域の中で、人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、制度やサービスの充実とともに、地域の住民同士で支え合う社会をつくっていくことです。

本市では、様々な地域福祉活動が行われており、代表的なものとして、高齢者の交流の場づくりである「ふれあい・いきいきサロン活動³」や高齢者の見守り活動、子どもの登下校の見守り活動などがあります。また、最近では、事業者やボランティア団体などが地域住民と協力して行う「子ども食堂⁴」や子どもの学習支援などの取組も広がっています。

(2) 地域共生社会の実現

地域福祉を推進するにあたり、今まで高齢者に限定されていた「地域包括ケアシステム⁵」をより深化させ、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどすべての人が役割を持ち、地域の中でいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れた取組を進めていくことが重要です。

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

3 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に基づき設置された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織です。

市社協は、地域住民のほか、民生委員・児童委員⁶、ボランティア、社会福祉法人、福祉施設等の福祉関連事業者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、生活上の困難を抱えている人に対する福祉サービスの提供や相談援助、資金の貸付などの個別支援を行うとともに、地域の支え合い活動の支援に取り組んでいます。

3 ふれあい・いきいきサロン活動：高齢者が公民館等に集まって、高齢者同士の交流を通して生きがいづくりや社会参加をすすめ、地域で元気に暮らすことを目的とした活動

4 子ども食堂：子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、居場所を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

5 地域包括ケアシステム：団塊世代（昭和 22 年から 24 年生まれの人口ボリューム層）が 75 歳以上となる 2025 年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

6 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法で定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティア。すべての民生委員は児童委員を兼ねる。一定の担当地区を受け持ち、地域や関係する機関との連携をとりながら、高齢者の介護、子育て、健康・医療などに関する相談に応じ、必要な援助を行う。

4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び第108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。

「市町村地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」といいます。)は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

米子市では、平成18年度に第1期計画を策定後、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期、平成28年度に第4期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成8年度に第1次計画を策定後、平成13年度に第2次、平成18年度に第3次、平成23年度に第4次、平成28年度に第5次計画を策定し、住民、民間団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施を目指して、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行います。

5 主な国の動き

(1) 最近の動向

「地域共生社会」の実現に向けた最近の国の動向は以下のとおりです。

平成 27 年 9 月	<p>「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表 厚生労働省は、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、4つの改革の方向性を示しました。</p> <ul style="list-style-type: none">①包括的な相談体制システム②高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上④総合的な人材の育成・確保
平成 28 年 6 月	<p>「地域共生社会」の実現を提唱 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。</p>
平成 28 年 7 月	<p>「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置 「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討が開始されました。</p>
平成 28 年 10 月	<p>「地域力強化検討会」を設置 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方についての検討が開始されました。</p>
平成 29 年 6 月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布 社会福祉法の一部改正が行われました。</p>
平成 29 年 9 月	<p>地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表 地域共生社会の実現に向けて目指す方向性が示されました。</p>
平成 30 年 4 月	<p>改正社会福祉法施行</p>
令和元年 5 月	<p>「地域共生社会推進検討会」を設置 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、社会保障・生活支援において今後強化すべき機能についての検討が開始されました。</p>
令和元年 12 月	<p>地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」を公表 地域共生社会の実現に向けた包括的支と多様な参加・協働の推進に関する方向性が示されました。</p>

【地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要】

○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉

社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であるが、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値がある。

○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。それぞれの地域で共生社会の実現に向けて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

○重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉

これからの中長期的に重要な視点は「予防」である。これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが必要。

○包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」・「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要。

(2) 社会福祉法の改正の概要

「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」や「地域力強化検討会」での検討を経て、改正社会福祉法が平成29年5月に国会で可決・成立し、平成30年4月から施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

ア 地域福祉の推進（第4条第1項）改正

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、
「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

イ 地域福祉の理念（第4条第2項）新設

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

ウ 福祉サービス提供の原則（第5条）改正

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するに当たっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

エ 地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第6条第2項）新設

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

オ 相談支援を担う事業者の責務（第106条の2）新設

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

カ 包括的な支援体制の整備（第106条の3）新設

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第1号関係）

- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第2号関係）

- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第3号関係）

- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

キ 市町村地域福祉計画（第107条）改正

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

- ・福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置付け）
- ・包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<抄>

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者

（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

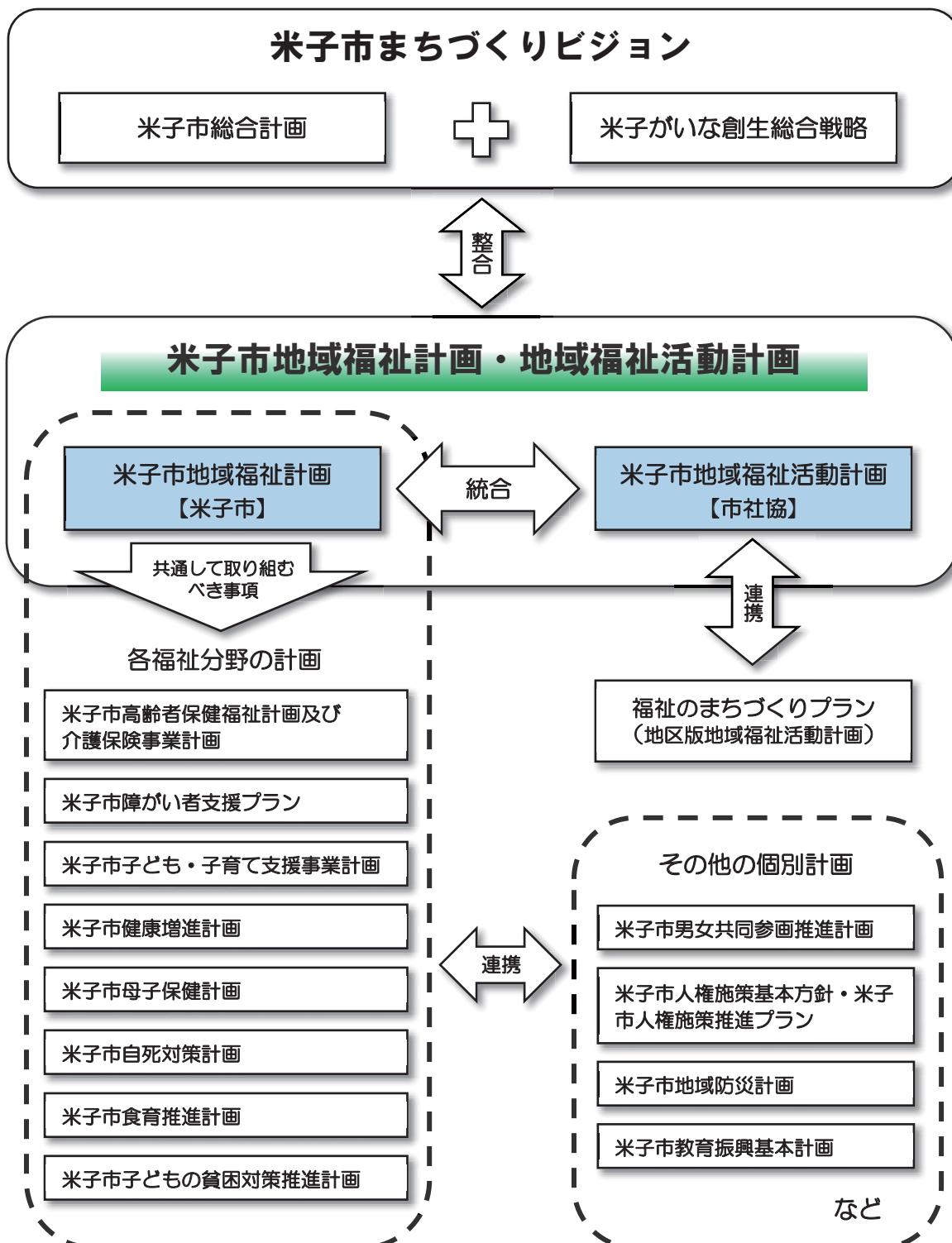
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

6 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や地域住民主体で、各地区において策定される「福祉のまちづくりプラン」との連携を図ります。



7 計画期間

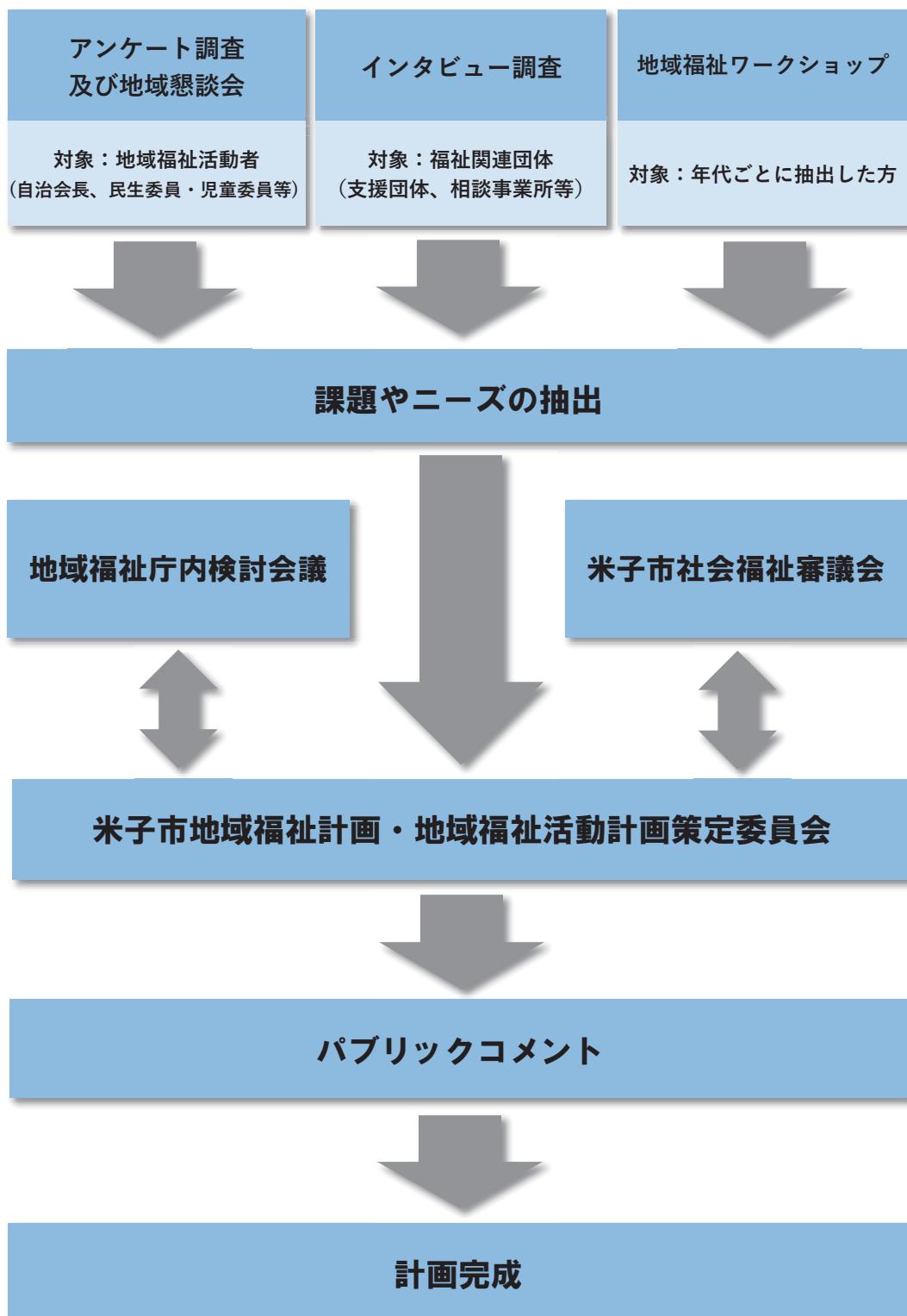
本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。計画期間の初年度である令和2年度は、本計画の前身となる「第4期米子市地域福祉計画」と「第5次米子市地域福祉活動計画」の計画期間中ですが、国の動向や社会福祉法の改正、地域の現状等を総合的に勘案し、両計画の期間満了を待たずに本計画に移行することとします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米子市まちづくりビジョン						現行計画				
第4期米子市地域福祉計画		前計画						本計画		
第5次米子市地域福祉活動計画		前計画								
米子市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画				現行計画			次期計画			
支援 米子 市障 がい 者 プラン	米子市障がい者計画	現行計画								次期 計画
	米子市障がい福祉計画				現行計画			次期計画		
	米子市障がい児福祉 計画				現行計画			次期計画		
米子市子ども・子育て支援事業 計画						現行計画				
米子市健康増進計画				現行計画						次期計画
米子市母子保健計画				現行計画						次期計画
米子市自死対策計画					現行計画					
米子市食育推進計画					現行計画					
米子市子どもの貧困対策推進 計画					現行計画					

8 計画策定の体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体や事業者、そのほか広く市民の参加を得た上で、米子市の関係課や市社協、米子市社会福祉審議会⁷、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における検討を経て、策定を行いました。



7 米子市社会福祉審議会：市長の諮問に応じ、社会福祉事業に関する基本的な事項について調査審議する機関

第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

(1) 地区別人口等

本市の人口は、住宅密集地がある市の中南部に集中しています。高齢化率⁸は、南部地域や弓浜地域、淀江地域に高い地区が多いですが、人口が多い市街地の中でも高い地区があります。

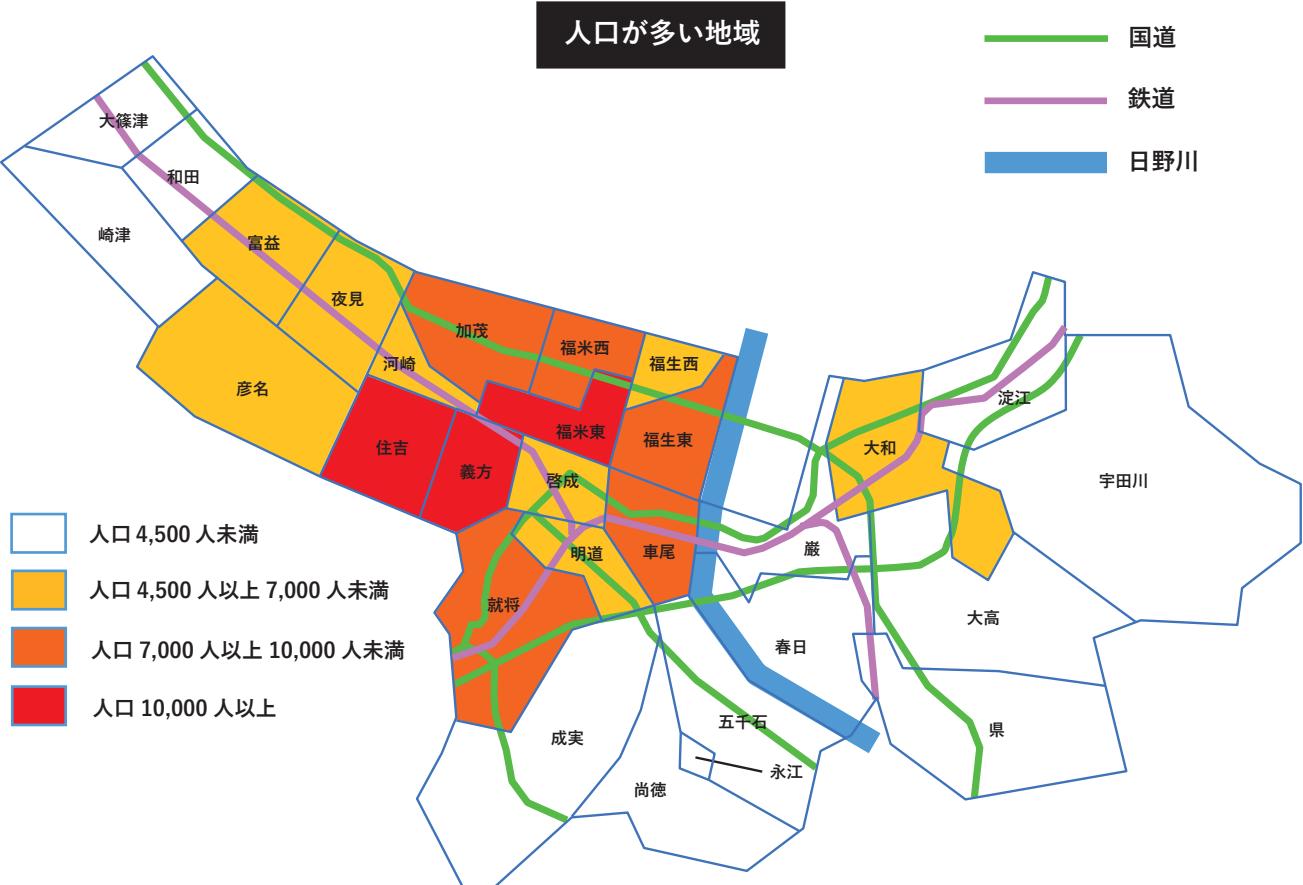
■地区別人口統計

地区	人口	0~5	6~14	0~14	15~64	65以上	うち75以上	高齢化率	世帯数	平均年齢
明道	4,704	217	382	599	2,646	1,459	829	31.0%	2,259	51.74
就将	7,227	322	567	889	4,406	1,932	901	26.7%	3,136	50.00
啓成	6,132	237	270	507	3,430	2,195	1,225	35.8%	3,282	52.60
車尾	7,281	546	771	1,317	4,517	1,447	766	19.9%	3,027	41.99
義方	10,060	377	646	1,023	5,702	3,335	1,819	33.2%	5,153	52.32
福生東	7,944	534	803	1,337	4,811	1,796	940	22.6%	3,611	47.36
福生西	4,675	252	347	599	2,696	1,380	740	29.5%	2,481	47.69
福米東	11,037	695	1,012	1,707	6,937	2,393	1,202	21.7%	5,052	44.15
福米西	8,683	624	959	1,583	5,474	1,626	837	18.7%	3,924	41.61
住吉	11,080	577	942	1,519	6,513	3,048	1,580	27.5%	5,194	45.93
加茂	9,288	615	746	1,361	5,724	2,203	1,182	23.7%	4,399	43.07
河崎	4,640	217	349	566	2,600	1,474	749	31.8%	2,039	48.30
彦名	4,638	204	393	597	2,559	1,482	753	32.0%	1,979	48.06
夜見	4,692	220	339	559	2,620	1,513	774	32.2%	2,019	48.72
富益	5,041	298	410	708	2,885	1,448	683	28.7%	2,050	46.19
崎津	2,847	89	171	260	1,477	1,110	582	39.0%	1,257	52.26
和田	2,484	68	145	213	1,279	992	519	39.9%	1,115	52.86
大篠津	2,007	83	137	220	1,097	690	362	34.4%	865	50.17
成実	4,170	29	275	304	2,253	1,613	833	38.7%	1,886	52.01
尚徳	1,596	51	112	163	814	619	298	38.8%	634	51.71
永江	2,569	81	188	269	1,287	1,013	433	39.4%	1,188	50.70
五千石	3,018	132	214	346	1,637	1,035	549	34.3%	1,233	50.99
巖	3,430	182	304	486	2,024	920	454	26.8%	1,393	46.84
春日	2,136	91	147	238	1,077	821	448	38.4%	869	52.29
大高	3,184	122	230	352	1,783	1,049	495	32.9%	1,310	51.45
県	3,733	188	363	551	2,195	987	444	26.4%	1,436	50.21
淀江	3,709	155	267	422	1,836	1,451	837	39.1%	1,476	51.40
大和	4,653	318	435	753	2,839	1,061	521	22.8%	1,963	43.93
宇田川	1,179	31	41	72	644	463	227	39.3%	403	52.26
全体	人口	0~5	6~14	0~14	15~64	65以上	うち75以上	高齢化率	世帯数	平均年齢
	147,837	7,555	11,965	19,520	85,762	42,555	21,982	28.8%	66,633	48.99

住民基本台帳を基に米子市福祉政策課作成 令和元年 12 月 31 日時点

8 高齢化率：総人口に占める 65 歳以上人口の割合

人口が多い地域



高齢化率が高い地域

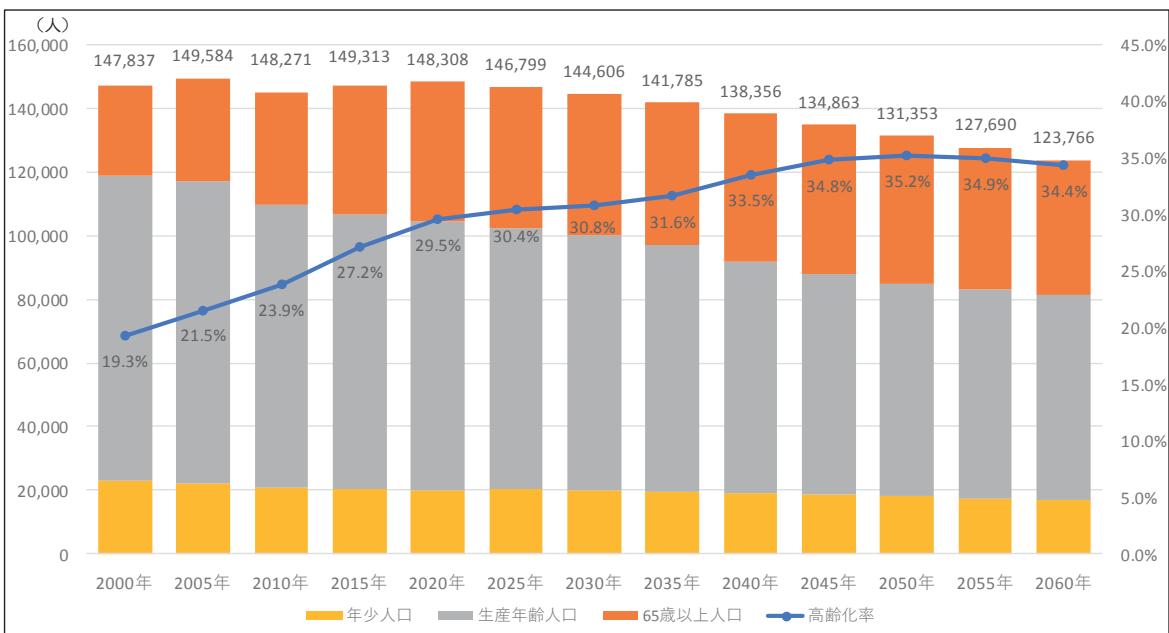


(2) 人口の将来推計

将来の本市の人口は、今後減少が続いていくことが予想されます。年代別にみると、65歳以上人口は2045年頃まで概ね増加していった後、減少に転じますが、年少人口⁹は概ね減少し続け、生産年齢人口¹⁰はさらに大きく減少し続けていくことが予想されます。2050年頃には、生産年齢人口割合が51.1%と最も低くなるのに対し、高齢化率は最も高くなり35.2%に達する見込みです。

■米子市の将来人口推計

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	147,837	149,584	148,271	149,313	148,308	146,799	144,606	141,785	138,356	134,863	131,353	127,690	123,766
65歳以上人口	28,552	32,139	35,379	40,569	43,818	44,617	44,599	44,833	46,411	46,927	46,281	44,609	42,520
生産年齢人口	95,877	95,197	88,910	86,473	84,379	82,048	79,894	77,442	72,967	69,442	67,101	65,691	64,366
年少人口	22,973	22,067	20,678	20,163	20,111	20,135	20,112	19,510	18,978	18,494	17,971	17,391	16,879
高齢化率	19.3%	21.5%	23.9%	27.2%	29.5%	30.4%	30.8%	31.6%	33.5%	34.8%	35.2%	34.9%	34.4%
生産年齢人口割合	64.9%	63.6%	60.0%	57.9%	56.9%	55.9%	55.2%	54.6%	52.7%	51.5%	51.1%	51.4%	52.0%
年少人口割合	15.5%	14.8%	13.9%	13.5%	13.6%	13.7%	13.9%	13.8%	13.7%	13.7%	13.7%	13.6%	13.6%



出典：2000年～2015年は国勢調査 各年の10月1日時点（総人口は年齢不詳を含む）

2020年～2060年は米子市独自推計（米子市まちづくりビジョン）

(3) 人口ピラミッドの推移

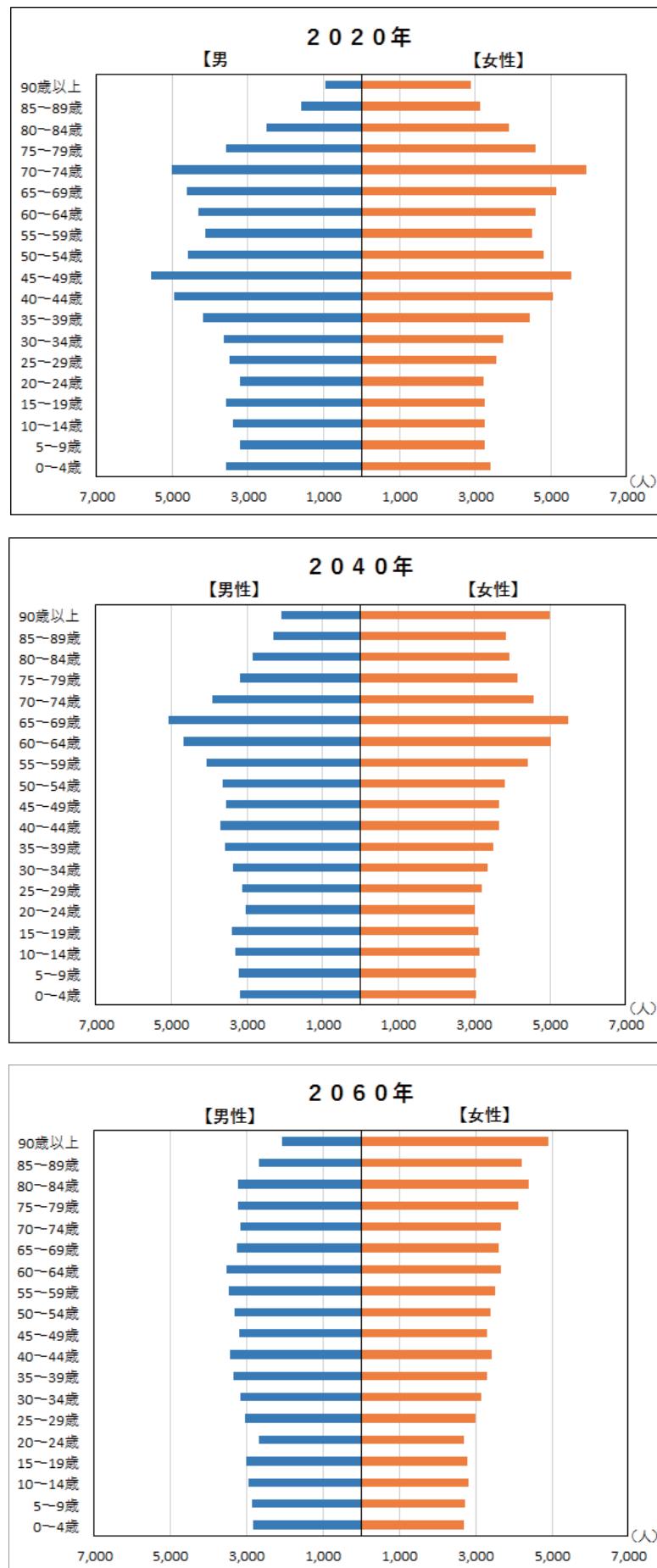
2020年、2040年、2060年と、予測される本市の性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）をみると、2020年時点では団塊世代¹¹を含む年齢層である70～74歳と、その子どもの世代と考えられる年齢層が男女ともに多く、これらの世代が人口ボリュームを保ちつつ推移していく一方で、生産年齢人口や年少人口は徐々に減少していくことがわかります。

9 年少人口：15歳未満の人口

10 生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口。労働力の中核として想定される年齢層

11 団塊世代：第一次ベビーブームが起きた時期（昭和22年から昭和24年の3年間）に生まれた世代で、人口ボリュームが突出している年齢層

■性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）



(4) 世帯数と家族構成別世帯数の割合の推移

世帯数は1995年から2019年にかけて増加し続けていますが、1世帯当たりの人員は減少し続けています。また、1995年から2015年にかけての世帯の構成割合の推移をみると、「ひとり親と子ども」、「非親族」、「単独」で構成される世帯が増加傾向にありますが、「夫婦と子ども」、「夫婦と親と子ども」で構成される世帯は減少傾向にあります。

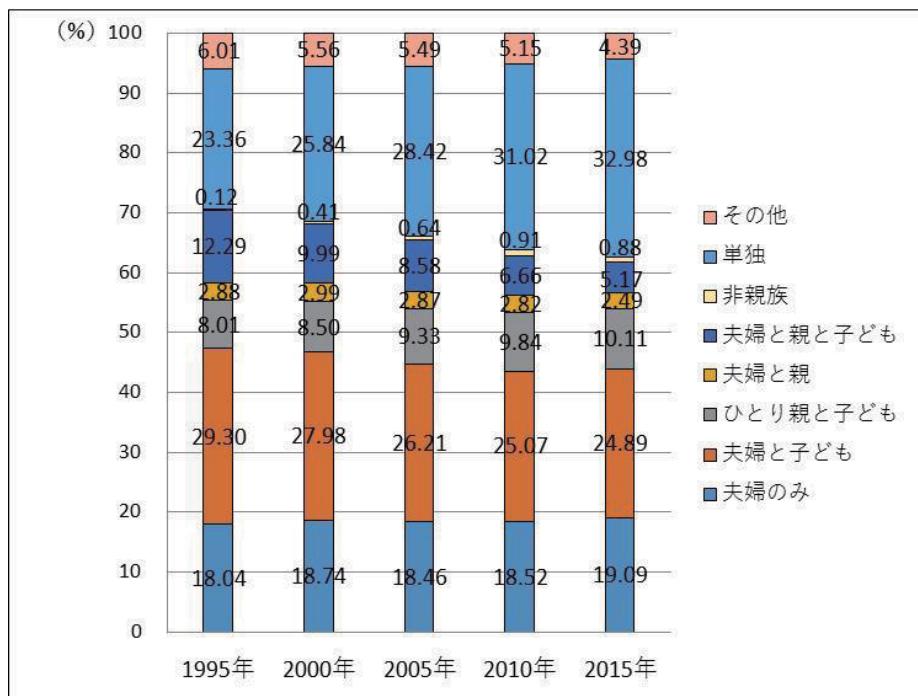
■世帯数と1世帯当たりの人員の推移



出典：住民基本台帳 1995年から2010年は10月1日時点

2015年、2019年は9月30日時点

■家族構成別世帯数の割合の推移

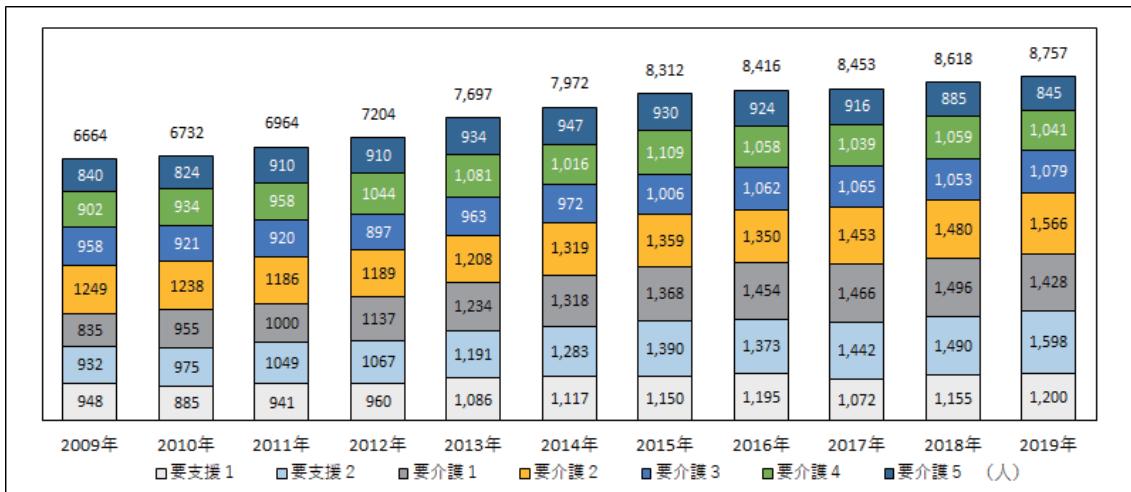


出典：国勢調査 各年10月1日時点

(5) 高齢者の状況

米子市の要介護認定¹²者は年々増加しており、要支援 2 及び要介護 1 の認定者の增加が目立ちます。2009 年から 2019 年までの間で、認定者数はそれぞれ要支援 2、要介護 1 がともに約 1.7 倍となりました。

■要介護認定者数の推移



米子市長寿社会課作成 各年 3 月末日時点

要支援 1,2 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態が考えられます

要介護 1 要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 2 要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 3 要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 4 要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態が考えられます

要介護 5 要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態が考えられます

<参考>

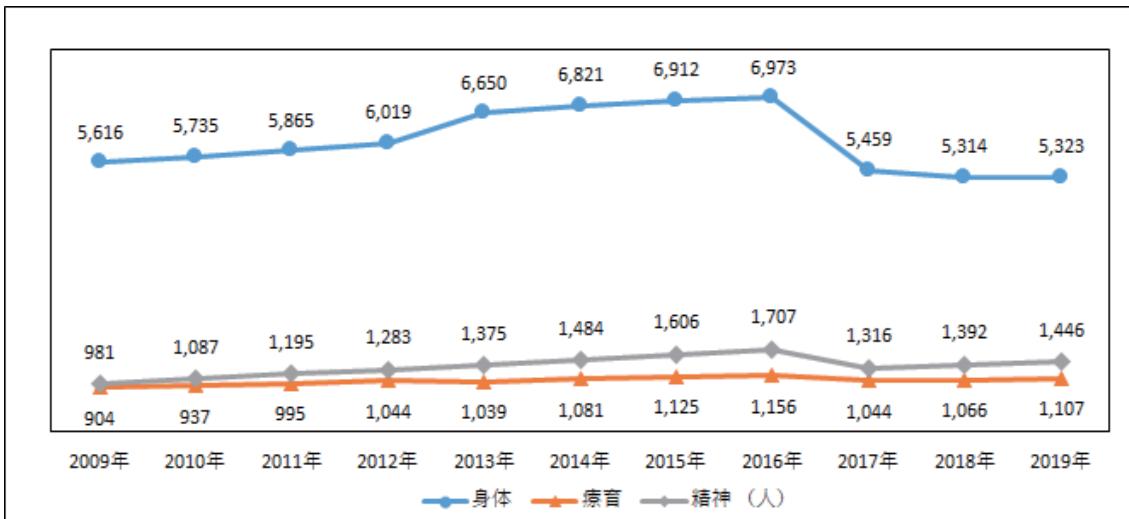
厚生労働省 平成 14 年度の老人保健健康増進等事業より

12 要介護認定：要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。認定区分によって、介護サービスの給付限度額が決められている。

(6) 障がい者の状況

2019年3月末時点での障害者手帳¹³の所持者の約68%が身体障がい者となっています。また、身体障がい者のうち最も多いのが肢体不自由者であり約54%を占めます。精神障がい者のうち最も多いのが2級であり、約77%を占めます。

■障害者手帳所持者数の推移



米子市障がい者支援課作成 各年3月末日時点

■障がい種類別

身体		療育		精神	
視覚	334	A	338	1級	164
聴覚平衡機能	412	B	769	2級	1,114
音声言語機能	67			3級	168
肢体不自由	2,853				
内部	1,657				
合計	5,323	合計	1,107	合計	1,446

米子市障がい者支援課作成 2019年3月末日時点

13 障害者手帳：障がいのある人が取得することができる手帳の総称。「身体障害者手帳」（身体障がい）、「精神障害者保健福祉手帳」（精神障がい）、「療育手帳」（知的障がい）の3種類がある。

(7) 出生の状況

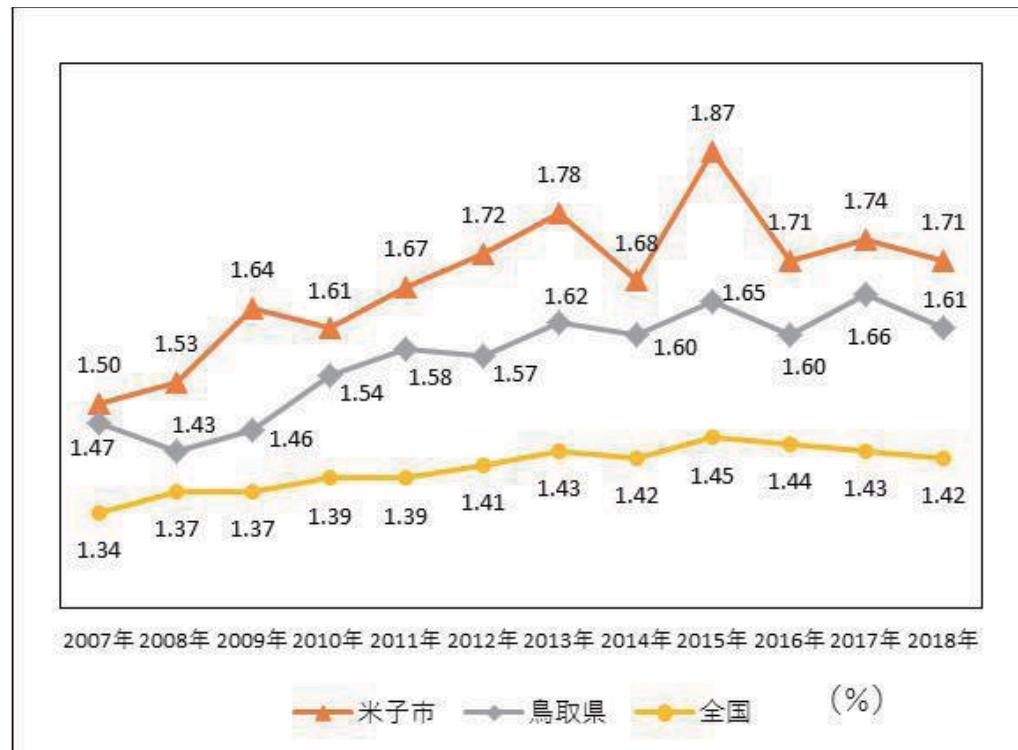
出生数は年により若干の差がありますが、2015 年度以降減少傾向にあります。合計特殊出生率¹⁴は 2018 年時点では 1.71 であり、全国平均の 1.42、鳥取県平均の 1.61 より若干高くなっています。

■出生数の推移



出典：住民基本台帳（年度ごと）

■合計特殊出生率



出典：厚生労働省「人口動態統計」
鳥取県福祉保健課「人口動態統計」

14 合計特殊出生率：その年における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（出生数／女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標

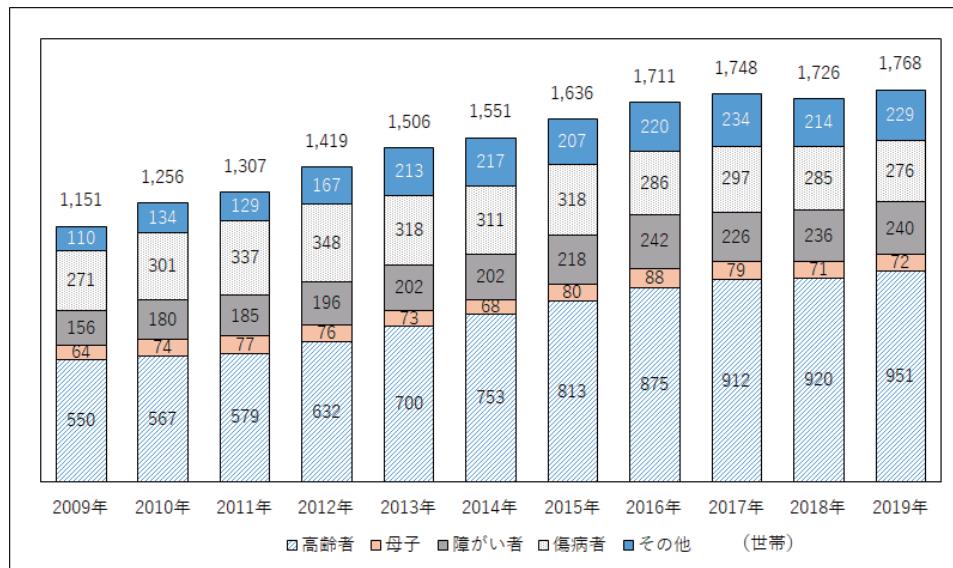
(8) 生活困窮者の状況

生活保護受給者数は増加し続けています。とりわけ増加が多いのは高齢者世帯とその他の世帯であり、2009年からの10年間で、高齢者世帯は約1.7倍、その他の世帯は約2倍に増加しています。また、生活困窮者自立相談支援事業¹⁵への相談数も増加しています。

※生活保護の世帯類型

ア 高齢者世帯	男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯
イ 母子世帯	現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
ウ 障がい者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、心身上の障がいのため働けない者である世帯
エ 傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受ける世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
オ その他の世帯	上記アからエのいずれにも該当しない世帯

■生活保護受給世帯数の推移



米子市福祉課作成 各年度 4月末日時点

■生活困窮者自立相談支援事業 相談数の推移



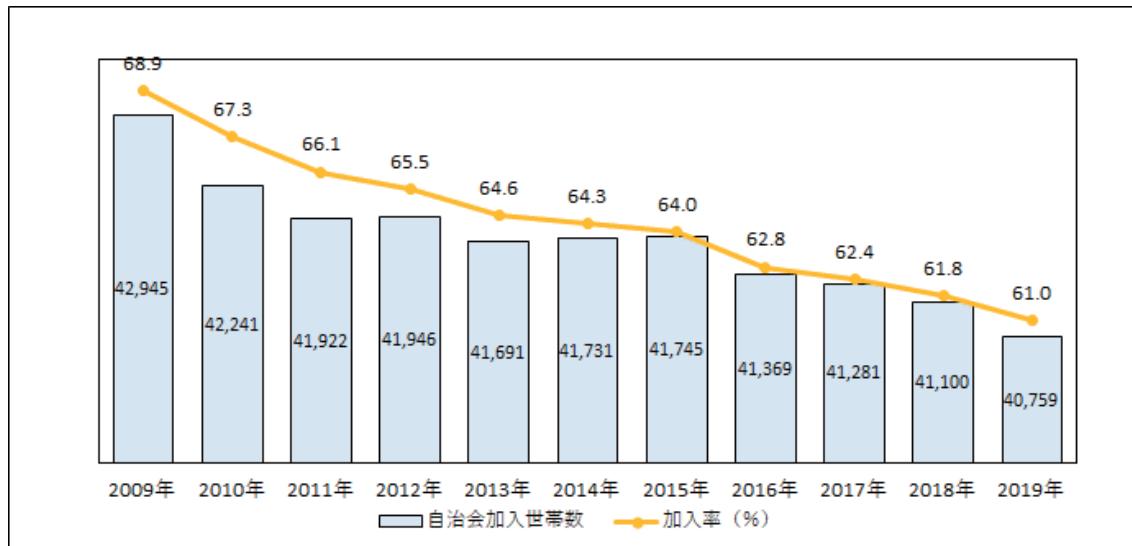
米子市社会福祉協議会作成（年度ごと）

15 生活困窮者自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上で、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。米子市は市社協へ委託している。

(9) 地域・住民活動の状況

自治会加入率¹⁶は減少し続けています。自治会加入世帯数は2009年で42,945世帯、2019年には40,759世帯となり、10年間で2,186世帯減少しています。

■自治会加入世帯数の推移



米子市地域振興課作成 各年5月1日時点

16 自治会加入率：総世帯数に占める自治会加入世帯数の割合

2 各種調査結果

計画の策定にあたり、多様な市民参画を得るため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査

地域福祉活動を実践している住民を対象に、活動の状況や課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

対象者	<ul style="list-style-type: none">・自治会長（418名）・地区社会福祉協議会¹⁷長（27名）・民生委員・児童委員（335名）・在宅福祉員¹⁸（808名） <p>合計 1,588名 (回答者 1,238名 回収率 77.9%)</p>
実施期間	平成30年9月～11月
調査結果	<p>■活動者の高齢化、なり手不足と負担感</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅福祉員、自治会長、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会長などの属性も年齢は60代～70代が中心となっています。・活動する中で困っていることについて、ほとんどの属性が「メンバーが高齢化してきている」を選びました。また、「その他」の選択肢の中でも、活動のなり手がない・後継者がいないという内容の回答が多く、活動者の高齢化、なり手不足が顕著です。・活動者はやりがいを感じているものの、すべての属性で多くの方が負担感を感じています。メンバーの高齢化や担い手不足、固定化は、「活動のマンネリ化」や「若い人が参加しやすい活動ができない」といった、活動の中で困っていることにもつながっていると考えられます。 <p>■地域の付き合いの希薄と情報不足</p> <ul style="list-style-type: none">・活動する中で困っていることについて、メンバーの高齢化に次いで多いのが「支援を必要とする人などの情報が得にくい」という意見であり、「地域の付き合いが薄くなっていて活動がしにくい」といった意見とともに、地域の情報を得ることが困難であると感じられていることが考えられます。・「市民に活動内容を情報提供する場や機会が少ない」という意見も多数あるため、地域の中で支援が必要な方と、支援を行おうとする活動者がうまく結び付かないことが考えられます。

17 地区社会福祉協議会：地域住民が相互協力し、社会福祉の増進を目指して市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体で構成されている。

18 在宅福祉員：市社協会長が委嘱するボランティア活動員。市内に約800名を委嘱し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などを定期的に訪問し、見守り活動を行う。

調査結果

■人材確保とご近所付き合いで活動の活発化を期待

- ・組織の活動を活発に行うために有効な取組は何かという問い合わせには「退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け、活躍の場をつくる」という意見が一番多くなりました。退職し、比較的時間に余裕があり、分野ごとに深い知識をもったシニア世代を加え、活動における人材の不足の解消を求められていると考えられます。
また、「気軽に地域参加できる体制づくり」、「気軽に情報交換ができるような近所同士の関係づくりの強化」が2、3番目に多い意見となっており、地域の中でご近所が気軽に付き合える環境をつくり、情報交換の活発化を望んでいることがわかります。そこから支援が必要な方の情報等を得て、うまく支援につなげていきたい思いがあると考えられます。

■地域課題の解決に向けた互助の重要性

- ・地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことについての問い合わせには、「となり近所同士で助け合う体制づくりの促進」という意見が一番多く、「困りごとを気軽に相談できる身近な相談窓口」、「地域福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人の養成」が2、3番目に多い意見となっています。地域の中での住民同士の助け合いを基本とし、そこで出た課題を受け止める相談窓口など、行政や各団体、企業等を含めた支援体制、またそれを実現するため地域でリーダーシップを発揮できる人材が求められていると考えられます。

(2) 地域懇談会

前年に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、市内全29地区の公民館において、各地区の生活課題や地域活動の在り方を考えるワークショップを開催しました。

【ワークショップの内容】

グループワーク形式により、

- ①「地区の良いところ、良いと思われる活動」
- ②「生活や活動される中で困っていること、課題に感じること」
- ③「こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること」

について意見交換を行いました。

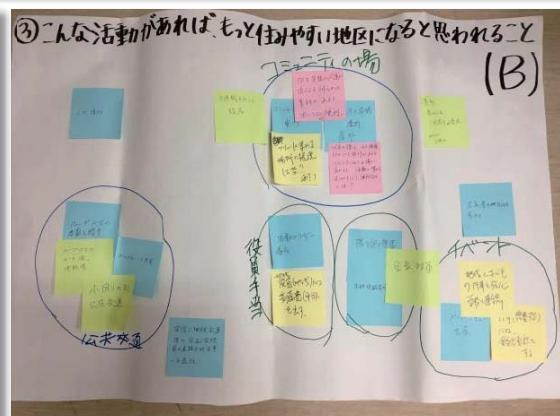
参加者

- ・自治連合会¹⁹（60名）
- ・民生委員・児童委員（59名）
- ・在宅福祉員（57名）
- ・地区社会福祉協議会長（26名）
- ・小学校PTA役員（50名）
- ・公民館長・公民館職員（33名）
- ・地域包括支援センター²⁰職員（27名）
- ・地域ボランティア（9名）

合計326名

実施期間

平成31年2月19日～令和元年6月27日



調査結果

1 地区の良いところ、良いと思われる活動

最も多く出た意見は、住民どうしのつながりが強いことや行事への参加率が高いなどの「地域の結びつき」に関する意見であり、29地区中27地区から意見が出ました。人が気さくである等の「人柄に関すること」、子どもの声に元気がもらえる等の「子どもに関すること」といった意見が多く出ました。

19 自治連合会：自治会の連合組織。各公民館区域に置かれた「地区自治連合会」は、自治会相互の連絡調整のほか、公民館と協力して地区内の各種事業などに関わり、地区自治連合会長が常任委員として運営する「米子市自治連合会」は米子市の自治会全体の取りまとめ役を担う。

20 地域包括支援センター：地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。市内に7箇所設置設置されている。

地区での活動に関する意見としては、皆が参加できる祭りなどのイベントがあることやサロン活動が活発といった「行事やサロン等の活動」に関する意見や「活動に協力的」といった意見が多く出ました。

また、環境に関する意見として、「自然が豊か」、駅やバス停、高速道路の乗り口が近いなどの「交通の便が良い」といった意見が多く出ました。

2 生活や活動される中で困っていること、課題に感じること

最も多く出た意見は、人口減少や地域活動者の担い手不足といった「人材の不足」に関する意見であり、29地区すべてから意見が出ました。これに続き「少子高齢化」に関する意見が多く、28地区から意見が出ており、上記二つの意見に関連して、活動者の役の重複・固定化や後継者の不在に伴う、「負担感」に関する意見も多く出ました。

人との関わりについての意見として、若い世代が地域の活動に参加しないなどの「世代間の隔たり」に関する意見やコミュニケーションの減少や隣近所とのつながりが弱くなったことに関する「地域や近所のことが分からない」といった意見が多く出ました。

また、環境についての意見として、公共交通が不十分・車に乗れないといけないといった「移動手段」に関する意見や道が狭く歩行者が危ないなどの「危険な場所がある」という意見、商店が無いなどの「買物が困難」といった意見が多く出ました。

3 こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

地区での交流や活動を促進したいという思いから、「交流の機会を増やす取組」に関する意見が最も多く出ました。また、これに関連して、幅広い世代に参加してほしいといった「世代を超えた交流」に関する意見も多く出ました。

子どもや高齢者を対象とした「見守り」に関する意見や自主防災組織²¹の設立、防災訓練の実施など「防災の取組」に関する意見も多く出ました。

環境面についての意見として、幅広い世代が集まれる場所や公民館の整備など「集いの場所の整備」に関する意見や送迎ボランティア、巡回バスルートの充実など、「移動支援」に関する意見が多く出ました。

21 自主防災組織：災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消火活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の自主防災組織。主に自治会単位で結成される。

(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査

障がい者等の家族会や相談支援事業者等の各団体から、現在の取組の現状や課題、住民やほかの団体との連携の在り方などについての意見聴取を目的として、インタビュー調査を行いました。

また、各相談事業所に対して、複合的課題や制度の狭間の課題解決のための、多機関協働・包括的相談支援体制の構築にあたり、望ましい体制についても聞き取りました。

対象団体	種別	
	障がい者等の家族会 3団体	サロン・交流の場 5団体
	児童・子育て支援 2団体	高齢者支援 1団体
	生活困窮者支援 1団体	権利擁護支援 1団体
相談事業所 (地域包括支援センター 7箇所、一般相談支援事業所 ²² 4箇所)		
実施期間	平成31年3月～令和元年6月	
調査結果	<p>■活動している中での問題点や課題</p> <p>各団体から共通して多く出た課題が、活動者の不足に関することでした。しかし、課題と感じる理由については、「専門性のある支援者が少ない」、「困難事例に対応できる人材の不足」といった活動者に求める能力が理由となるものや「長期間の支援、ケースも多いため人材不足」、「ボランティアのため負担が大きい」といった活動等の条件や環境が理由となるものがあり、団体により異なります。</p> <p>さらに共通する課題として、情報がうまく得られない・発信できないといった意見があり、具体的には「なんでも分かり、聞ける総合的な相談窓口が必要」、「行政と連携がとりにくく、情報提供や協働の仕組みが無い」、「地域との関わりが少ない世帯の支援に苦慮している」、「発信力の不足」との意見が出ました。</p> <p>また、障がい者等の家族会からは「義務教育終了後の支援体制が無い」といった切れ目の無い支援に関する課題やサロン・交流の場からは「衛生管理やアレルギーに対する不安」、「補助制度を利用すると、活動に制限が出るのでは」といった課題、児童・子育て支援団体からは「依頼が不定期のため、収入が安定しない」といった意見が出ました。</p> <p>地域包括支援センターや一般相談支援事業所からは、「独居世帯、生活保護受給世帯の増加」、「行政機関の窓口は縦割りで他分野を把握していない現状がある」、「料金が発生しない困りごとへの対応に追われる」、「相談が生活全般にわたることが多いため、根本の課題解決まで至らない」、「行政と協働して地域づくりをしていきたいが、米子市が一般相談支援事業所に何を求めているかが明確でない」という意見が出ました。</p>	

22 一般相談支援事業所：障がい者の基本的な生活相談に加え、施設や病院等に入所・入院している人の地域生活への移行や、地域生活の継続に関する支援を行う事業所

多機関の協働・包括的相談支援体制の構築については、「制度の狭間にいる人をいろいろな視点から、丸ごと支援できるシステム」、「総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口の設置」、「町村の役場のようなワンフロアの中に多分野が集まっており、情報共有のしやすさと住民との距離感も近く支援がスムーズな形」など、様々な意見が出ています。

■問題点や課題について今後必要と考える取組

他団体や住民、行政との協働に関する取組や情報の発信・共有に関する取組が、各団体に広く必要と考えられています。協働については、「寄付金や会費以外の運営資金の確保（企業スポンサー等）」や「衛生管理について保健所から指導を受ける」、「学校を巻き込んだ取組」といったことが必要であるという意見が出ました。

情報については「地域住民へ理解のための普及啓発活動」、「専門家による相談会の開催」、「成年後見制度²³の活用方法の講演、意見交換会」などの住民に向けた情報発信に関する意見が多く出ました。

■地域住民や行政、社会福祉協議会の協力や支援が必要と考えること

各団体から地域住民に対しては、団体が行う活動についての理解や参加についての意見が出ました。また、行政や社会福祉協議会に対しては、「相談機関へつなぐシステムづくりと、窓口の集約・周知」、「関係機関が連携し、切れ目のない適切な支援ができるネットワーク体制の構築」、「それぞれの役割分担を明確にする」、「企業への活動協力の働きかけ」などの、協働のための体制整備に関する協力や支援についての意見が多く出ました。

また、「行政への精神保健福祉士²⁴の配置」、「教員や施設職員OBの活用」、「補助金、助成等の情報の集約や申請書類の作成支援」、「フードバンク²⁵等による食料支援」などが必要であるという意見が出ました。

■今後地域福祉を充実していくために、特に力を入れていくべきを感じること

「当たり前に相談ができる社会の雰囲気づくり」や「役割のある人だけではなく、みんなが意識を持ち、支え合うまちづくり」など、地域の中での助け合いの雰囲気や意識に関することが必要であり、それに関連して「地域住民に対する、理解を深めるための正しい知識の普及活動」、「障がい者等が正しく理解されるための人権学習や普及啓発活動」、「行政、社会福祉協議会、地域、関係機関が連携するための、顔の見える交流の機会がほしい」などの、啓発や、情報共有のための機会を設けることが大切だとする意見が多く出ました。

23 成年後見制度：家庭裁判所によって選ばれた後見人が、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を行うことで、その人の権利を擁護する制度

24 精神保健福祉士：精神障がい者の抱える生活問題、社会問題の解決のための援助や社会参加に向けての支援活動を行う専門職

25 フードバンク：包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、品質には問題は無いが、市場に流通させることができない食品を企業等からもらい受け、必要としている施設や団体、困窮世帯者等に無償で提供する活動

(4) 地域福祉ワークショップ

全3回の市民参加型ワークショップを開催しました。各回をそれぞれ「未成年の部」、「若者から中間年齢層の部」、「多世代交流の部」と設定して、各年齢層から参加者を募り、地域懇談会などから出た課題についての意見交換を行いました。

概要

(第1回 未成年の部)

- 開催日 令和元年7月20日(土)
- 参加者 15歳から20歳未満の方(37名)7グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①就職するときに県内に残ってもらうには
 - ②県外に出ていった若者にどうやって戻ってきてもらうか
 - ③地域活動の担い手をどうやって増やしていくか
 - ④地域の子どもからお年寄りまで、どうやって多世代の交流を促していくか
- グループワークの方法
ブレインストーミング²⁶による意見出しを行い、出し合った意見を種類ごとにまとめる。

(第2回 若者から中間年齢層の部)

- 開催日 令和元年7月20日(土)
- 参加者 20代から50代の方(17名)4グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①福祉の担い手の確保と育成
 - ②多世代・多分野・官民の協働
 - ③住民への情報提供、相談支援体制の整備
 - ④住民交流・地域福祉活動の拠点の整備
- グループワークの方法
ブレインストーミング×2段階による意見出しを行い、「効果」と「実現性」の高低で整理し、必要に応じて種類ごとにまとめる。

(第3回 多世代交流の部)

- 開催日 令和元年7月21日(日)
- 参加者 28名(未成年13人、若者から中間年齢層5人、高齢者9人)6グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①幅広い世代の交流や地域活動への参加を促進するには
 - ②公民館をもっと上手に活用するには
- グループワークの方法
ブレインストーミングによる意見出し(原因の掘り下げ)を行い、原因に対する手段を考えネーミング、効果・コスト・スピード・継続性・心的負担の面から手段の評価を行う。

26 ブレインストーミング：数名のチームごとに、決められたテーマに対し、互いにアイデアを出し合う会議手法



開催結果

多世代の部では、「幅広い世代の交流」、「地域活動への参加」の課題について、「高齢者か子ども向けの行事しかない」、「行事に出ない人に上手く声掛けをする人がいない」、「仕事や学校が忙しく、行事に参加しづらい」、「地域活動が知られていない」といった原因から、改善策として「幅広い年齢の人が参加できる取組をする」、「地域活動の企画の段階から学生や若い世代が参加する」、「紙媒体に加え、ソーシャルネットワークサービスなども活用し情報共有をする」といったアイデアが出されました。

若者から中間年齢層の部、多世代の部で共通して評価されたアイデアは、現在、若い世代が地域活動への参加が少なく、多世代の交流が難しいといった面から、「若い世代が地域での活動に企画段階から参加していく」といった取組に関するものでした。

■地域の交流・福祉活動の拠点整備と公民館の利用

若者から中間年齢層の部では、「住民交流」の課題について、保育園行事として高齢者と関わっていく」や「学校の活動に地域が参加する（運動会や参観日）」などの、保育園や学校と地域がつながるような取組に関する提案が出たほか、「地域福祉活動の拠点」の課題について、「外から見やすいところで活動する」、「生活サービス（コインランドリー、ガソリンスタンド、薬局、病院等）に付随して交流拠点を設ける」など、人が集まりやすい場所で、地域の取組を行うと地域の交流が活発になり、拠点整備の効果が大きく出るといったアイデアが評価されました。

多世代の部では、「公民館が上手に活用されていない」という課題に対する取組を考えてもらいました。この課題について、「特定の世代の人しか集まっていないので入りづらい」、「公民館で何をしているかわからない」、「公民館の必要性を感じない」、「若者が楽しめることがない」などの原因から、「調べ物ができるスペース・勉強ができるスペース・子どもが遊べるスペースを確保する」、「公民館についての情報を楽しい情報と一緒に発信する」、「紙媒体のみではなくSNSなどを併用し多世代が気軽に見ることができるようにする」、「幅広い世代の人が参加できるイベントの企画と宣伝」などのアイデアが出されました。

■情報提供と相談への対応

若者から中間年齢層の部で「住民への情報提供、相談支援体制の整備」といった課題についての取組を考えてもらいました。効果と実現性の面から、参加者に高く評価されたアイデアは「スーパーやカフェなどに、利用できるサービスのポスターや資料を置いておき、住民の目に触れるようにする」、「専門職がいる相談機関の情報提供、公民館や学校などに周知する」、「フリーペーパーで周知をはかる」など、現在実施していない媒体や場所での広報の取組についてのものでした。

(5) パブリックコメント

計画案が完成した時点で、広く市民に意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

【実施期間】 令和元年12月18日～令和2年1月17日

【意見提出者数】 3名

【意見数】 3件



3 米子市の課題（まとめ）

(1) 福祉の担い手の確保と育成

地域活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員・児童委員や在宅福祉員等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられました。地域福祉の担い手の高齢化や固定化は、活動の負担感につながり、組織の弱体化や活動の活性化を阻害する要因となりますので、次の世代の担い手を育て、活動を継承することや新たな担い手を発掘することが必要です。

また、県内の学生が就職時に他県へ流出する課題について、地域福祉ワークショップでは、地域で就職するメリットを伝える必要があるなどの意見が寄せられており、行政、地元企業、学校などから学生へ、地域に残り暮らしていくことについて、考えてもらうことが課題であるように考えられます。

少子高齢化の進展により、今後ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、より質の高い福祉サービスの提供が求められることが予想されますので、サービス提供の根幹である福祉専門職の量的確保と育成が極めて重要となります。

(2) 多世代・多分野・官民の協働

地域懇談会では、地域福祉活動への若い世代の参加を求める意見が多数ありました。幅広い世代が地域福祉活動に関わることで、地域福祉活動が活発になり、新たな地域づくりのアイデアが生まれることが期待されます。

また、地域福祉の担い手不足が懸念される中、地域福祉を推進していくためには、人材の確保や育成と併せて、今まで地域活動に関わりが無かった人や社会福祉法人、NPO²⁷、企業、社会福祉協議会、行政など、分野や官民の境界を越えて、協働して地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備

地域懇談会では、「相談窓口が分からない」「一人暮らし高齢者や引きこもりの人の情報がなく、どこまで入り込んでいいのかわからない」といった意見がありました。また、各団体へのインタビュー調査では、「利用できる制度やサービスの情報が得にくい」「ここに行ったら何でもわかる、聞ける場所が必要」との意見があり、地域福祉ワークショップでは「スーパー や カフェなど、日常利用する施設に資料などを置き、住民の目に触れるようにしてほしい」といった意見が出ました。

地域共生社会の実現のためには、困難を抱えた人に対してどのような支援が必要で、またその人がどのような制度やサービスを利用できるのかという情報が提供されることが非常に重要です。これらの情報は、個人の自立にもつながります。

地域で誰もが安心して生活し、また地域の支え合いの取組を進める上で、どんなことでも気軽に相談でき、かつ必要な情報が必要な人に適切に提供されるための体制整備が必要です。

27 NPO：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

(4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

地域懇談会では、地域住民の交流や地域福祉活動の拠点の整備が不十分との意見が複数ありました。いろいろな人が日常的に集い、交流が生まれる環境を整えることにより、自然な形での住民同士の見守りや住民の地域づくりへの参加の意欲につながることが期待できます。

米子市では、「米子市民自治基本条例²⁸」により、公民館が「身近な地域におけるまちづくりの拠点」と位置付けられていることから、まずは公民館を住民交流・地域福祉活動の拠点として活用していくことが考えられますが、公民館は「利用する世代が偏っており行きづらい」「入りづらい」「自宅から遠いので、ほかにも使える拠点もあった方がよい」といった声もあるため、利用しやすいように整備する必要があります。

また、公民館以外の社会資源を拠点として活用することも併せて考える必要があります。



28 米子市民自治基本条例：まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めた条例

第3章 米子市が目指す地域福祉の姿

各種データや調査結果、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会で出された意見を基に、次のとおり本計画の基本理念と基本目標をまとめました。

1 基本理念

地域住民や地域に関わる様々な団体、組織が、地域の現状や課題を共有し、互いの考え方や立場の違いを越えて支え合い、自分の力だけでは解決できない問題が生じたときには、その解決に向けて協働する「ともに生きる」社会。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが地域の中で孤立することなく、自分なりの役割を持って、いきいきと活躍できる「ともに輝く」社会。

本計画では、すべての市民が住みなれた地域の中で安心して暮らしていくように、このような社会、すなわち「地域共生社会」を市民と「ともにつくる」ことを目指し、以下のとおり基本理念を掲げます。

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

2 基本目標

(1) 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」を実現するためには、住民自らが地域課題の解決に取り組む力を引き出すとともに、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、地域全体がつながり、支え合う体制づくりが必要です。

そこで、地域多様性に配慮しつつ、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等、地域の多様な構成員が地域の生活課題の解決のために協働する仕組みや多世代の住民が交流し、協力できる体制を構築します。

(2) 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

地縁的なつながりや親族間のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題やひきこもり親子が高齢化した「8050問題²⁹」、ごみ屋敷などの「制度の狭間」の問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題を家庭や地域で受け止めることができることが困難になってきています。その結果、適切な支援を受けることができず、問題が深刻になってから発見されるケースが多くなっています。

これらの問題に対応するため、問題の早期発見の仕組みづくりに取り組むとともに、予防的な観点から、事前対応型の支援を推進します。併せて、あらゆる課題に対応できるよう、地域住民や多機関の協働による包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

²⁹ 8050問題：80代の親と収入がない引きこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題

また、住民の多様なニーズを的確に把握し、適切で効果的なサービス提供に努めます。

(3) 未来へつながる人づくり

地域福祉を推進し、未来へつなげていくためには、その担い手となる人材を発掘・育成するとともに、地域で活躍した人々の知識や経験、地域への誇りや愛情を次の世代へ継承していく必要があります。

そのため、学校教育や社会教育と連携しながら、長期的な視点を持って、住民の地域への愛着や地域福祉活動への参加意欲が醸成されるよう働きかけます。

また、住民の暮らしを支える福祉サービスを将来に渡って安定的に提供するため、介護職や保育士などの福祉専門職の量的確保と、質の高いサービスに対応できる人材の育成に取り組みます。

3 各福祉分野の方向性

基本理念と基本目標に関する、各福祉分野の施策の方向性を以下のとおりとします。今後策定される分野ごとの個別計画は、この方向性に基づいたものとします。

(1) 高齢者

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域住民の自主性を重視しながら、専門機関と連携の上、介護予防や認知症予防、フレイル³⁰予防を推進し、高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組みます。

また、認知症の人やその家族が、地域の中で安心して暮らすためには、社会全体の理解と協力が必要であることから、学齢期から社会人にいたるまで、認知症に対する理解を深める取組を継続して行います。

そして、高齢者の尊厳が守られ、人生の最期に至るまで、その人らしく生きることができるよう、地域の様々な場面で活躍できる環境を整えるとともに、本人の意思や希望を受け止め、医療やケアに反映させる取組を促進します。

(2) 障がい者

障がい者が、その障がいによって分け隔てられることなく、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき、あらゆる社会活動に参加し、自己実現ができる社会を目指します。

のために、市民一人ひとりが障がいの特性を正しく理解し、社会全体で障がい者に対する「合理的配慮³¹」や意思疎通のための支援を行うことで、社会的障壁を取り除くことができるよう、鳥取県とともに「あいサポート条例³²」に基づく活動を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、障がい者支援施設の入所者や長期入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労、地域の支え合いの体制を整えます。

30 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなつた状態。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。

31 合理的配慮：障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度な負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮の提供は、行政には義務づけられ、民間事業者は努力義務とされている。

32 あいサポート条例：「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の愛称。障がい者が暮らしやすい社会をつくるために必要な、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割、障がいの特性に応じた取るべき対応や取組を具体的に示している。

(3) 子ども・子育て

妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく子育て世代を支援するため、市こども総合相談窓口³³と、学校、幼児教育・保育施設、医療機関、児童養護施設、子育て支援センター、児童相談所等の機関とが連携を図り、子育てに関する相談に包括的に対応します。

また、地域の子どもやその保護者の孤立を防ぐため、様々な子育て支援グループと施設間のネットワーク強化や、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進、民間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援し、子育てを家庭だけに任せるとではなく、子どもを「社会の宝」として捉え、地域で親子を見守り、支えていく体制を整えます。

さらに、学校と地域の連携をより一層強化し、「コミュニティスクール³⁴」や「放課後子ども教室³⁵」など、様々な取組を通じて、「地域とともにある学校」を目指します。

(4) 生活困窮者

生活困窮には病気、心身の障がい、失業、家族の介護など、複数の要因があり、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。また、生活困窮は社会的孤立や低栄養、未受診等による健康状態の悪化を招き、最悪の場合、生命の危険につながる恐れもあります。

そのことを踏まえ、総合的な相談支援体制を整え、地域住民や関係機関との連携により生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組みます。そして、生活困窮から早期に脱却し、自立した生活が送れるよう、本人に寄り添いながら、住居、就職、家計管理等に関する支援を行います。

また、子どもの貧困対策として、貧困家庭に生まれた子どもが、十分な学習の機会を与えられないことで、将来再び貧困の状態に陥る「貧困の連鎖」を断ち切るため、小・中学生を対象にした学習支援事業の充実を図るとともに、貧困の状況にあっても、子どもが地域や社会との関わりの中で社会性を獲得し、健全に成長できるよう、「子ども食堂」など、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

33 こども総合相談窓口：米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある、妊娠婦、子どもとその家族や関係者を対象に、困り事や悩み事などの相談すべてに対応する窗口。利用者の視点に立った、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談援助を行う。

34 コミュニティスクール：学校と保護者や地域住民が協力して学校運営に取り組み、地域の声を積極的に生かしながら、地域と一緒に特色ある学校づくりを進めていく仕組み

35 放課後子ども教室：地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、学校の余裕教室等を活用しながら、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する取組

4 目標を達成するための目指す体制

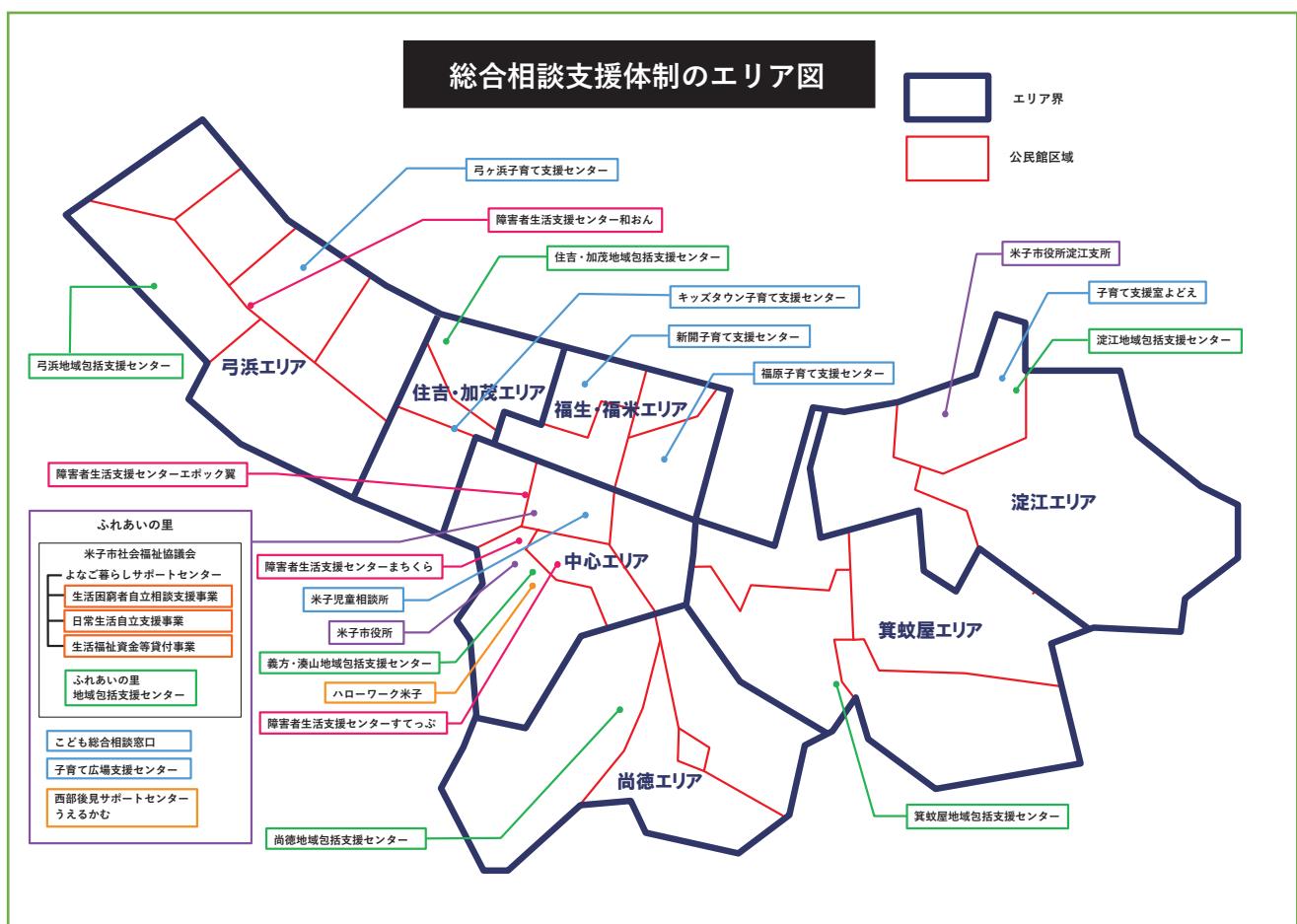
目標を達成するためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指します。

ゴールイメージ①

エリア区分と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとします。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。



ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

コミュニティワーカーの役割

公民館区域ごとに地域のプラットフォーム³⁶を構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組みます。また、電話相談・出張相談や民生委員・児童委員などの見守り活動等との連携により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。

コミュニティソーシャルワーカーの役割

担当エリア内の地域の活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、相談者の抱える課題について、分野を問わず対応します。個別支援にあたっては、家庭訪問を基本とし、世帯全体の視点から課題を整理した上で、必要な支援に結びつけます。

また、複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて、支援関係機関で構成する支援チームによる支援を行います。

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

① 近隣・自治会等の圏域

(日常的な見守りや交流、災害時の支え合い活動を実施する最も身近な圏域)

② 公民館区域

(住民主体の地域福祉活動や様々な団体等との協働の中心となる圏域)

コミュニティワーカーが中心となり、地域を構成する様々な主体が出会い、互いを高め合いながら、地域課題の解決に向けた取組につなげていくことができる地域福祉のプラットフォームとして、公民館区域ごとに、地域住民や地域に関連する団体等で構成される「地域支え合い推進会議」の設置・運営をコーディネートします。

36 プラットフォーム：多様な主体が協働していくための基盤となる体制や仕組み

③ 総合相談支援エリア

(多機関の協働による、総合的な相談・支援を実施する圏域)

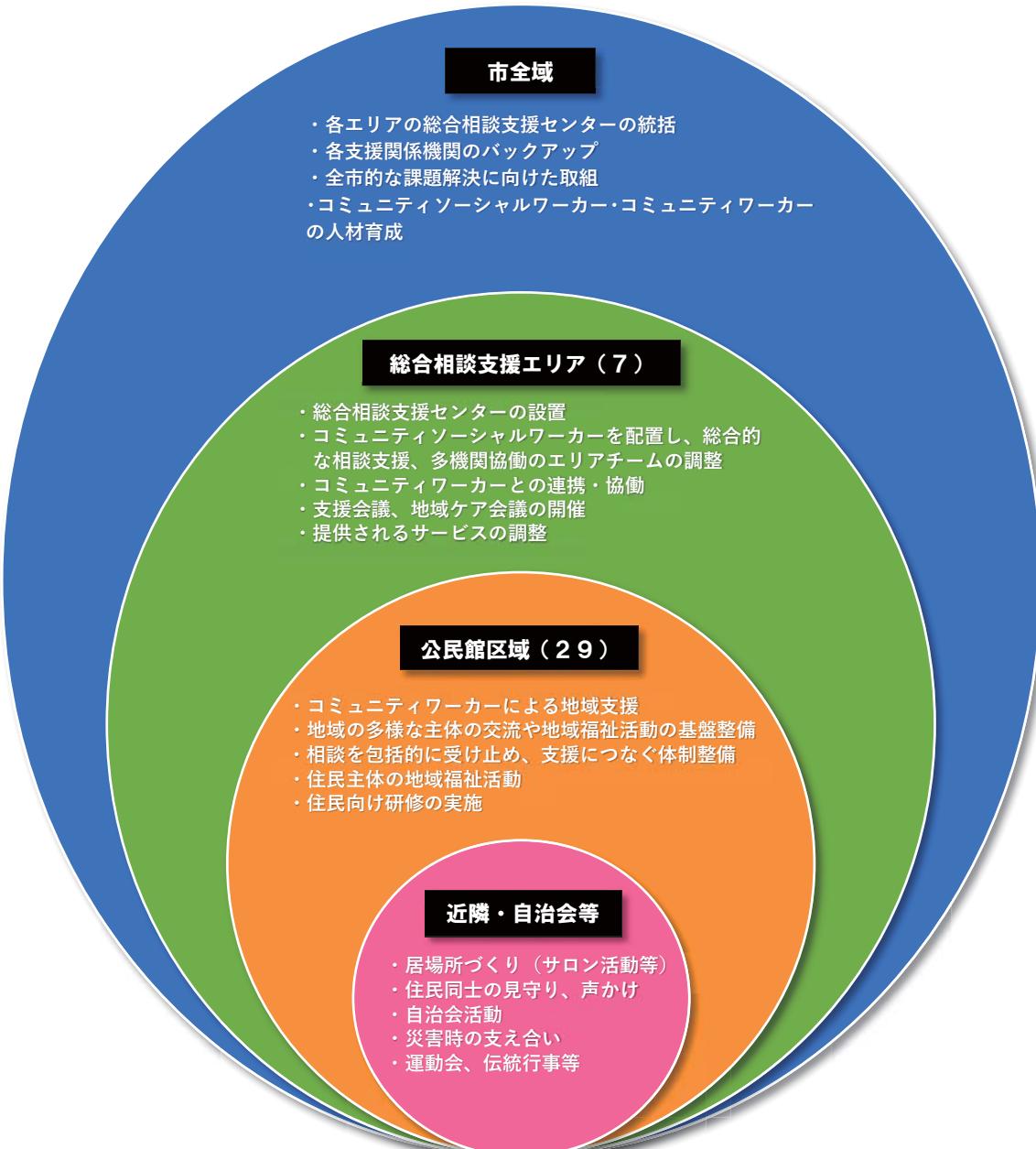
各総合相談支援エリアに設置する総合相談支援センターは、エリア内の公民館区域（3～6区域）を管轄し、コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーが相互に連携を図りながら、困難を抱えた住民に対する相談支援業務を行います。コミュニティソーシャルワーカーは必要に応じて、支援関係機関で構成される「エリアネットワーク会議」を開催し、各専門機関と支援内容について協議した上で、多機関協働による支援につなげます。

④ 市全域

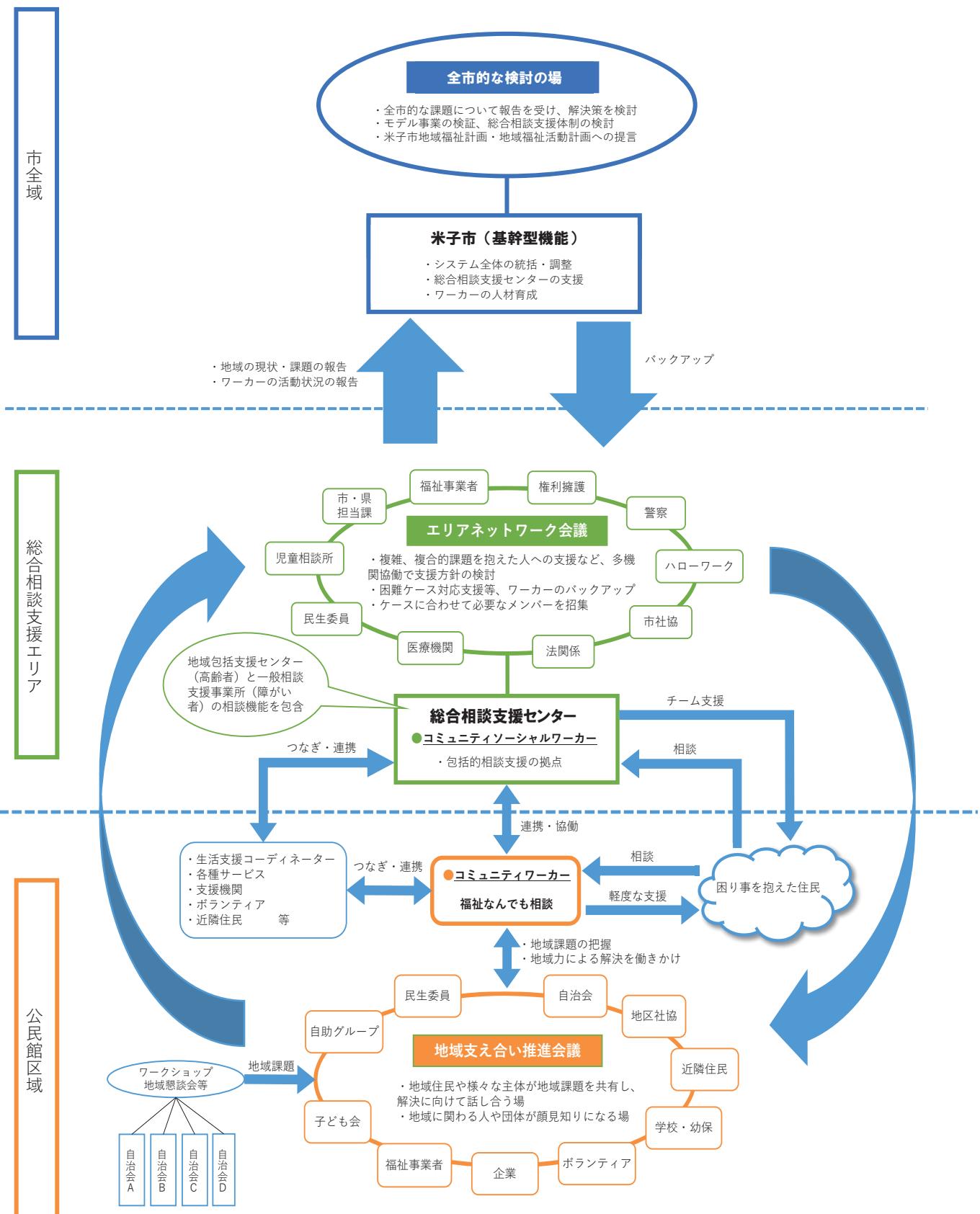
(福祉制度設計、政策決定、人材育成、各圏域のバックアップを行う圏域)

「地域支え合い推進会議」や「エリアネットワーク会議」で出た意見を集約し、全市的な政策として検討を行う場を設置します。

【重層的な福祉圏域のイメージ図】

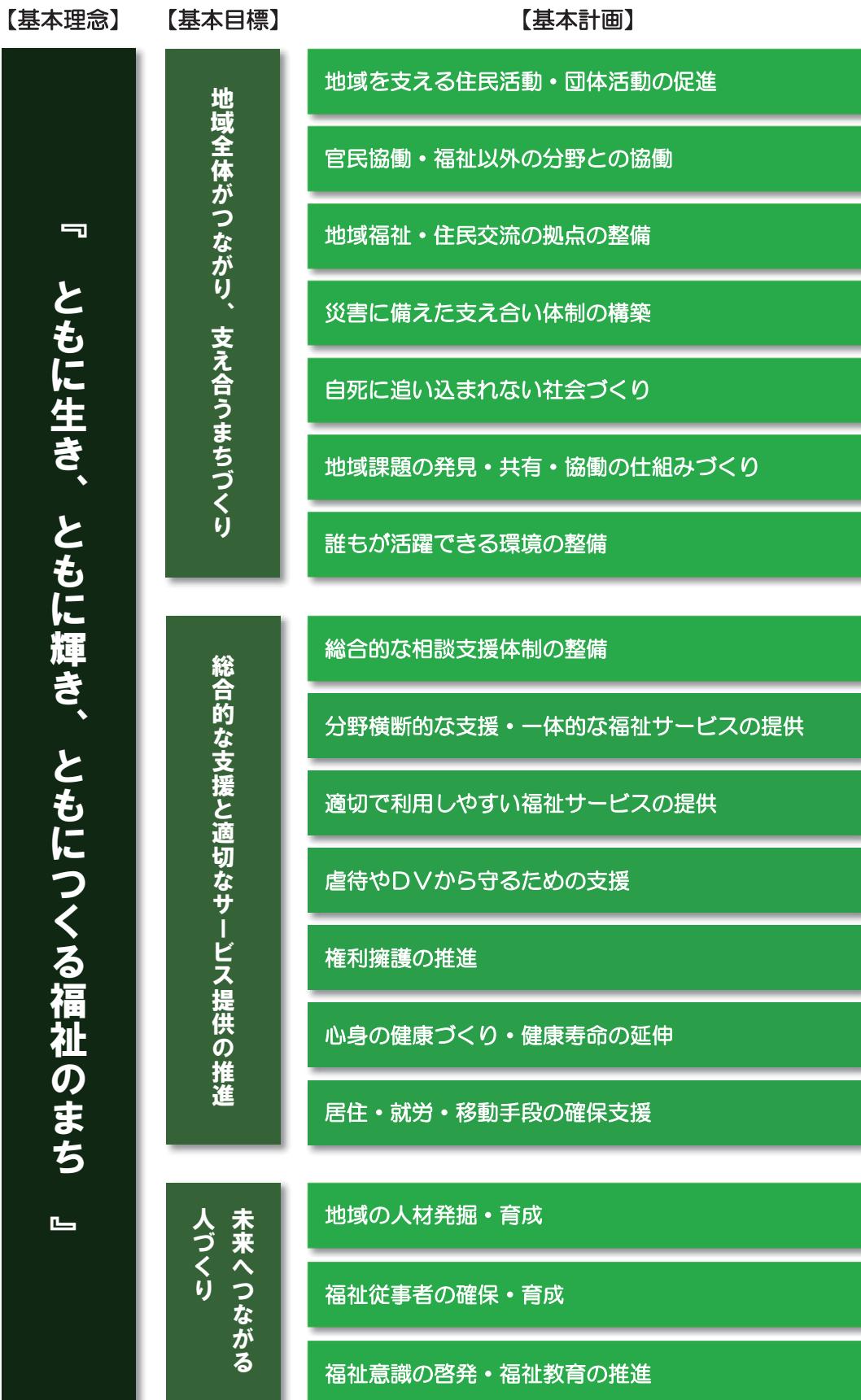


【圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図】



5 計画の体系

本計画では、3つの基本目標ごとに基本計画を設定し、これらを実行することにより、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。



第4章 目標達成のための具体的な取組

第3章において、3つの基本目標と、それを達成するための基本計画について示しましたが、本章では、基本計画のさらに具体的な取組内容について、次のとおりまとめました。

個人や地域全体又は企業や関係機関等に期待する自主的な行動を

市民一人ひとり・地域 に期待すること

企業・事業者・団体 に期待すること

として示しています。

そして、これらが実行され、計画の目標が達成されるために、市と市社協が果たすべき責務を

市と市社協 の取組

として整理しています。



基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

誰もが安心・安全に暮らしていくことができる地域社会を構築するためには、地域住民による、自治会活動や民生委員・児童委員の活動、様々なボランティア活動などへの自主的な参加を通じて、地域の支え合いの基盤を整備する必要があります。

しかし、地域懇談会や地域福祉活動者へのアンケート調査では、地域福祉活動への参加者の中に、活動に対する負担感、やらされ感、マンネリ感を持ちながら、活動している人が多くいることがわかりました。その原因として、働き方や生活スタイルの変化、価値観の多様化等により、住民の地域福祉活動へ参加が少なくなったことで、活動の活性化や負担の分散が図られなくなったことが考えられます。また、これらの問題が、地域福祉活動に関するマイナスイメージにつながり、さらに住民の地域福祉活動への参加の妨げとなるという、悪循環も懸念されます。

そこで、すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つことができるよう、また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、働きかけや支援を行います。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・役員、活動者のなり手が不足している（地域懇談会）
- ・役員が高齢化、固定化している（地域懇談会）
- ・1人の人が重複して役を担っており、行事への参加・協力の機会が多い（地域懇談会）
- ・世代間の交流を活発にしたい（地域懇談会）
- ・活動している人や取組を知ってもらう、情報発信をする必要がある（地域福祉ワークショップ）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近で行われている地域福祉活動に協力し、参加してみましょう。まずは、最も身近な地域福祉活動の主体である自治会活動に参加することから始めましょう。
- 身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- 自治会等、地域福祉関連団体は、地域福祉活動に無理はないか、誰かに負担が集中していないか、よりよい活動がないかなど、活動の在り方について、話し合ってみましょう。また、若い人や現役世代の人でも参加しやすいよう、地域福祉活動の内容や時間等を工夫しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 他の団体に対して、協働を呼びかけましょう。
- 事業者や企業は、人材、金銭面の援助や施設の開放等で、積極的に地域の活動に協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
ボランティア団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●米子市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ●ボランティアコーディネート機能を充実させるとともに、個人・団体のボランティア育成や幼少期からボランティアの心を育めるような活動を推進することで、活動の裾野が広がるよう取り組みます。 	市 市社協
地域団体ネットワーク形成のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で活動する様々な団体が、協働して地域課題の解決に取り組めるよう、団体のネットワークの形成をコーディネートします。 	市社協
コミュニティワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館区域で、地域福祉活動への住民参加の促進、活動の立上げ、他団体や行政との調整などを支援する専門職である「コミュニティワーカー」を配置します。 	市 市社協
地域支え合い交付金の創設	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民主体の地域福祉実践を促進するための財政的支援として、地域福祉活動の資金として幅広く活用できる交付金を創設します。 	市
各種募金や寄附活動の促進・資金調達の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄附活動を促進するとともに、「福祉の地域づくり自動販売機事業³⁷」を推進するなど、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。 ●様々な補助金や民間助成金制度、その他資金調達に関する情報を提供し、その申請事務等を支援します。 	市社協
自治会の加入促進支援	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な機会を捉えて、自治会の役割や意義を市民に丁寧に説明し、自治会が行う加入促進に関する活動を支援します。 	市
地区社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地区社会福祉協議会の活動が活性化するように、地域で活動する団体や企業などと連携した取組を推進し、地区社会福祉協議会への参加促進を支援します。 ●住民による地域福祉活動を促進するために、地区社会福祉協議会に対し活動の支援や補助金交付による財源の支援を行います。 ●地区社会福祉協議会会长連絡会、在宅福祉員代表者連絡会の運営に協力し、米子市全体の地域福祉活動の在り方や実践方法について協議します。 	市社協
福祉のまちづくりプランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地区単位の住民主体の地域福祉活動計画である「福祉のまちづくりプラン」の作成を推進し、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでいくことを支援します。 	市社協

37 福祉の地域づくり自動販売機事業：寄付型自動販売機の設置を促進する事業で、売上の一部が社会福祉協議会へ寄付される仕組み

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働

地域における社会問題やニーズが多様化している中で、市が単独でそれらすべてに対応することは、非常に困難な状況にあります。そこで、行政と民間が協働して地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

民間企業は、ニーズ把握から事業化までをスピーディーに進めていくことに長けており、自らの事業活動の経験を生かした柔軟な取組が可能ですし、民間企業が活躍することにより、新たな雇用の場を生む可能性もあります。

また、民間企業側にも、事業活動を通じて地域課題を解決することで、企業イメージの向上につながるメリットもあります。

このことから、市や市社協と、民間企業や福祉以外の分野の事業とが連携及び協働を図り、それぞれが持っている知見やノウハウ、ネットワークなどの得意分野を活かすことにより、効果的・効率的な地域課題の解決に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・支援団体の運営に関する相談の場がない（児童・子育て支援団体）
- ・支援団体において寄附金や会費以外の運営資金の確保（企業スポンサー等）が必要（障がい者等の親の会）
- ・官民が互いの役割を理解し、役割を分担してほしい（地域福祉ワークショップ）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 地域住民と連携し、地域の課題を、行政だけではなく、様々な業種の事業者や企業、各種団体とも共有し、解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- 事業者や企業は、地域の課題をビジネスによって解決できないか、検討しましょう。
- 社会福祉法人は、その専門性やノウハウを活かした「地域における公益的な取組³⁸」を実施しましょう。

³⁸ 地域における公益的な取組：社会福祉法によりすべての社会福祉法人に課されている責務。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」（社会福祉法第24条第2項）

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
ソーシャルビジネス ³⁹ ・ コミュニティビジネス ⁴⁰ への支援・連携	●ビジネスの観点・手法により、福祉的課題や地域課題の解決を図る民間の事業に対し、個人情報保護に十分配慮しつつ、市の保有するデータの提供や実証実験などで協力します。	市
SIB ⁴¹ の推進	●SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを導入し、民間事業者のノウハウを活用して福祉的課題や地域課題の解決を図ります。	市
大学その他各種学校との連携	●鳥取大学、島根大学、YMCA等の各種学校と連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図ります。また、関西学院大学との連携協定事業を継続します。	市
社会福祉法人連絡会の充実	●市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「米子市社会福祉法人等連絡会」を充実・活性化させ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組を検討するとともに、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげます。 ●社会福祉法人と様々な団体や企業の交流の機会を設けます。	市社協
えんくるり事業 ⁴² の推進	●県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する相談支援事業を行う「えんくるり事業」へ参加し、相談支援体制の強化や資源開発に協力します。	市社協
事業者や企業への働きかけ	●事業者や企業が、地域福祉活動に協力し、あるいは社会福祉に貢献するよう、積極的に働きかけるとともに、地域福祉実践者との仲介を行うなど、事業者や企業の地域貢献の機会の創出に努めます。	市社協

39 ソーシャルビジネス：貧困問題や環境問題などの社会問題に対して、ビジネスの手法を通じて解決を図っていく事業活動

40 コミュニティビジネス：「ソーシャルビジネス」のうち、地域的な課題に特化した事業活動

41 SIB：「ソーシャル・インパクト・ボンド」の略。官民連携の仕組みの一つで、行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に社会的課題の解決に資する事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う方式

42 えんくるり事業：鳥取県社会福祉協議会が中心となって、県内の複数の社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」として、深刻な生活課題や既存の制度の対象とならない事案の解決に向けた総合的な相談支援を行う事業

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備

住民同士が地域の課題を共有し、課題解決に向けて様々な活動に取り組むためには、誰もが気軽に立ち寄って、情報交換をしたり、住民や団体等が集まって共に地域福祉活動を行ったりする拠点が必要です。考えられる拠点としては、第一に「米子市民自治基本条例」により「身近な地域におけるまちづくりの拠点」として位置付けられている公民館がありますが、地域懇談会や計画策定委員会では、公民館について、「入りづらい」「自宅から遠いので、ほかにも使える拠点もあった方がよい」といった意見がありました。

このことから、公民館を誰もが利用しやすい施設にするとともに、集会所、隣保館、各種学校、空き店舗、民間施設など、地域の様々な社会資源を有効活用し、住民の身近なところに地域福祉・住民交流の拠点ができるよう努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・公民館の機能を充実させたい（地域懇談会）
- ・公民館が誰にでも活用しやすい場所とすることが必要（地域懇談会）
- ・空家を活用してコミュニティの活動の場にしたい（地域懇談会）
- ・気軽に集まれる場、集会所がほしい（地域懇談会）
- ・生活サービスの場（コインランドリー、デパート、病院、薬局等）に交流スペースを設けてほしい（地域福祉ワークショップ）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 公民館や身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- 地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や社会福祉法人等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
公民館の有効活用	●公民館が、誰もが利用しやすい施設となるよう、施設設備及び運用方法について検討します。	市
空き家や空店舗の活用促進	●地域住民と連携を図りながら、空き家や空き店舗の把握に努め、地域福祉活動や住民交流の拠点整備に向けて、空き家や空き店舗の有効活用を促進します。	市 市社協
既存施設の活用促進	●障がい者の様々な活動の場である「地域活動支援センター ⁴³ 」や「米子市児童文化センター」などの福祉関連施設、児童館や学校などの地域との関わりが深い施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。	
コミュニティ施設整備費補助金 ⁴⁴ の交付	●集会所、スポーツ広場、放送施設等の新設、増改築等を行う自治会等に対し、「コミュニティ施設整備費補助金」を交付します。	市
事業者や企業への呼びかけ	●社会福祉法人や企業等に対し、社会貢献活動の一環として、地域組織や地域福祉団体の地域福祉活動のために、可能な範囲で所有する施設を開放するよう、協力を働きかけます。	市 市社協
地域の居場所づくりの推進	●「ふれあい・いきいきサロン活動」による高齢者の居場所づくりを推進し、介護予防の促進や個別課題の発見に努めます。 ●子ども食堂や子育てサークルなど、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援します。 ●これらの居場所を結びつけることで、多世代の交流につなげます。	



43 地域活動支援センター：障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設

44 コミュニティ施設整備費補助金：市民による、自治会活動やコミュニティ活動の基盤となる環境作りの支援を目的に、コミュニティ施設（集会所、スポーツ広場、放送施設等）の新設、増改築等を行う自治会等に対し交付される補助金

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(4) 災害に備えた支え合い体制の構築

火災、地震、風水害などの災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、市民の状況や特性に合わせて、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援が行えるよう、市民と行政や関係機関が一体となって、地域防災力を強化していく必要があります。

そして、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という防災意識を高め、普段から災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支え合いの体制を整えておくことが、非常に重要となります。

そのため、防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、日頃からの隣近所での声かけや見守り、避難場所や避難経路等の確認、災害発生時の支え合いの仕組みづくりを促進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・高齢者が増え災害時の避難が難しい（地域懇談会）
- ・自主防災組織がない（地域懇談会）
- ・防災活動を活発化させたい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 日頃から隣近所で声かけをするなど、顔が見える関係を築いておきましょう。
- 「支え愛マップ⁴⁵」の作成・活用を通じて、要支援者の情報や地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の避難支援体制を整備しておきましょう。
- 避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりするなど、日頃から災害に備えておきましょう。
- 自分の力で避難することが不安な人は、そのことを隣近所に話しておくとともに、「災害時要援護者台帳⁴⁶」への登録を申請しましょう。
- 災害発生時には、自分の安全のためだけではなく、救助に来る人の安全のためにも、行政からの避難に関する情報に留意し、早めの避難を心がけましょう。

45 支え愛マップ：平常時の見守りや災害時の避難支援を目的として地域住民が主体的に作成する、支援を必要とする者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図

46 災害時要援護者台帳：非常時における避難行動の支援を円滑に行うこと目的として、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）の同意を得て必要な情報を登録した台帳。平常時から自治会、自主防災組織、消防団等の支援者に提供している。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所⁴⁷や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。
- 福祉事業者は、災害発生時に、市からの要請に応じて、高齢者や障がい者等の特性に合わせたケアや一般避難所から福祉避難所への移送、トリアージ⁴⁸等、その専門性とノウハウを活かして、市民の避難支援に協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
支え愛マップ作成・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●各自治会に対し、支え愛マップの作成を働きかけ、マップ作成過程を通じた、地域の災害時避難支援体制の構築を促進します。 ●地域住民主体で行うマップの更新作業やマップを活用した避難訓練に対し、支援や助言を行う等、マップ作成後のフォローを行います。 	市 市社協
福祉避難所の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や福祉事業者等に対し、「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」の締結を働きかけ、福祉避難所の拡充に努めます。 ●福祉避難所運営マニュアルを更新し、福祉避難所における避難支援の在り方や避難者の特性に配慮した物資・機材の備蓄に努めます。 ●一般避難所において、福祉避難スペースを確保するなど、要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。 	市
防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時要配慮者の避難を想定した防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかけます。 	市
災害時要援護者台帳の仕組みの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者台帳の在り方を見直し、効果的な活用方法や情報更新の仕組みを検討します。 ●台帳と支え愛マップとを組み合わせて活用することにより、より効果的な避難支援につなげます。 	市 市社協
自主防災組織の結成促進	<ul style="list-style-type: none"> ●組織未結成の自治会に対する働きかけを行うとともに、出前講座による防災知識や意識の普及啓発や防災土の育成に取り組みます。 	市
災害ボランティア等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害発生時に開設する「米子市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。また災害ボランティアマニュアルの刷新を図ります。 ●全国の大規模災害被災地へ職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成に取り組みます。 	市社協

47 福祉避難所：災害発生時、一般的な避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所。

48 トリアージ：緊急度に応じてケアや移送の優先順位を決めるここと。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(5) 自死に追い込まれない社会づくり

自死は、その多くが社会的孤立、病気、過労、生活困窮、いじめ等、様々な要因が絡み合い、心理的に追い込まれて、正常な判断ができなくなってしまった末の死であると言われています。また、自死を考えている人は、何らかの兆候を発していることが多いと言われています。

このことから、本人の悩みに寄り添い、孤立させないことや周りにいる人たちが本人の異変に気付き、精神科医等の早期支援につなげることで、自死は未然に防ぐことができると考えられます。

一人ひとりの尊い命が自死によって失われることのないよう、自死を発生させない社会づくりに取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・行政窓口の対応時間を拡大してほしい（計画策定委員）
- ・それぞれの団体がつながり、切れ目のない相談対応をしてほしい（計画策定委員）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近にいる人が、悩みを抱えていることに気がついたら、できる範囲で声かけをしたり、話を聞いたりしてみましょう。
- 自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込みず、下記のこころの相談に関する窓口に相談しましょう。
- 自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の医療機関（精神科・神経科・心療内科など）や「いのちの電話⁴⁹」等に相談しましょう。
- 地域で孤立する人をつくらないよう、誰でも参加できる交流の機会を持ちましょう。

【こころの相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥取いのちの電話	0857-21-4343	（365日）12時～21時
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	（毎月10日）8時～翌日8時
米子市健康対策課	0859-23-5452	（平日）8時30分～17時15分
鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9310	（平日）8時30分～17時15分
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	（平日）8時30分～17時15分

49 いのちの電話：訓練を受けたボランティアが、様々な困難や危機にあって孤立している人、又は自死を考えている人に対し行っている電話相談活動

企業・事業者・団体 に期待すること

- 自死のリスクがある人の支援について、「守り、支え合ういのちチーム⁵⁰」に協力しましょう。
- 企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパー ⁵¹ の養成	<ul style="list-style-type: none">●公民館で行われる健康講座等、様々な機会を捉えて、市民、企業、事業者等、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動と、ゲートキーパー養成研修を実施します。●相談支援業務を行う市の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施します。●学校の児童生徒に対し、命の尊さを学び、辛いときや苦しいときに助けを求める力を育てるための教育を実施します。●中学生や高校生に対し、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう、友人や家族の悩みに気付き、必要な支援につなぐ力を育てるための教育を実施します。	市
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">●多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。	市
「守り、支え合ういのちチーム」による支援	<ul style="list-style-type: none">●自死につながる可能性のある人を発見した場合は、自死予防の専門的知識のあるメンバーで構成される「守り、支え合ういのちチーム」が相談を受け、自死予防に関する支援を行います。	市

50 守り、支え合ういのちチーム：自死につながる可能性のある人を発見したとき、相談を受け、市役所内外の関係機関と連携して支援を行う、健康対策課の自死予防対策担当保健師を中心とした市役所の専門チーム

51 ゲートキーパー：専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが期待される人のこと。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

本計画の策定過程において開催した地域懇談会では、参加者から、地域の課題や必要な取組について、いろいろな立場の人が話し合う機会の必要性を認識したとの意見が多数ありました。

地域課題の解決や支援を必要とする人の早期発見・早期支援のためには、近隣住民同士の見守りや民生委員・児童委員等の地域福祉活動を通じた「発見」を、地域に関わる様々な人や団体が「共有」し、住民の地域福祉活動や地域包括支援センター等の支援関係機関、行政、市社協等の「協働」につなげていくことが必要です。

そして、この一連の取組は、何か問題が起こってから対応するのではなく、未然に問題を防ぐという観点で実践していくことが重要となります。

これらを踏まえ、地域における様々な課題の発見・共有・協働の仕組みづくりや事前対応型の相談支援体制の構築に取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・独居高齢者で引きこもりがちな人がいる（地域懇談会）
- ・新築アパート等、どんな人が住んでいるか分からない（地域懇談会）
- ・見守り活動をする上で守秘義務の壁がある（地域懇談会）
- ・向こう三軒両隣の意識を持ち、用事を頼んだり助け合ったりしたい（地域懇談会）
- ・支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要（計画策定委員）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 隣近所の、一人暮らしの高齢者などの心配な人の様子や地域の生活上の課題などに目を向けましょう。
- 地域の中で、地域の現状課題について話し合う機会を設けましょう。
- 心配な人や世帯を見つけたら、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 業務・活動中に、心配な世帯や人を見つかったら、相談機関に連絡しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
高齢者の見守り支援の充実	●在宅福祉員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。	市 市社協
民生委員・児童委員と地域の見守り活動の連携促進	●民生委員・児童委員と在宅福祉員や地区少年指導委員 ⁵² 等による地域の見守り活動が、相互に補完し合い、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築します。	市 市社協
地域団体のネットワーク形成の支援（再掲）	●地域に関わる団体が、地域課題の解決に向けて協働できるよう、ネットワークの形成をコーディネートします。	市 市社協
事業者による見守り活動の推進	●市内の住宅を訪問する事業活動を営む事業者の協力を得て、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備します。	市
個人情報の取扱いの検討	●課題を抱える世帯に対する多機関協働の支援を円滑にするため、個人情報について、プライバシー保護の側面と、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときには例外的に利用することができる側面を、適宜バランスを取りながら、適切かつ有効な取扱いを検討します。	市
地域アセスメントによる課題の発見・共有	●住民参加によるワークショップやアンケート調査、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析等を行うことにより、地域課題の発見・共有を図ります。	市社協
支え愛マップを活用した課題把握	●支え愛マップを災害時だけでなく、要支援者に対する日常的な見守り活動に活用し、困りごとの早期発見、解決に繋がるよう推進します。	市社協

52 地区少年指導委員：関係機関、団体の推薦により市長が委嘱及び任命し、子どもの安心安全のために、地区ごとにまとまって街頭指導や子どもの見守り、安全パトロール、環境浄化活動等を行う。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(7) 誰もが活躍できる環境の整備

その人の性別や人種、年齢、障がい等の個人的な特性、又は子育て、家族の介護等の生活の状況によって、当たり前の生活ができなかったり、社会参加の機会が奪われたりすることが無いよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、いつもは支援されることが多い高齢者、障がい者、子ども等が、あるときは支援する側に回るなど、可能な範囲で地域社会の中で活躍することは、その人の生きがいにつながり、自尊心の向上に良い影響をもたらすと同時に、地域の活性化につながることも期待できます。

のことから、すべての市民に、自分なりの生き方の選択権と、その人の特性に合わせて、「〇〇ができない」ではなく「〇〇ならできる」という視点で活躍の機会が提供されるように、環境整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・障がい者の地域生活について、地域によって住民の理解に差が大きい（一般相談支援事業所）
- ・高齢者の力を地域で発揮できる場がほしい（地域懇談会）
- ・子ども会を核に、父母、祖父母、地域が一緒になって活動してほしい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- 誰もが当たり前に生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 様々な活動の場において、参加者が「何ができないか」ではなく、「どんなことができるか」という視点で取り組みましょう。
- 子ども会やスポーツ少年団等は、積極的に地域福祉活動に参加し、子どもに地域貢献の喜びを経験させましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ノーマライゼーション⁵³の理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供やその人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 障がい者の法定雇用率⁵⁴を遵守しましょう。

53 ノーマライゼーション：障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、すべての人の人権が保障され、地域で平等に生活できることが普通の社会であるという考え方

54 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障がい者の割合

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
バリアフリー ⁵⁵ ・ユニバーサルデザイン ⁵⁶ の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「バリアフリー法」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めます。 ●「バリアフリー法」及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組みます。 ●既存の民間特定建築物（学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他多数の人が利用する建築物）のバリアフリー化を支援するため、整備を行う建築主に対し、整備費用の補助を行います。 	市
合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取組につながるよう、市民や企業に広く啓発を行います。 ●合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組みます。 	市 市社協
芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館祭、芸術祭、スポーツ祭など、様々な場面で、その人の特性に合わせた活躍の場を提供します。 	市 市社協
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、障害者就労施設等から物品などの優先的な調達を推進します。 	市 市社協
手話言語の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語の普及に資する取組や環境整備を行います。 	市
ファミリーサポートセンター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター⁵⁷事業を推進します。 ●住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取組を図ります。 	市 市社協

55 バリアフリー：心身の障がいなどがある人にとっての物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態

56 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方

57 ファミリーサポートセンター：地域の中で子どもを預かって欲しい人と子どもを預かりたい人が会員になって、相互援助活動を行う有償ボランティア制度。援助内容は、子どもの送迎や預かり、病児・病後児に対応など

取組	内容	担当
介護支援ボランティアの促進	●高齢者が楽しみながら、介護施設の補助者としてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度 ⁵⁸ 」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりにつなげます。	市
介護や見守りが必要な人及びその家族の支援	●認知症カフェ ⁵⁹ や地域活動支援センターの活動を通じて、本人やその家族の孤立を防ぎ、適切な情報提供や助言、必要なサービスへのつなぎを行うことにより、家族の心理的不安の軽減や生活の安定を図ります。 ●認知症の人や障がいのある人が自宅で安心して暮らせるよう、「認知症サポート ⁶⁰ 養成講座」や「あいサポート研修」等を通じて、地域全体で認知症や障がいのことを理解し、見守ることができる体制づくりに取り組みます。	市



58 介護支援ボランティア制度：市内在住の65歳以上の高齢者が、介護施設などで話し相手、散歩の補助、草刈り、レクリエーションの手伝いなどのボランティア活動を行う制度。1時間程度の活動で1ポイントが付与され、1ポイント100円として、年間最大5,000円まで換金できる。

59 認知症カフェ：認知症の人とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、認知症についての相談や学び、交流の場。通称「オレンジカフェ」

60 認知症サポート：認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(1) 総合的な相談支援体制の整備

【重点項目】

様々な困難を抱える人の支援は、問題が複雑化・深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期発見するとともに、それらの問題の背景を的確に捉え、複合化・複雑化した問題の場合は、その解決に向けて、世帯全体を視野に入れた包括的な支援に結びつけていくことが重要です。

そのためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指すこととし、体制整備に当たっては、当面、モデル事業や関係者を集めた推進会議を実施することにより、検討を重ねていきます。（体制の詳細は36ページ参照）

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・近隣の人とのつながり、交流が薄くなってきてている（地域懇談会）
- ・支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要（計画策定委員）
- ・サービスや制度について、何でも聞ける総合的な相談窓口が必要（障がい者等の家族会）
- ・総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口を設置してほしい（地域包括支援センター）
- ・協働窓口を設けてほしい（地域福祉ワークショップ）

ゴールイメージ①

エリア区分と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えたものとします。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。

ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
モデル事業による実証実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の複数の地域で、モデル的に以下の内容の事業を実施し、その事業効果を検証することで、新体制への移行のためのプログラムを策定します。 <ul style="list-style-type: none"> ①市社協にコミュニティワーカーを配置し、モデル地区において、地域の住民や団体、事業者等の多様な主体が交流し、協働体制の構築につながるとともに、住民向けの研修を行う地域福祉のプラットフォームとなる場や環境を整備します。そのために、まずは地区内の地域福祉活動の在り方や社会資源の状況を検証します。 ②コミュニティワーカーは、出張相談や民生委員・児童委員などの地域福祉活動者との連携等により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。 ③コミュニティソーシャルワーカーを配置し、多機関協働のネットワークを構築します。複合的な課題を抱えたケースに対しては、チームで支援を行います。 ④コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーの研修プログラムを作成し、人材育成を行います。 ⑤「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、モデル事業の検証を行います。 	市 市社協
総合相談支援センターの在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●エリアごとに、地域住民や地域包括支援センター、一般相談支援事業所などの支援関係機関で構成される推進会議を設置し、総合相談支援センターの具体的な業務内容、人員、移行プロセス等を検討します。 	市

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

ひきこもりなどの社会的孤立の問題、自死の問題、生活困窮者の問題、犯罪をした者の再犯の問題などの「制度の狭間」に陥りやすい問題や8050問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題の解決のためには、分野別、年齢別に対象者が限定された、いわゆる「縦割り」となっている福祉制度の範囲を越えた、分野横断的な支援が必要です。

また、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する「共生型サービス」のようなサービスは、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなったり、年齢や特性の異なるサービス利用者同士が交流し、支え合うことで、互いに好影響がもたらされたりと、様々な面でメリットがあります。さらに、人材を有効活用することで、業務の効率化が図られますので、福祉専門職の人材不足解消にも効果的で、サービスの質の向上につながります。

このことから、(1)で述べた総合的な相談支援体制において、分野横断的な支援を実施するとともに、一体的な福祉サービスの提供を推進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 行政機関の窓口は縦割りで多分野を把握していない現状がある（地域包括支援センター）
- 障がい分野と介護保険分野、双方の理解や情報交換のための機会がない（地域包括支援センター）
- 相談は生活全般にわたることが多く、根本の課題解決まで行き届かない（一般相談支援事業所）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 各相談事業所は、相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、専門分野と異なる分野の課題であれば、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。



市と市社協 の取組

取組	内容	担当
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活困窮者自立相談支援事業」により、経済的、社会的困窮者に対し、自立した生活に向かえるよう、伴走型の相談支援を実施します。 ●「フードパートナー事業⁶¹」により、一時的に食事の確保に困っている世帯に対して、食料等を提供する生活再建に向けた支援を行います。また、食材・食品の提供者を募り、市民が互いに助け合う地域づくりを目指します。 ●「たすけあい金行⁶²」や「生活福祉資金貸付事業」を実施し、生活困窮者に対する経済的自立に向けた支援を行います。 ●日常生活の悩みや心配ごとについて相談に応じる一般相談と、法律問題について弁護士が相談に応じる法律相談を実施することにより、世帯の課題を把握し解決できるよう支援していきます。 	市 市社協
子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ●「米子市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもが安心して生活でき、豊かな経験を積むことができる環境づくりや貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学力向上の取組を推進します。 	市
支援会議 ⁶³ の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援法に規定されている「支援会議」について、地域ケア会議⁶⁴や要保護児童対策地域協議会⁶⁵等、ほかの会議との関係を整理した上で、設置に向けた検討を行います。 	市
子どもに対する切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の子どもや保護者への支援を小学校へつなぎ、就学後も適切な支援を行うため、保育施設と小学校の合同情報交換会の開催や「就学予定児引き継ぎシート」、「就学支援シート」により、就学先の小学校への情報提供を行います。 ●医療機関で発達障がいの診断を受けた子どもとその保護者に対する支援がスムーズに行われるよう、「こども総合相談窓口」と医療機関との連携を強化します。 	市
地域福祉庁内検討会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●市の様々な分野の担当課で構成する「地域福祉庁内検討会議」を開催することにより、地域課題の共有化を図りつつ、分野横断的な施策展開へつなげます。 	市
共生型サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。 	市

61 フードパートナー事業：市社協が実施する、市民、企業、商店等から食材・食品の寄附を募り、生活困窮者へそれらを提供する事業

62 たすけあい金行：市社協が実施する、生活保護申請者を対象に、保護決定後、第1回目の生活保護費が支給されるまでの間の生活費の貸付を行う事業

63 支援会議：市町村等が、生活困窮者の自立支援を図るために、関係機関等と情報交換等を行うために組織する会議

64 地域ケア会議：地域包括支援センターが、医療、介護等の多職種協働による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための資源開発や地域づくり等の社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する会議

65 要保護児童対策地域協議会：市町村が設置する、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させざることが不適当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供

公的福祉サービスが、必要な人に適かつて安定的に供給されていくためには、様々な手段を講じて、制度やサービスに関する情報を必要な人に的確に届けることで、「知らないから受けられない」という状況をなくすとともに、そのサービスの利用に至るまでの手続きは、簡便かつ迅速で、誰もが利用したいときに利用しやすいものにしておかなければなりません。そして、様々な福祉サービスの内容が、利用者の状況に見合ったものになっているかどうか、又は量的な過不足がないかをチェックし、問題があれば是正していく仕組みを整えておく必要があります。このことは、福祉サービスの供給体制を持続可能なものにしていくための、行政のコスト管理の観点からも非常に重要です。

これらを踏まえ、様々な公的福祉サービスについて、適切で利用しやすいものになるよう、提供の在り方を見直します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・IT化が進む一方で、高齢者が情報を得にくくなっている。（地域懇談会）
- ・活動の広報活動が不足している（サロン・交流の場）
- ・多世代に情報が伝わるよう、ソーシャルネットワークサービスなどを活用した情報発信が必要（地域福祉ワークショップ）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。
- 福祉関連事業者は、自らの提供するサービス内容や利用できる制度等について、利用者に分かりやすく説明し、担当の窓口を明確にしましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域ケア会議の充実	●地域包括支援センターが実施する「地域ケア会議」において、医療・介護などの多職種が協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの点検・支援を行います。	市
対象者の特性に合わせた情報提供や申請手続きの配慮	●福祉サービスの提供に関して、障がい者や高齢者等を情報弱者にしないために、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方を検討します。 ●福祉サービスの申請手続きについて、誰もが利用しやすいよう、方法や場所等について配慮します。	市
給付費の適正化チェック	●各福祉分野の公的サービス給付が、量・質ともに適正であるかチェックする体制を整備します。	市
サービス支給決定までの迅速化	●福祉サービスの申請から審査、支給決定までの一連の事務処理手順を見直し、迅速化を図ります。	市
精度の高い需給計画の策定	●各福祉分野の需給計画の精度を高め、適切な給付が行われるよう努めます。	市



基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(4) 虐待やDVから守るための支援

国の統計によると、2017年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談の件数は、13万3000件を超え、統計を取り始めた1990年度から27年連続で過去最多を更新しました。また、高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の相談件数も年々増えています。米子市内においても、これらの虐待やDVに関する相談件数は増加傾向にあります。

家庭内や施設内で起こる虐待やDVは、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は、取り返しがつかない状況になる恐れがあります。また、虐待やDVが起こる背景として、子育てや介護の疲れ、経済的な問題、精神的な疾患、社会的孤立など、加害者が生活上の問題を抱えていることが多く、被害者のケアが最優先ではありますが、加害者に対する支援も非常に重要です。

のことから、被害者、加害者の双方がいつでも相談することができる仕組みを整備するとともに、SOSの声があがるのを受け身で待つだけではなく、専門機関が住民による見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気付きをいち早くキャッチすることで、虐待の未然防止や被害者の早期保護につなげよう努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・同居家族による虐待が増えている（地域包括支援センター）
- ・虐待等が疑われる場合など、相談先があればいい（児童・子育て支援）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに次に掲載している機関に通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。
通報・相談は、匿名で行うこともでき、通報・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、従業員に虐待防止に関する研修を受けさせましょう。特に福祉事業者は、施設内で虐待行為が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させましょう。
- 福祉事業者、医療機関等、業務上虐待を発見する可能性がある機関は、サービス利用者やその家族をよく観察し、虐待が疑われる場合や虐待に至るリスクがあると判断した場合は、すぐに通報しましょう。

虐待やDV等に関する通報・相談先

相談内容	通報・相談先	電話番号	受付時間	夜間・休日
児童虐待に 関すること	米子児童相談所	189 (児童相談所 全国共通ダイヤル)	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5176	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 (市役所代表)
高齢者虐待に 関すること	米子市長寿社会課	0859-23-5155	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 (市役所代表)
	ふれあいの里地域包括支援センター (啓成・車尾・福生東・福生西・福米 東・福米西)	0859-23-5798	8時30分～ 17時15分（平日）	緊急時は各セン ターにご連絡くだ さい。
	義方・湊山地域包括支援センター (義方・明道・就将)	0859-23-6790		
	住吉・加茂地域包括支援センター (住吉・加茂・河崎)	0859-48-1365		
	尚徳地域包括支援センター (五千石・尚徳・永江・成実)	0859-26-6588		
	弓浜地域包括支援センター (彦名・夜見・富益・崎津・大篠津・和田)	0859-48-2330		
	箕蚊屋地域包括支援センター (巣・春日・大高・県)	0859-27-6500		
	淀江地域包括支援センター (淀江・宇田川・大和)	0859-56-1118		
障がい者虐待 に關すること	米子市障がい者支援課 (障がい者虐待防止センター)	0859-23-5159	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 (市役所代表)
DVに關する こと	鳥取県西部福祉事務所 心と女性の相談担当	0859-31-9304	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5138	8時30分～ 17時15分（平日）	

※ただし、生命や身体に關わる危険があるなど緊急事態の時は、ためらわず、直ちに警察
や消防へ通報してください。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
通報先の周知徹底	●様々な機会を捉えて、市民に対し、虐待の通報先や 子育てや介護等に関する相談先の周知を図ります。	市
関係機関の連携の充実・強化	●虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、 米子市要保護児童対策地域協議会などの関係機関の ネットワークや民生委員・児童委員を始めとする地域 住民の見守り活動と、各種相談事業所等、虐待を発見 し得る機関との連携の充実・強化を図ります。	市
関係機関への研修の実施	●児童虐待を未然に防止するため、米子市要保護児童 対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向け の研修会を実施します。	市

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(5) 権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分の生活に必要な福祉サービスを始めとする様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難になっている人がいます。

高齢化の進行や障がい者の地域移行が進められていくことで、今後地域の中でこれらの人たちが増えしていくことが予想されますが、このような生活上の困難があっても、地域の中で尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、行政や関係機関が連携して、成年後見制度を始めとする、権利擁護や意思決定に関する支援を行う体制を強化していく必要があります。

また、症状が進行していく認知症などの場合は、利用者の判断力がある程度残っている段階でこれらの支援につなぐことにより、本人の意思を尊重しながら、一緒に今後の生活を考えていくことができますので、早期に支援につなげていくための周りの人のサポートや制度の周知も非常に重要です。

これらを踏まえ、権利擁護の推進に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・身寄りのない人の身元保証人ができるところがない（権利擁護支援）
- ・困難事例や金銭的課題のあるケースに対する後見人のなり手が不足している（権利擁護支援）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- 権利擁護の支援が必要な人がいた場合は、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。
- 権利擁護支援に興味関心のある人は、市民後見人⁶⁶養成講座を受けることで、市民後見人として活動することができます。
- 誰でも、いつ、大きな病気やケガにより、命が危険な状態に陥るかわかりません。そのような状況になったときに、どのような医療やケアを受けたいか、人生の最期をどう過ごしたいかということを、日頃から信頼できる人に伝えておきましょう。また、「もしもの時のあんしん手帳⁶⁷」を活用し、自分の気持ちを記入しておきましょう。

66 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないが、講習等で成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた親族以外の市民による後見人のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。

67 もしもの時のあんしん手帳：病気や認知症、事故、加齢などで自らの意思を伝えることができなくなる場合に備え、自分の望む療養を受けるため、医療や介護の希望などを書いておく手帳。市役所を始め、老人福祉センター等各施設の窓口に設置しているほか、イベント時や相談対応時に配付している。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 福祉事業者、医療関係者は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関につなげましょう。
- 企業や事業者は、従業員の研修に、人権の擁護に関するテーマを取り入れましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
市民後見人の養成	<ul style="list-style-type: none">●「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」による市民後見人養成講座の開催を通じて、市民後見人の養成・育成を図ります。●市民後見人が安心して活動できるよう、活躍の場となる権利擁護に関する事業において、活動に対する相談体制を整えます。また、市民後見人を対象としたフォローアップ研修を実施し、知識の向上やモチベーションの維持を図ります。	市
法人後見事業 ⁶⁸ の検討	<ul style="list-style-type: none">●法人後見事業の実施について、組織体制等の研究・検討を行います。	市社協
成年後見市長申立ての推進	<ul style="list-style-type: none">●成年後見制度の利用が必要と思われる人に対し、市長による後見人専任の申立てや成年後見制度利用支援事業による支援を行うことで、権利擁護を図ります。	市
日常生活自立支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none">●日常生活に不安のある高齢者や障がい者等（知的障がい、精神障がい）が、住み慣れた地域、施設や病院などで安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用支援や金銭管理の支援等を行います。	市社協

68 法人後見事業：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

すべての市民が健康でいきいきとした生活をおくるためには、健康を個人の問題と捉えるのではなく、市全体の課題として捉え、様々な地域資源を活用した取組の中に、健康づくりや介護予防の視点を盛り込みながら、効果的・効率的な活動として取り組んでいく必要があります。その上で、市民一人ひとりが自分の健康に対する意識を持ち、積極的にこれらの活動に参加したり、あるいは各種健康診査や検診を受診したりすることが求められます。

これらの社会全体を巻き込んだ健康づくりや介護予防の活動の推進していくことで、人が健康で活動できる期間が長くなり、平均寿命の差が少なくなる「健康寿命の延伸」につながり、医療費や介護給付費の削減や介護離職による労働力不足を防ぐ効果も期待できます。

のことから、市全体で市民の健康につながる取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・運動を促進するためのイベントをしたい（地域懇談会）
- ・認知症を予防する活動が必要（地域懇談会）
- ・介護予防の取組を活性化したい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。
- 公民館活動やふれあい・いきいきサロンに参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- 定期的に、各種健康診査やがん検診等の検診を受診しましょう。



企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業、事業者は、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、健康診査の受診勧奨、メンタルヘルス対策等、従業員の心身の健康に配慮した経営を行いましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
各種健康診査や検診の啓発・周知	<ul style="list-style-type: none"> ●保健推進員⁶⁹や医療機関と連携を図り、各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行うとともに、受診勧奨を行います。 ●働き世代の受診の機会を広げるため、医師会等と連携を図りながら、休日検診、セット検診⁷⁰を行います。 ●職域との連携を強化し、職域で健康診査や検診を受ける機会がない人に対する働きかけを行います。 	市
地域診断 ⁷¹ の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断を実施し、地域の特性に合わせた保健活動につなげます。 	市
こころの広場 ⁷²	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」を実施します。 	市
生活習慣改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●健康相談、まちの保健室⁷³、いきいき健康ライフ教室⁷⁴等、各種健康教室の機会を利用し、大学や医療機関等と連携しながら、市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援します。 	市
食生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員⁷⁵と連携を図り、各公民館で伝達講習会を実施するなど、健全な食生活の実践の大切さを広く市民に普及します。 ●生活習慣病予防のため、講習や調理実習などを通じて健全な食生活に関する情報提供や啓発、その他栄養相談、指導を行います。 	市
ふれあい・いきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい・いきいきサロン活動で行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ●サロン世話人研修会を開催し、世話人同士の交流や連携を図るとともに、活動内容についての助言や介護予防活動を紹介する等サロン活動の充実を図ります。 	市社協
認知症の正しい理解の促進・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座の開催など、認知症の正しい理解を深めるための取組を推進します。 ●認知症の早期発見のため、公民館祭等、様々な機会を捉えて、認知症の簡易検査を行い、必要な人はその後の支援につなげます。 	市
フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルに関する知識の普及を行います。また、地域において運動機能向上のためのトレーニングに加え、口腔機能の改善や社会参加を促す取組を行うことにより、フレイル予防を推進します。 	市

69 保健推進員：地域の健康づくりや病気予防に関する活動を行うボランティア

70 セット検診：複数の検診を同日に受けられる検診

71 地域診断：対象地域についての客観的指標や細かい観察を通して、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

72 こころの広場：精神障がい者の社会参加を促進するために、月に1回実施している、レクリエーション等の交流活動の場

73 まちの保健室：鳥取大学医学部と連携し、公民館、集会所等で健康、生活習慣病改善を目指した健康教室、健康相談を実施する事業

74 いきいき健康ライフ教室：健診結果で、脂質・血压・血糖値・肥満のいずれかが要指導だった40歳から64歳の市民を対象に、体力測定、ストレッチ等の実技、個別の運動・栄養処方、健康講義などを実施する事業

75 食生活改善推進員：食を通して地域の健康づくりを行うボランティア

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(7) 居住・就労・移動手段の確保支援

地域の中には、高齢、障がい、病気、困窮等、様々な事情で、居住や就職等の生活基盤が安定せず、不安を抱える人がいます。今後、高齢者数の増加が予想され、障がい者の地域移行・地域定着の推進が図られる中、すべての市民ができる限り自立した生活を送り、いきいきと活躍するために、その人に合った居住や就労の確保の支援をより一層充実させる必要があります。

また、自立した生活を送るために、近年特に課題となっているのが、移動手段の確保の問題です。高齢者等を中心に、地元小売業の廃業等により、食料品・日用品の購入や通院に不便や苦労を感じる方が増えてきており、社会的な問題となっています。地域懇談会においても、特に南部地区や弓浜地区では、交通手段が少ないために、買い物や通院に不便を感じているとの意見が多数ありました。

これらを踏まえ、その人の特性に合わせて、自立した生活に向けた居住・就労・移動手段の確保の支援に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・公共の交通機関が少なく不便（地域懇談会）
- ・車が無いと日常生活が成り立たない（地域懇談会）
- ・地域ボランティアによる移動支援をしたい（地域懇談会）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。
- 企業や事業者は、障がい者や高齢者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と相談しながら、就労の促進に協力しましょう。



市と市社協 の取組

取組	内容	担当
あんしん賃貸支援事業 ⁷⁶ へのつなぎ	●各相談窓口で住居確保に関する相談があった場合は、相談者に寄り添いながら住居確保の支援を行う「あんしん賃貸相談員」へつなぎます。	市
高齢者の就労支援	●高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる、生涯現役社会の実現を目的に、高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングを図ります。	市
障がい者の就労支援	●特別支援学校の生徒について、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、卒業生の就労及び定着を支援します。 ●事業所（企業）の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。	市
障がい者雇用の促進	●企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図ります。	市
ひとり親家庭に対する自立支援	●ひとり親家庭の父母の自立に関する相談に応じ、相談者の意向や生活状況、職歴などを把握して、相談者の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。 その後、ハローワークと連携し、就職や転職がしやすくなるようきめ細かい支援を行います。	市
福祉有償運送 ⁷⁷ の実施	●NPO法人等が事業主体となる「福祉有償運送」について、福祉有償運送運営協議会において事業の必要性を検討するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、安全かつ適正な事業実施を図ります。	市
障がい者のタクシー料金の助成	●重度の障がいのある人に、社会参加を支援するため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシーの初乗り料金相当額を助成します。	市
高齢者の移動支援	●高齢者の通院、買い物等の移動手段を確保する方策について、住民活動等ボランティアによる支援も含めて検討していきます。	市 市社協
生活困窮者への支援	●生活困窮者自立支援事業により経済的、社会的困窮状態にある人に対し、住まいの確保や就労に関する支援を行います。	市 市社協

76 あんしん賃貸支援事業：専任のあんしん賃貸相談員が、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、低所得者等の賃貸住宅等への入居を希望する人の相談を受け、入居を支援する事業

77 福祉有償運送：身体障がい者や要介護者など、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人に対して、NPO法人等が、自家用自動車を使用して行う個別有償運送サービス

基本目標3 未来へつながる人づくり

(1) 地域の人材発掘・育成

地域福祉を推進していくためには、地域福祉の担い手となる人材が必要です。しかし、地域福祉活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員・児童委員や在宅福祉員等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられ、地域の重要な課題であることがわかりました。

地域の中には、地域福祉活動の担い手としての様々な能力を持ちながら、地域福祉に縁がなく、その能力が活用されていない人材が埋もれています。地域福祉活動に携わっている人の中にも、更なる活躍が期待できる人材が存在したりすると考えられます。そして、そのような人たちが発掘・再評価され、地域福祉の担い手やリーダーとして活躍することで、地域福祉活動の活性化につながります。

そこで、人材発掘のため、広く地域住民に対し、地域福祉への興味や関心が湧くような働きかけを行うとともに、意欲がある人が地域で活躍できるよう、各種講座や研修の機会を提供し、地域福祉活動者の人材育成に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・地域活動リーダーの養成が必要（地域懇談会）
- ・地域の役員や活動者の役割について学ぶ機会がほしい（地域懇談会）
- ・スキルを持っている人の活用政策が必要（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 市や市社協が行う各種講座や研修に積極的に参加してみましょう。そして、そこで得た知識や技術を、地域福祉活動に活かしてみましょう。
- 趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心掛けましょう。
- 周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。
- 一部の人に負担が掛からないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業所は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
人材発掘・地域福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と連携し、地域福祉活動の新たな担い手として、又はリーダーとして活躍が期待できる潜在的な人材の発掘を支援します。 ●若い世代に向けて地域福祉活動についての情報を発信し、活動への興味が湧くよう働きかけます。 	市 市社協
地域福祉活動やボランティア活動に関する講座や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動の実践に関する講座や研修を実施します。 ●ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティアセンターの事業の内容の充実を図ります。 	市 市社協
市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ●研修等を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の「地域デビュー」を働きかけます。 ●職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。 	市 市社協



基本目標3 未来へつながる人づくり

(2) 福祉従事者の確保・育成

高齢化の進展や個人の働き方や生活スタイルの変化に伴い、今後ますます福祉サービスに対するニーズの増大・多様化が見込まれ、介護職や保育士等の福祉職従事者の量的確保が大きな課題となっています。しかし、福祉関連職（介護職、保育士、相談支援員等）の有効求人倍率は全職種に比べて高い状態が続いており、福祉分野が人材不足の状況にあることがわかります。その結果、福祉サービスの提供に支障が生じており、事業者間での人材の取り合いにもつながっていると言われています。福祉関連団体等へのインタビュー調査においても、人材不足を課題とする団体が多くありました。

また、社会的孤立や複合的な問題など、解決が困難な問題に対応するためには、問題を総合的に捉え、適切な支援をマネジメントする能力や専門的な相談援助技術を有する人材が求められ、これらの視点で、福祉職従事者の質的向上を図っていくことが重要となります。

そこで、各種学校への働きかけ等により、福祉人材の確保に取り組むとともに、高度な知識や技術を持つ人材を育成するための体制整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・長期間の支援、ケースも多いため人材が不足している（サロン・交流の場）
- ・支援者がボランティアのため負担が大きい（サロン・交流の場）
- ・専門性のある支援者の質の確保が必要（障がい者等の家族会）
- ・就職前の学生が県内で活動している方の声を聞く機会が必要（地域福祉ワークショップ）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 福祉事業者は、従業員の離職を防止し、また、就職先として選ばれるよう、働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 福祉事業者は、学生の研修やインターンシップに積極的に協力しましょう。
- 福祉事業者は、従業員のキャリアパスを明確にし、モチベーションの維持や資質向上に努めましょう。
- 福祉事業者は、従業員のスキルアップのために、研修の機会の提供や資格取得のサポートを行いましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
福祉職経験者等の発掘・育成	●資格を有している人、又は職業経験がある人が福祉職に復帰しやすいよう、研修や職場体験等をあっせんします。	市 市社協
大学や各種学校との連携	●大学・専門学校の学生等、福祉、医療の専門資格取得を目指す人の実習やインターンシップを積極的に受け入れ、地域で活躍できる人材の育成を支援するとともに、福祉職のやりがいを伝えます。 ●学生を対象に、福祉職に関するアンケート調査を実施し、学生獲得の参考とします。	市 市社協
相談援助技術を有する専門職の育成	●大学や福祉事業者と連携を図り、各分野の相談支援員が合同で参加する研修等を開催し、相談援助技術を有する人材の育成を目指します。	市
子どもの貧困対策に資する人材の育成	●子どものために活用することを目的として、米子市が個人から受領した寄付金を原資とする「福祉基金」を活用し、子どもの学習支援に関するコーディネーターを設置するとともに、その人材育成に取り組みます。	市
U・Iターン ⁷⁸ の促進	●市外の若者に市内の企業情報を発信することでU・Iターン就職を促進し、労働市場における人材確保を目指します。	市



78 U・Iターン：Uターンとは、進学や就職などの理由で一旦出身地を離れた後、再び出身地に戻って就職又は転職すること。Iターンとは、出身地以外の場所に就職又は転職すること

基本目標3 未来へつながる人づくり

(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

地域福祉を活性化させ、推進していくためには、今まで地域福祉にあまり関わりがなかった人や若い世代の人を巻き込み、地域福祉活動の新たな担い手として活躍してもらうことが理想的です。しかし、実際には、仕事や子育て、介護等、様々な事情により、地域福祉活動に参加したくてもできない人がたくさんいます。このような人たちには、地域福祉活動への参加を求めるだけではなく、日常生活の一場面において、その人でできる範囲で、周りの人や地域に対する気遣いや思いやりの行動をとってもらうよう働きかけていくことが重要です。一人ひとりの力は小さくとも、たくさん的人がそのような行動をとることによって、地域を住みやすくする大きな力になります。

そのためには、幼少期から成人に至るまでのすべての市民に対し、それぞれの段階に合わせて、誰もが地域で幸せに暮らすために必要なことに気付く機会や自ら学ぶ機会が提供されなければなりません。

そこで、学校教育や社会教育と連携しながら、学童期から成人に至るまで、幅広く、長期的な視点を持って、住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や地域福祉の心が芽生えるよう働きかけます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・若い人が少なく、地域活動への参加も少ない（地域懇談会）
- ・自治会と子ども会が協働した活動を増やしたい（地域懇談会）
- ・地域と子どもの行事を強化し、学校と連携したい（地域懇談会）
- ・市の広報で、地域のつながりが子どもたちの大切な体験になることを知らせてほしい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 家庭で子どもに福祉のことを知る機会を与えるなど、家庭内教育を通じて子どもの豊かな心を育みましょう。
- 公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、福祉は誰にでも関わる可能性のあることを踏まえ、従業員に研修を行うなどにより、福祉学習の機会を提供しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
福祉や人権に関する研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館で実施する講座において、人権に関すること、又は福祉や地域への愛着を育むようなテーマを設定し、住民に働きかけます。 ●住民を対象に、地域福祉活動への関心や意欲を高め、又は高齢や障がいへの理解を深める研修会等を実施することで、住民の福祉意識の啓発を推進します。 ●小・中学校の教職員に対して実施する人権教育研修において、福祉に関する内容を取り扱うことで、教職員の福祉意識を高めます。 	市 市社協
顕彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉事業の推進に功績のあった個人、団体に対し、「米子市社会福祉大会」等において表彰を行うことで、活動への意欲を高めるとともに住民の福祉意識の啓発に繋げます。 	市 市社協
地域福祉活動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌「よなご社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めています。 	市 市社協
各種学校と連携した福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒が身近な地域に愛着を持ち、また福祉の心を育めるよう、小学校及び中学校の「総合的な学習の時間」や「特別活動」などの学習において、米子市の福祉部局や市社協が協力し、福祉学習の機会を提供します。 ●福祉教育の推進に資するため、「全小・中・特別支援学校福祉教育推進研究協議会」と連携し、福祉教育実践記録集を発行します。 	市 市社協



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲載している活動や取組を着実に推進していくため、市と市社協は協力して進捗管理を行っていきます。

(1) 計画の周知及び地域課題の把握

本計画について市民や住民団体、福祉関連団体、企業等に知ってもらい、計画の理念や目標の共有を図っていくために、様々な機会を活用して、本計画の周知に努めます。また、地域住民が参加する懇談会やワークショップ、「地域支え合い推進会議」の開催を積み重ねることで、地域の福祉課題を明らかにするとともに、「エリアネットワーク会議」や全市的な検討会議を通じて、福祉課題に対応するための相談支援の在り方等を検討します。

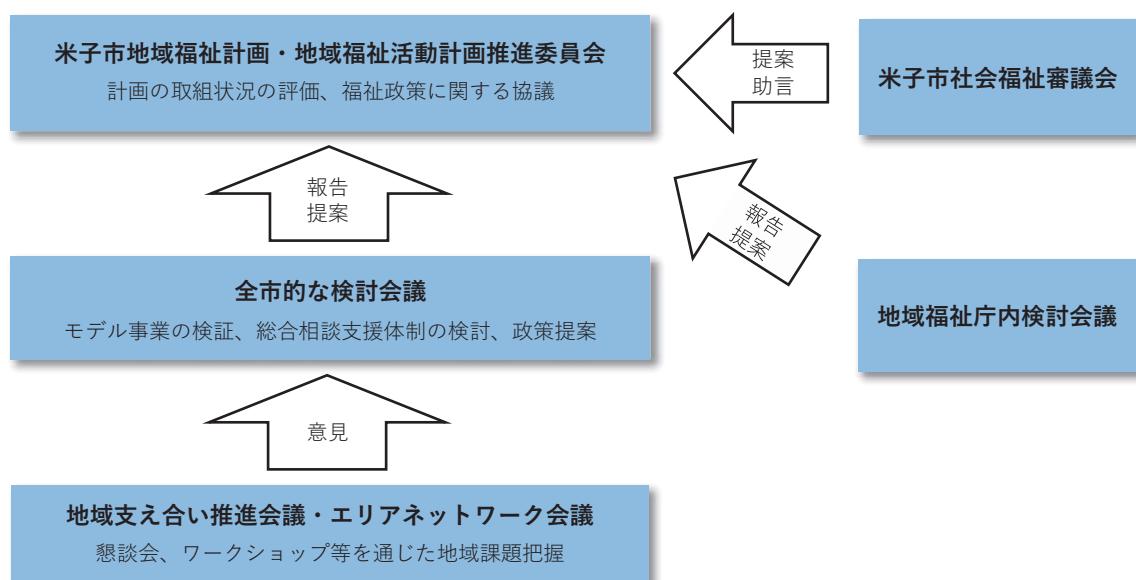
(2) 「地域福祉庁内検討会議」の開催及び福祉分野の各個別計画の検討

市の福祉保健部及び関係部署で構成された「地域福祉庁内検討会議」を開催し、本計画に関連する各部署の取組状況の確認を行うとともに、新たな課題への対応について協議します。また、福祉分野の各個別計画の検討に際しては、上位計画である本計画との整合を図ります。

(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催

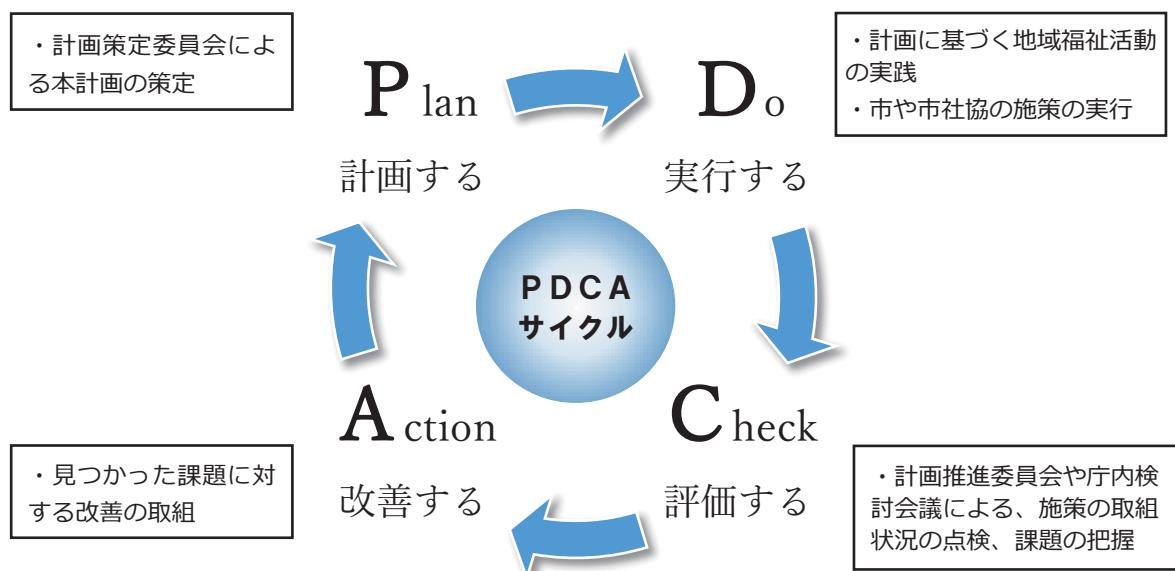
「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の取組状況や地域福祉の推進に向けた方向性について評価・検討を行います。また、重要な課題等について、より深い検討が必要な場合は、適宜「米子市社会福祉審議会」の審議に付します。

「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の議論の内容は、市ホームページで公開します。



2 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、P (Plan : 計画)・D (Do : 実行)・C (Check : 点検)・A (Action : 見直し) を繰り返し行う「PDCAサイクル」を取り入れ、毎年度計画の進捗状況の点検、施策の効果の検証を行うとともに、新たな課題を把握し、必要に応じて効果的に計画の見直しを図っていきます。



資料編

1 計画策定の経過

年	月	会議等	地域活動者へのアンケート調査	地域懇談会	団体等へのインタビュー調査	地域福祉ワークショップ	パブリックコメント
H30	6	第1回庁内検討会議（6/29）					
	7	第1回計画策定委員会（7/4）					
	8						
	9						
	10	第2回庁内検討会議（10/3） 第2回計画策定委員会（10/10）	(H30.9～H30.11)				
	11						
	12	第3回計画策定委員会（12/20）					
H31	1	第3回庁内検討会議（1/15）					
	2	第4回庁内検討会議（2/26） 社会福祉審議会（2/4）					
	3	第4回計画策定委員会（3/18）					
	4				(H31.2.19～R1.6.27)	(H31.3～R1.6)	
R1	5	第5回庁内検討会議（5/20） 第5回計画策定委員会（5/24）					
	6						
	7	第6回庁内検討会議（7/5）				7/20,21	
	8	第6回計画策定委員会（8/7）					
	9						
	10	第7回計画策定委員会（10/21）					
	11	地域福祉シンポジウム（11/5） 社会福祉審議会（11/26）					
R2	12						(R1.12.18～R2.1.17)
	1						
	2	第7回庁内検討会議（2/13） 第8回計画策定委員会（2/17）					
計画完成							

(1) 計画策定委員会

年月日	内 容
平成 30 年 7 月 4 日	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員長及び副委員長選出 ②地域福祉計画・地域福祉活動計画について ③計画策定プロセス及び今後の方向性について ④米子市の現状について
平成 30 年 10 月 10 日	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①委員からの提案について ②計画に盛り込む項目について ③我が事・丸ごとの体制整備について ④地域活動者へのアンケート調査について（報告）
平成 30 年 12 月 20 日	<p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①計画の方向性について ②計画に盛り込む項目について ③地域活動者へのアンケート調査結果について（報告）
平成 31 年 3 月 18 日	<p>【第4回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉を推進する上での米子市の課題について ②計画に盛り込む内容について ③今後の予定について（報告） ④地域懇談会の開催について（報告）
令和元年 5 月 24 日	<p>【第5回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について ②地域懇談会と各団体へのインタビュー調査について（報告）
令和元年 8 月 7 日	<p>【第6回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案 第4章「目標達成のための具体的な取組」について ②市民ワークショップの開催について（報告）
令和元年 10 月 21 日	<p>【第7回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ②米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の愛称について
令和 2 年 2 月 17 日	<p>【第8回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域“つながる”福祉プラン（案）に対するパブリックコメント結果について ②地域“つながる”福祉プラン（案）について

(2) 地域福祉庁内検討会議

年月日	内 容
平成 30 年 6 月 29 日	【第 1 回】 ①計画の概要説明 ②計画の策定作業の進め方について
平成 30 年 10 月 3 日	【第 2 回】 ①本市の現状・課題と、課題解決に向けて必要なことについて
平成 31 年 1 月 15 日	【第 3 回】 ①計画に盛り込む項目に関する全庁調査の実施について
平成 31 年 2 月 26 日	【第 4 回】 ①計画に盛り込む項目に関する全庁調査の結果について
令和元年 5 月 20 日	【第 5 回】 ①計画の骨子案について ②具体的取組に関する各課への聞き取り調査の実施について
令和元年 7 月 5 日	【第 6 回】 ①計画骨子案の「目標達成のための具体的な取組」について
令和 2 年 2 月 13 日	【第 7 回】 ①パブリックコメントの結果について ②計画案の修正について

(3) 社会福祉審議会

年月日	内 容
平成 31 年 2 月 4 日	米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定方針について
令和元年 11 月 26 日	米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について

2 各種調査の概要とまとめ

(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査結果

■各問の回答

性別

あなたの性別をお答えください。	全体		内訳							
			在宅 福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福 祉協議会長	
	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数
1 男性	2	530	2	67	1	299	2	141	1	23
2 女性	1	692	1	519	2	9	1	162	2	2
無回答		16		4		7		0		0
合計		1238		590		315		304		25

年齢

あなたの年齢をお答えください。	全体		内訳							
			在宅 福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福 祉協議会長	
	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数	順位	回 答 数
1 20 歳代		1		1		0		0		0
2 30 歳代		18	5	12		5		1		0
3 40 歳代	4	39	4	23	4	11	4	5		0
4 50 歳代	3	160	3	88	3	30	3	42		0
5 60 歳代	1	513	1	249	1	140	2	117	2	7
6 70 歳代	2	475	2	205	2	117	1	138	1	15
7 80 歳代	5	23		10	5	9		1	3	3
8 90 歳代		1		0		1		0		0
無回答		8		2		2		0		0
合計		1238		590		315		304		25

問 1 あなたが所属する組織・団体の活動について、どのように感じていますか。1つだけ選んで○してください。

問 1-A やりがいについて

問 1-A あなたが所属する組織・団体の活動について、どのように感じていますか。1つだけ選んで○してください。 【やりがいについて】	全体		内訳							
			在宅福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福祉協議会長	
	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数
1 強く感じている	3	176	3	72	3	41	2	56	2	7
2 感じている	1	827	1	395	1	196	1	218	1	18
3 あまり感じていない	2	192	2	101	2	66	3	25		0
4 感じていない	4	28	4	15	4	9	4	4		0
無回答		15		7		3		1		0
合計		1238		590		315		304		25

問 1-B 負担感について

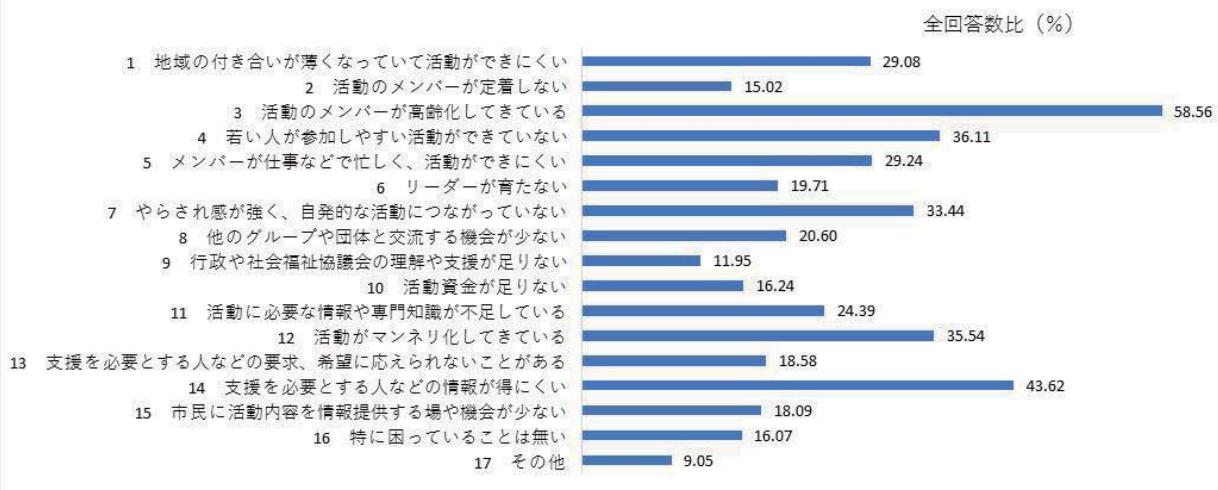
問 1-B あなたが所属する組織・団体の活動について、どのように感じていますか。1つだけ選んで○してください。 【負担感について】	全体		内訳							
			在宅福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福祉協議会長	
	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数
1 強く感じている	3	163	4	48	2	73	3	36	3	6
2 感じている	1	582	2	231	1	175	1	168	1	8
3 あまり感じていない	2	360	1	232	3	43	2	77	1	8
4 感じていない	4	74	3	61	4	5	4	6	4	2
無回答		59		18		19		17		1
合計		1238		590		315		304		25

問2 現在、所属する組織で活動している中で困っていることは何ですか。5つ選んで番号に○をしてください。

問2 現在、所属する組織で活動している中で困っていることは何ですか。5つ選んで番号に○をしてください。	全体		内訳							
			在宅 福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福 祉協議会長	
	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数
1 地域の付き合いが薄くなっている活動ができにくい		360		132		118	5	101	5	9
2 活動のメンバーが定着しない		186		83		83		14		6
3 活動のメンバーが高齢化している	1	725	1	322	1	242	2	144	1	17
4 若い人が参加しやすい活動ができない	3	447	3	219	5	123		96		9
5 メンバーが仕事などで忙しく、活動ができにくい		362		137	2	160		60		5
6 リーダーが育たない		244		83		119		38		4
7 やらされ感が強く、自発的な活動につながっていない	5	414	5	171	3	159		74	4	10
8 他のグループや団体と交流する機会が少ない		255		124		50		75		6
9 行政や社会福祉協議会の理解や支援が足りない		148		57		35		50		6
10 活動資金が足りない		201		103		53		31	2	14
11 活動に必要な情報や専門知識が不足している		302		130		48	3	118		6
12 活動がマンネリ化してきている	4	440	4	196	4	125	4	107	3	12
13 支援を必要とする人などの要求、希望に応えられないことがある		230		95		33		98		4
14 支援を必要とする人などの情報が得にくい	2	540	2	239		93	1	201		7
15 市民に活動内容を情報提供する場や機会が少ない		224		124		26		68		6
16 特に困っていることは無い		199		136		14		49		0
17 その他		112		59		25		25		3

(問2 グラフ)

問2 所属する組織で活動している中で困っていることは何ですか



(問2 地区ごとの上位の回答)

啓成		明道		就将		義方		住吉		車尾		加茂	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	3	1	3	1	3	1	3	1	14	1	14	1	14
2	14	2	14	2	14	2	14	2	3	2	3	2	7
3	4	3	1	3	12	3	12	3	4	3	11	3	3
河崎		福生東		福生西		福米東		福米西		彦名		崎津	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
2	14	2	5・7	2	14	2	4・14	2	14	2	7	2	7
3	5	4	14	3	4	4	1	3	4・12	3	14	3	5・14
大篠津		和田		富益		夜見		成実		尚徳		永江	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	5	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3・14
2	3	2	4	2	7	2	12	2	14	2	7	3	1
3	4	3	12	3	14	3	4	3	5	3	12	4	12
五千石		巖		春日		大高		県		淀江			
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	3	1	14	1	12	1	3	1	3	1	3	1	3
2	14	2	3	2	7・14	2	4・7	2	12・14	2	7		
3	12	3	8	4	3	4	5	4	6	3	12		

問3 現在、所属する組織の活動がもっと活発に行われていくためには、どのような取組が有効だと思いますか。3つ選んで番号に○をしてください。

問3 現在、所属する組織の活動が もっと活発に行われていくためには、 どのような取組が有効だと思いますか。 3つ選んで番号に○をして ください。	全体		内訳							
			在宅 福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福 祉協議会長	
	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数
1 気軽に情報交換ができるような ご近所同士の関係づくりの強化	3	492	3	211	2	144	2	127		8
2 新築アパートの入居者など、新たに住む人との関係づくりの強化		207		73		72		53	5	9
3 学校・保育園・幼稚園と住民とのつながりの強化		117		35		24		53		4
4 地元の商業者など、事業者と住民とのつながりの強化		35		14		14		6		1
5 住民の交流の機会となる地域行事を増やす		149		57		40		50		0
6 退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け・活躍の場づくり	1	621	1	305	1	161	1	140	1	13
7 地域で行なわれている類似の活動や行事の統合（関係者の負担軽減）		246		113		73		58		2
8 自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会との連携強化	5	360	5	169		59	3	120	2	11
9 地域活動やボランティア活動の重要性の意識啓発	4	418	4	198	4	106	5	101	2	11
10 気軽に地域参加できる体制づくり	2	507	2	265	3	125	4	105	4	10
11 身近に参加できる活動の場づくり		312		167	5	79		65		1
12 その他		39		17		15		6		1

(問3 グラフ)

問3 所属する組織の活動がもっと活発に行われていくためには、どのような取組が有効ですか



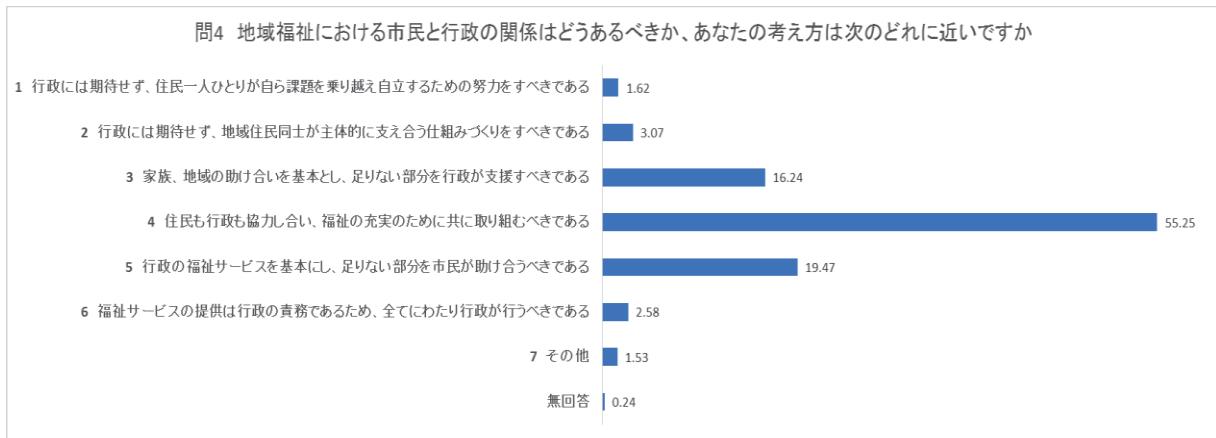
(問3 地区ごとの上位の回答)

啓成		明道		就将		義方		住吉		車尾		加茂	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1	6	1	1
2	1	2	1・8	2	10	2	1	2	1	2	1・10	2	8
3	10	4	9	3	1	3	9	3	10	4	9	3	10
河崎		福生東		福生西		福米東		福米西		彦名		崎津	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	10	1	6	1	6	1	6	1	6	1	10	1	6
2	1・6	2	10	2	1・10	2	10	2	10	2	9	2	11
4	8	3	1	4	8	3	9	3	1・9	3	6	3	1
大篠津		和田		富益		夜見		成実		尚徳		永江	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	6	1	6・10	1	1	1	1	1	6	1	10・11	1	6
2	7	3	1	2	10	2	6	2	10	3	1・6・7	2	10
3	10	4	9	3	6	3	8・9	3	1・11			3	8・11
五千石		巖		春日		大高		県		淀江			
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	1	1	10	1	6・9	1	1・10	1	6	1	6	1	6
2	10	2	6・8・9	3	10	3	6・9	2	9	2	1		
3	6			4	7・11	4	2	3	10	3	10		

問 4 地域福祉における市民と行政の関係はどうあるべきか、あなたの考え方は次のどれに近いですか。1つだけ選んで番号に○をしてください。

問 4 地域福祉における市民と行政の関係はどうあるべきか、あなたの考え方は次のどれに近いですか。1つだけ選んで番号に○をしてください。	全体		内訳							
			在宅福祉員		自治会長		民生委員・児童委員		地区社会福祉協議会長	
	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数
1 行政には期待せず、住民一人ひとりが自ら課題を乗り越え自立するための努力をすべきである		20		13		4		3		0
2 行政には期待せず、地域住民同士が主体的に支え合う仕組みづくりをすべきである		38		17		9		12		0
3 家族、地域の助け合いを基本とし、足りない部分を行政が支援すべきである	3	201	3	88	2	64	3	46	3	2
4 住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである	1	684	1	327	1	168	1	168	1	19
5 行政の福祉サービスを基本とし、足りない部分を市民が助け合うべきである	2	241	2	116	3	60	2	63	3	2
6 福祉サービスの提供は行政の責務であるため、すべてにわたり行政が行うべきである		32		18		8		6		0
7 その他		19		8		5		3	2	3

(問4 グラフ)



(問4 地区ごとの上位の回答)

啓成		明道		就将		義方		住吉		車尾		加茂	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢								
1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
2	5	2	5	2	3	2	5	2	5	2	5	2	5
3	3	3	3	3	5	3	3	3	3	3	3	3	3
河崎		福生東		福生西		福米東		福米西		彦名		崎津	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢								
1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
2	5	2	3	2	3	2	3	2	5	2	3・5	2	3
3	3	3	5	3	5	3	5	3	3	4	6・7	3	5
大篠津		和田		富益		夜見		成実		尚徳		永江	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢								
1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4
2	5	2	3	2	5	2	2・3	2	5	2	5	2	3・5
3	3	3	5	3	2			3	3	3	3		
五千石		巖		春日		大高		県		淀江			
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢								
1	4	1	4	1	4	1	4	1	4	1	4		
2	5	2	3・5	2	3	2	5	2	3	2	5		
3	3	4	6	3	2・5	3	3	3	6	3	3		

問 5 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことは何だと思いますか。3つ選んで番号に○をしてください。

問 5 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことは何だと思いますか。3つ選んで番号に○をしてください。	全体		内訳							
			在宅福祉員		自治会長		民生委員・児童委員		地区社会福祉協議会長	
	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	回答数
1 地域福祉活動の意義と重要性の周知・啓発		299		132	3	93		63	1	10
2 地域福祉活動の運営費などの資金の確保		223		103		72		40	4	8
3 地域福祉活動の内容や組織に関する情報提供の充実	5	318	4	164		64	5	84	5	6
4 地域福祉活動の拠点場所の充実		156		59		41		51		5
5 地域福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人の養成	3	413	5	153	1	150	3	100	2	9
6 地域福祉への関心を高める講座や研修会の充実		169		86		32		46		4
7 学校などの福祉教育の充実		101		52		25		22		2
8 困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実	2	444	1	253	5	79	2	106		4
9 困りごとを抱えた人に気付き、早期発見につなげる仕組みづくり	4	360	3	180	5	79	4	98		3
10 地域福祉の推進に向けた話し合いの場の充実		122		57		28		31		5
11 となり近所同士で助け合う体制づくりの促進	1	509	2	220	2	138	1	139	2	9
12 福祉に関わる人や機関、商業者とのネットワークの構築		98		54		16		24		4
13 防災に関する関心を高める啓発の推進		309		148	4	84		71		3
14 その他		14		7		3		3		1

(問5 グラフ)

問5 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことは何
だと思いますか

全回答数比 (%)



(問5 地区ごとの上位の回答)

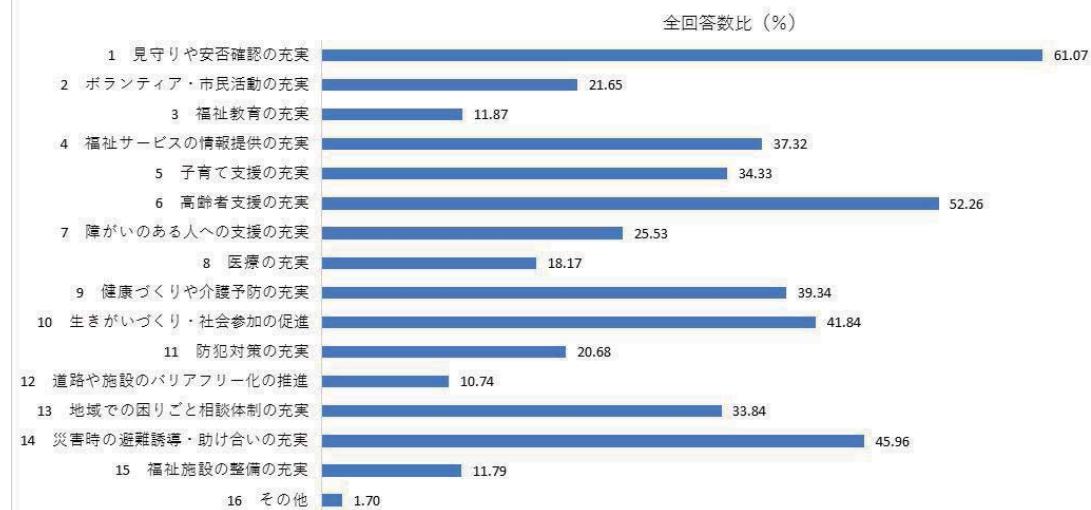
啓成		明道		就将		義方		住吉		車尾		加茂	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	11	1	11	1	8	1	8	1	5	1	11	1	5
2	9	2	13	2	5	2	5・11	2	11	2	8	2	11
3	8	3	5	3	9・11	4	3	3	13	3	13	3	8
河崎		福生東		福生西		福米東		福米西		彦名		崎津	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	11	1	11	1	11	1	11	1	5	1	11	1	8
2	9	2	9	2	9	2	3	2	11	2	3	2	2
3	1	3	5	3	3・5	3	13	3	1・8	3	8	3	9
大篠津		和田		富益		夜見		成実		尚徳		永江	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	9	1	11	1	11	1	11	1	11	1	11	1	8・11
2	8	2	13	2	5・9	2	5	2	8	2	8	2	11
3	3	3	3・5	4	3	3	8・9	3	9	3	5	4	3・9・13
五千石		巖		春日		大高		県		淀江			
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	11	1	8	1	1・8	1	5	1	3・11	1	8		
2	8	2	5	3	11・13	2	11	1	5・8	2	11		
3	3	3	3	4	9	3	8	5	11	3	13		

問 6 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思いますか。5つ選んで番号に○をしてください。

問 6 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思いますか。5つ選んで番号に○をしてください。	全体		内訳							
			在宅 福祉員		自治会長		民生委員 児童委員		地区社会福 祉協議会長	
	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数	順位	回答 数
1 見守りや安否確認の充実	1	756	1	350	2	187	1	194	1	21
2 ボランティア・市民活動の充実		268		113		78		69		8
3 福祉教育の充実		147		66		39		38		4
4 福祉サービスの情報提供の充実		462	5	245		93		117		6
5 子育て支援の充実		425		199	5	104		111	4	11
6 高齢者支援の充実	2	647	2	289	1	193	2	151	3	12
7 障がいのある人への支援の充実		316		145		78		83		8
8 医療の充実		225		126		58		37		3
9 健康づくりや介護予防の充実	5	487	4	249		103	5	126		8
10 生きがいづくり・社会参加の促進	4	518		241	4	114	4	148	2	15
11 防犯対策の充実		256		113		90		49		1
12 道路や施設のバリアフリー化の推進		133		78		31		21		3
13 地域での困りごと相談体制の充実		419		193		98		120		5
14 災害時の避難誘導・助け合いの充実	3	569	3	261	3	146	3	149	4	11
15 福祉施設の整備の充実		146		59		45		37		4
16 その他		21		8		5		7		1

(問6 グラフ)

問6 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思いま
すか



(問6 地区ごとの上位の回答)

啓成		明道		就将		義方		住吉		車尾		加茂	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	1	1	1	1	6	1	6	1	6	1	1	1	1
2	6	2	6・14	2	1・14	2	1	2	1・14	2	5・6	2	6
3	14	4	10	4	10	3	14	4	10	4	14	3	13
河崎		福生東		福生西		福米東		福米西		彦名		崎津	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	1	1	1	1	1	1	10	1	6	1	1	1	1
2	6	2	14	2	6	2	1	2	1	2	4	2	9
3	4・14	3	10	3	14	3	14	3	4・14	3	10	3	4・14
大篠津		和田		富益		夜見		成実		尚徳		永江	
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6・9
2	1	2	6	2	10	2	10	2	6	2	6	3	1・10
3	10	3	9・10	3	13	3	13	3	14	3	9・14	4	14
五千石		巖		春日		大高		県		淀江			
順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢	順位	選択肢
1	1	1	1	1	1・9	1	1	1	1	1	1	1	1
2	9	2	4	3	10・14	2	14	2	6	2	6	2	6
3	6・14	3	14	5	6	3	4	3	13	3	14		

アンケート調査 その他の内容

問2 現在、所属する組織で活動している中で困っていることは何ですか その他意見

- ・役職等を若い人に引き継ぎたいが、代わってもらえる人が見つからない。(11)
- ・活動者のなり手がない。(6)
- ・活動と仕事との両立が困難である。(8)
- ・仕事があるため活動が十分にできない、配慮ができない。(4)
- ・活動者、役員の高齢化。(4)
- ・支援する方の対応に課題を感じる（認知症、聴覚障がい、下肢が不自由など）。(4)
- ・配食サービスは料理作りがメインで、見守りができていない人が多い。頼む時の依頼の仕方に問題があり、依頼された時に聞いた内容と実際の役割が異なる。新規の人が役割を理解していない。(3)
- ・支援を受ける人が少ない。(3)
- ・活動者も参加者もメンバーが固定化している。(3)
- ・個人情報の保護により、情報収集・情報共有ができない。(3)
- ・任務適格者でない。(2)
- ・若い人が参加しない、活動要請できない。(2)
- ・行事等が多すぎる。(2)
- ・現在の活動が時代の流れにあってはいるのか、必要とされているか疑問(2)
- ・自分の活動が不十分と感じる。支援を必要とされている方、地域のことが分からぬ。(2)
- ・自発的な活動ができない。(2)
- ・活動資金が少ないと感じた。(2)
- ・買い物、食事等できる人に配食は必要ない。(1)
- ・個人宅に1人で行くのが怖く感じることがある。できれば複数で行けたら良い。(1)
- ・配食で何度も訪問する家があり、苦痛。(1)
- ・独居高齢者の家族が遠隔地で連絡が取りにくく、本人も家族に連絡を取らないようにということがある。(1)
- ・アパートなど、どんな人が入居しているか分からない。(1)
- ・配食サービス（弁当作りの廃止か見直し）の負担を減らせるようにしたい。(1)
- ・在宅福祉員の存在根拠が明確でない。(1)
- ・（配食サービスの）対象を80歳以上にした方がよい。(1)
- ・区費を払っていない人に配食ができない。(1)
- ・配食サービスの調理時に出たゴミを公民館で処分してほしい。(1)
- ・福祉サービスを受けておられる対象者に対し、給食サービスをどうするのかを考える必要がある。(1)
- ・食事作りが半日で終わるので、ちょうどよい。これ以上に時間がかかると負担である。(1)
- ・身体が悪い人がおられ、集まる会に送迎が必要である。(1)
- ・地域行事に無関心な人が多い。(1)
- ・独居ではないが、老々介護の方等、臨機応変な対応が必要である。(1)
- ・活動内容が単調である。(1)
- ・活動の中でもう少し話し合いが必要である。(1)
- ・支援を受ける側の人の要望を聞いてもらいたい。(1)
- ・リーダーを10年以上しても良いのか。(1)
- ・リーダーシップがとれていない。
- ・自治会員から自治会長が選出されず、活動ができない。(1)
- ・自治会が行政の一機関になっている。(1)
- ・積極的にやってくれる人に頼っている。(1)
- ・地区内に皮肉等言われる先輩があり、活動を控えている。(1)
- ・組織のことを理解せずに活動する人がおり、伝えたことを聞かず失敗している。(1)
- ・毎改選時に民生委員・児童委員が代わる地域があり、推薦母体の自治会が自治会の役員と考えている。(1)
- ・民生委員・児童委員と在宅福祉員の兼務が永年継続(1)
- ・民生委員・児童委員に対する過大な重圧感を持っている人が多い。(1)
- ・実際は活動できていないのに、活動報告書を書いて提出しなければならない。(1)
- ・同じ人ばかりで活動していると情報や苦労、活動の楽しさが伝わらない。(1)
- ・活動内容に負担を感じる。(1)
- ・自身の活動が制約される。(1)
- ・役を引き受けたから家族に介護が必要となった。他メンバーに負担をかけてはいけないと思って取り組んでいるが、精神的負担が増している。(1)
- ・複数の組織に所属しているため、それぞれの行事が重なることも多く、忙しい。優先順位を決めて参加している。(1)
- ・人数が少ないため、仕事や用事と重なった時に休みにくく、負担である。(1)

- ・若い人の意見が通りにくい。(1)
- ・地区社会福祉協議会の組織の存在根拠が明確でなく、財政が不安定である。(1)
- ・米子市統一の基本柱がない。(1)
- ・公民館が老朽化している。(1)
- ・安否確認の時には包括ではなく、行政の保健師等の支援が必要だと感じる。(1)
- ・要支援から要介護になった時、新しいケアマネの連絡先をお教えてほしい。(1)
- ・学習の場が少ない。(1)
- ・外から講師を呼びリストの提示や必要な情報をDVD化するなどの必要性(1)
- ・次世代が都会で家を持って地元に戻らず、消滅する家が多い。(1)
- ・日本赤十字社活動資金、赤い羽根共同募金の各戸500円を1/2以下に下げたい。(1)

問3 現在、所属する組織の活動がもっと活発に行われていくためには、どのような取組が有効だと思いますか その他意見

現状・課題

- ・自治会の人材不足、役員のなり手不足(3)
- ・情報共有、情報交換の場が必要である。(2)
- ・若い人が地域活動に参加しやすい仕掛け、活躍の場づくり(2)
- ・50代、60代、全員仕事のため後継者がない。(1)
- ・働き世代は地域との関わりが少なく、退職者に頼ることになる。(1)
- ・退職年齢が引き上げられるたびにシニア世代の引き受け者が少なくなる。(1)
- ・市からのやらされ感が強く、役員の負担が大きい。(1)
- ・仕事を休んで参加する人もいるため、負担にならない体制、考え方が必要(1)
- ・高齢化のため活動に限界がある。(1)
- ・公務員の積極的地域参加が必要である。(1)
- ・自治会員から自治会長を選出する。(1)
- ・民生委員・児童委員の人数を増やし、各委員が自分の集落を担当する形にする。(1)
- ・在宅福祉員活動の見直しが必要である。弁当作りが負担である。(1)
- ・社会情勢に適した行事の見直し(1)
- ・すべての項目が自分にとって負担である。(1)
- ・必要なことをほんの少し手伝うことで、手伝う側の負担も減る。(1)
- ・民生委員・児童委員等の年功表彰はマンネリ化を招く。活動で功績のある者を表彰対象にすれば、マンネリ防止と意欲向上につながる。(1)
- ・自己中心的で他人のことを考えない人が多く、行事参加者が少なくなった。(1)
- ・近所づき合いをしたくない人が増えている。(1)
- ・親近感を育む習慣の欠如を改めるような施策が必要である。(1)
- ・福祉サービスを利用、活用する住民の意識づくり(1)
- ・支援が必要な人+その周辺の人たちに活動を知ってもらう。(1)
- ・スポーツクラブ活動等とバッティングする。(1)
- ・昔と違って仕事をする人が多く、やむを得ない。(1)
- ・支援の対象となる人口が増えしていくため、今以上のことをする必要はない。(1)
- ・集会所が必要だが、金銭的理由で進まない。(1)
- ・地区社会福祉協議会を市社協の支所にする等、組織の財政安定化及び活動目的の明確化(1)

問4 地域福祉における市民と行政の関係はどうあるべきか、あなたの考え方は次のどれに近いですか その他意見

- ・6に近いが、行政も限界があるので、足らない所は、法人化された団体が担うべき(2)
- ・1から6すべてが近い。(1)
- ・2が理想だが、当面は5で、次のステップは4として実施できれば良い。(1)
- ・5と6の間で6寄りの意見(1)
- ・5に近いが、すべてボランティア活動がなければ成り立たない。仕方ない。(1)
- ・自治会長の負担が多すぎる。(1)

- ・行政がどういうことをやっているのかわからない。(1)
- ・個人も行政も健康寿命を延ばす取組をすべきである。(1)
- ・行政の福祉サービスを基本に市と共に取り組む。行政と住民活動の隙間を作らない。(1)
- ・行政側から市の方向性について説明会をする。(1)
- ・行政サービスと地域の互助が釣り合うために、行政が地域に降りて現状を知ることが大切である。(1)
- ・自助、互助を主とし、行政はセーフティネットとしての機能を万全にする。(1)
- ・行政は、もっと指導を強く推し進める。(1)
- ・理想はお互い様だが、コミュニケーション不足の人は参加しにくい。意見交換や地域活動をやっていなかつた人が、やるようになった事例が大切である。(1)
- ・地域福祉の活動範囲はどこまで手を広げるのか疑問である。理想を求めるのは良いが切りのない話はいかがなものか疑問である。(1)
- ・協力性がない。(1)
- ・このアンケートも自分には負担である。(1)

問5 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことは何だと思いますか その他意見

- ・住民同士の支え合いに期待すべきではない。(2)
- ・自治会役員が短期間で交代する中で活動は深まらない。リーダーの処遇等を明確にし、ボランティアに頼らないシステム作りが必要である。(1)
- ・支え合いの基盤づくりは下から積み上げる（上から下におろすのではない）。そうすると、一人ひとりに分かり易い言葉となって必要なことが出てくる。(1)
- ・各地区の集会所を月に一回自由開放し、顔を見ながら会話をする場所と時間を提供する。(1)
- ・周知、啓発、講座、研修会を行っても意識を持って活動できる人しか参加しない。自治会班長会議等で手短に、重要な部分だけでも行政が参加し、説明、相談もまじえた話し合いを考える。(1)
- ・地区住民の高齢化、1人世帯が増え、サポートする人材が不足している。特定の人にその負担が片寄る。(1)
- ・困り事、相談をする場所について、ここではないと言えば誰も相談しなくなる。つないでその場所に来てもらう、場所を移動する発想が必要である。(1)
- ・本当に助けを必要としている人の声が聴ける関係作り(1)
- ・そもそも地域に住む人の設定が分からぬ。住民票がある人か、税金を払っている人か、地区の自治会費を払っている人なのか疑問である。(1)
- ・図書などの充実(1)
- ・すべて必要である。(1)
- ・高齢者は過去の経験、知識を提供する。(1)
- ・自分の地域は、土砂災害危険地区にある。地域の人々が、危ないと感じた時に直ぐに動ける様にするため、人間関係を深めることを進めている。(1)

問6 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思いますか その他意見

- ・すべての項目が必要である。(3)
- ・高齢者にとって買物が不便である。歩いて行ける小売店が必要である。(2)
- ・地域の一市民だったら自家用車で病院へ連れて行ってあげられるが、民生委員・児童委員としては禁止（事故、保証問題上）。助けてあげたいが難しい。深夜に電話があり、マイカーで病院へ付添い緊急入院となったこともある。(1)
- ・福祉施設の場所の周知(1)
- ・情報の内容を十分理解し、実際の行動につながる様な情報発信の仕方をする。
(例)文書ではなく音声による情報発信は良いが、聞きづらく何を言っているのかわかりにくい等(1)
- ・小地域（自治会単位）の1～6のバックアップ体制の整備(1)
- ・住民同士のネットワークの充実とその支援(1)
- ・世代間交流の充実(1)
- ・役員、町民との集会の促進(1)
- ・公助を求めすぎると税金が高くなるのは当たり前である。結局各々が自分の首をしめることになるのではないか。公へ要求しすぎるの問題である。(1)
- ・個々の住民は考えも異なる。自分の対応次第で心を閉ざしたり開いたりし、その分やりがいもある。(1)
- ・人をつなぐにはあらゆる知識が必要である。(1)

- ・自分が住む地域の状況を理解して、できる対策から始めていく。(1)
- ・対象者を尊重して問題を解決するには、時間と人員が必要である。その人材にあった方法等で行うこと。(1)
- ・人材育成(1)
- ・行政は社会福祉士や主事、保健師、看護師他、福祉に関する人を増員し、活用すべき。(1)
- ・軽費で利用でき、誰でも気軽に体を動かし、体力維持が計れる場所、施設(1)
- ・避難場所を確実に設置する。(1)

アンケート調査 問7自由記述部分要旨

在宅福祉員活動について	
現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉員のなり手がない、女性に片寄っている。(6) ・手作りのため負担が大きい、手作りが少なくて助かっている。(4) ・現在活動中の人は高齢者が多い。(2) ・本来の活動目的と、実際の活動が異なっている。実施月の配食だけでは、見守り・支援として不十分。(2) ・運営費が不足、工夫しなければならない。(2) ・研修会等に参加する人がいない。(1) ・活動のために仕事を休んで対応している。(1) ・対象者に病院につれて行って欲しいと言われる。(1) ・在宅福祉員の仕事が分からない。(1) ・利用者の中にも元気で遊びに出る人がいる。(1) ・給食を楽しみにしている人がほとんどである。(1) ・準備から当日までの一連の流れ、食中毒の心配など、責任を任されるとストレスになる。(1) ・予算が少なく給食サービスを継続できない。(1) 	
提案	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容を見直し、在宅福祉員の負担を軽減させる。(3) ・給食を専門業者に委託する。(1) ・調理を伴うことから男性が実質参加できないため、誰もが参加できる活動内容に変更する。(1) ・配食はやめ、集う事などに変える。配食をするならもっと頻度を増やす。(1) ・研修等を増やし、在宅福祉員の仕事について啓発する。(1) ・ボランティアに頼りすぎている。退職者の経験を活かしたり、謝礼金等も検討してはどうか。(1) ・85歳以上の高齢者世帯も対象にすべきである。(1) ・研修会の時の食事代を社会福祉協議会から出して欲しい。敬老会の経費からまわしてはどうか。(1) ・準会員や日中独居の人も見守り等の対象にすべきである。(1) 	
民生委員・児童委員、自治会の活動について	
現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動内容の幅が広すぎて、負担に感じる。数を増やして欲しい。(4) ・役員等のなり手がない。(2) ・市や各団体から依頼される地区活動の内容が多すぎる。(1) ・目的に沿った活動でないものがある。(1) ・在宅福祉員、食生活推進員の協力体制があるのか分からない。(1) 	
提案	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動を充実させるための講習・研修会を充実させる。(3) ・混在する各団体の活動内容を整理し、横のつながりを持たせる。(1) ・地域住民が自分のできることで参加できるような場、機会を作る。(1) ・各団体、役員の役割分担をする。(1) ・無駄な研修や行事をやめ、スリム化し、必要なものの内容を濃くする。(1) ・1人暮らしの人に声掛け、困りごとなどの話を聞く。 	

連携強化
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報と言われるが、地域で情報交換ができていないと困る。(1) 民生委員・児童委員が交替しても自治会長に連絡がない、公民館にも教えてもらえない。(1) 民生委員・児童委員と連携がとれていない。(1) 一人暮らしの高齢者が全部把握できていない。(1) 要配慮者に対する意識が薄く、地域でも把握ができていない。(1)
提案
<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動している諸団体（自治会、民生委員・児童委員、地区社社協等）の連携強化 (7) それぞれの機関、団体の相互理解 (1) 関係機関、団体での話し合い、協働 (1) 分野別でなく、横のつながりを持った活動をする。(1) 障がい者団体等と連携し、要援護者が取り残されない防災対策 (1) 役員の高齢化、固定化の改善を図る。(1)
個人情報の取扱いに関して
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護が壁となり、近所のことでもわかりにくくなっている。(6) 踏み込みにくい。近所のおせっかいな人的な活動もできない。(3) 在宅福祉員等と連携したいが、どこまで情報を伝えて良いかわからない。(1) 個人情報保護により、情報が伝わらない。(1)
提案
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報共有に関する理解を得られるような活動をする。(1) 米子市の個人情報の取扱いに関する手引きを作成する。(1) 自治会での困りごとに対するQ & Aがあればよい。(1)
情報提供、相談機関
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民は、どんな福祉サービスがあるか知らない。(2) 困りごとを誰に相談したら良いかわからない。(1) 行政や相談窓口の相談員が、市民が安心できる対応をとっていない。(1)
提案
<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の内容、相談窓口等の啓発活動を繰り返す。(2) 公民館や町内レベルで気軽に相談できる場を作る。(2) 困りごとが発生する前に、分かり易い制度の利用方法を啓発する。(1) 困りごと相談窓口が必要 (1) 転入者に民生委員・児童委員等が地域での活動を知らせる。(1) 行政や民生委員・児童委員への相談のハードルを下げる。難しければ、近所で助け合う。(1) 高齢者の施設等の情報を配布する。(1) 自治会長、民生委員・児童委員が担当地域の独居高齢者の緊急連絡先を把握する。(1) 元気で長寿の地域を目指すための啓発 (1) 活動者が福祉サービスについて把握する。他の活動者や組織との関係を作る。(1)
集いの場について
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の対応は公民館よりも小さい単位（集落等）での活動拠点が必要である。(2) 地域に空家が多くある。(2) 集会所がなく、清掃時くらいしか地域で集まる機会がない。(1) 集会所がなく個人宅で集まるため、役員のなり手がない。(1) 区単位で集まる場がない。(1) サロンがない。(1)

提案
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が気軽に集える場を作る。(6) ・いきいきサロンの充実(3) ・空家等を集会所として利用する。(2) ・介護予防のためにも、人が集まって運動できる施設を作る。(2)
地域のつながり
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・近所付き合い、近隣の友好が減っている。(5) ・地域行事ができない。(1)
提案
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつや声かけから始め、コミュニケーションを豊かにして、近所付合いが活発になるようにする。(3) ・地域の子どもとの交流、あいさつ(2) ・スポーツ少年団優先で地域行事に参加しないため、スポーツ少年団の活動は日曜日以外にしてはどうか。(1) ・コミュニケーションを充実させ、大雪や防災時に手助けできるようにする。(1) ・高齢になると新しく交流するのは難しいため、頑固な高齢者を懐柔する方法を指導する。(1) ・30戸位でボランティア活動をし、相談に乗れるリーダーを作つておく。(1)
人材
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・若い後継者、リーダーがない。(7) ・高齢化している。(7) ・地域活動の顔ぶれが同じ、兼務している。(4) ・70歳くらいまで仕事をしている人が多く、協力してもらえない。(1) ・仕事や家庭の事情で地域の活動に参加できない。(1) ・人材確保が難しい一方、財源も削減され活動ができない。(1)
提案
<ul style="list-style-type: none"> ・退職されたシニア世代に協力・参加してもらう。(3) ・若い者や多くの人が活動者になるようにする。(2) ・リーダーの養成にもっと力を入れる。(2) ・各企業、職場に協力してもらい、地域福祉の若いリーダー研修を働きかける。(1) ・金融機関、青年会議所、ロータリー、ライオンズクラブ等に協力してもらい、次代を担う若手経営者に福祉に対する重要性を認識、周知してもらう。(1) ・地域の各団体がその役割を果たし、他団体の役割まで担わなくても良いようにする。(1) ・地域活動の担い手が余裕をもって活動できる体制を作る。(1) ・担い手が高齢者ばかりのため、ボランティアグループで分担する。(1) ・役職に定年制を導入し、世代交代を図る。(1) ・福祉教育、養成マニュアル等で、統一したレベルが確保できるようにする。(1)
地域住民の意識
現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・損得勘定で物事を判断する人が多く、自ら参加してもらえない。(2) ・地域福祉に対する意識が低い。(1) ・子育て世代の声を聞き、反映させる場がない。(1) ・募金等に対する意識が低い。(1) ・ボランティアをするのが当たり前という変な意識がある。(1) ・他人の生活に踏み込まないようにと考えてしまうため、地域に暮らす人が見えず、地域力の向上につながっていない。(1) ・仕事が忙しく地域活動どころでない。(1)

提案

- ・学校、子どもへの福祉教育が必要（2）
- ・人任せ、行政任せにせず、各自の努力が必要（2）
- ・ボランティアに参加してもらえるよう、地域の人に教育する。（2）
- ・募金がどんなことに役立っているのか認知させる。（1）
- ・従来の高齢者福祉を見直す。（1）子育てへの理解を深める。（1）
- ・地域自治の活性化ができるよう、市が支援、助言する。（1）
- ・地域活動に参加でき易くするための行政や企業の理解（1）

移動

現状・課題

- ・弓浜部、南部地域にはバス等がまわっておらず、地域格差がある。（4）
- ・歩道部分に傾斜や段差があり、車いすやベビーカーだと危険である。（2）
- ・車がないと不便。移動できないと閉じこもりになる。（2）
- ・米子駅に行くバスが18:00以降はない。（1）
- ・低所得層はタクシーを使う余裕はない。（1）

提案

- ・だんだんバスの運行地域を増やす。増便、スーパー等への乗り入れ（6）
- ・タクシー、バスの補助券や割引券を出す。（3）
- ・少数でも電動車いすを地域に準備する。（1）
- ・旧高島屋東館に入る店舗を工夫する。（1）

財源に関すること

提案

- ・何をするにも活動費が必要なため、活動費を出してもらいたい。（7）
- ・民生委員・児童委員等、地域福祉の活動者に対する活動費を支給する。（3）
- ・介護福祉施設等で働いている人材の給与等、米子市独自で向上させる。（1）
- ・無駄遣いを改める。（1）
- ・小地域での親睦行事に行政から財政的な支援（1）
- ・地域連携が進むと思われるため、防災対策への支援（1）

自治会に関して

- ・自治会に加入する世帯が減っているため、市に自治会加入を促して欲しい。（間違っても市役所職員が、任意の組織であり入会しないでも良いと言わない）（6）
- ・地域福祉の充実を求めるが、社会福祉協議会会費を払わない自治会の解消（1）
- ・自治会組織の基盤づくり※会長をはじめとする各役員の確保（1）
- ・公務員を退職された方が地域活動に積極的に参加する仕組み（1）
- ・自治会機能の充実（1）
- ・全世帯に自治会に入って欲しい。（1）
- ・行政の下請けのように負担が大きく、マンネリ化（1）
- ・役員が一年交代のため、スムーズに運営できない。これを変えることが必要（1）
- ・各自治会長交代時は、「会長とは」という教育をしてほしい。（1）

米子市に求めること

現状・課題

- ・市の取組はスピード感、改革意識がなく、住民本位ではない。（1）
- ・障がい者への認識がまだ不十分（1）
- ・役職を引き受ける人がいない現状について行政がどう思っているのか分からぬ。意見を聞きたい。（1）
- ・行政サイドからの一方通行的な印象を常に感じる。（1）
- ・この度のアンケート調査も意図が良くわからない。（1）

提案等

- ・行政と住民の話合いなどに参加する、市民・当事者の声を聞く。(6)
- ・各地区の民生委員・児童委員の会合に出席する。(1)
- ・市の職員が外に出て見る、自分の地域の役員をやって（現役・退職後）実感する。(6)
- ・包括支援センターの担当職員を増やす。(2)
- ・行政が子育て支援を行う。(2)
- ・子育てが終わった人に活動してもらう。(1)
- ・行政という枠にとらわれない迅速な活動ができる地域福祉機関の構築(1)
- ・地域の活動に対し、非協力的な方への取組(1)
- ・一人暮らし高齢者ごみ出し支援(1)
- ・何をしたらよいか市が識者と検討して方向性を出して欲しい。(1)
- ・地域の各団体がバラバラに活動しているため、統括する組織づくりが必要(1)
- ・行政や第三セクターから依頼される重複したような事業を整理する。(1)
- ・自治会組織の中で、社会福祉の担当専門部が必要(1)
- ・計画策定後、地区公民館等で住民に説明する。(1)
- ・人、金、物の投資が必要(1)
- ・福祉教育を行政側から支援する。(1)
- ・民生委員・児童委員と在宅福祉員の交流会やリーダーの研修・発表会等を催し、リーダーを発見するしきいを作りを行政に期待する。(1)
- ・地区（公民館）で一斉に事業を立ち上げた方が効果が出やすい。(1)
- ・認知症対策、介護事業者の指導強化(1)
- ・1 地域福祉コーディネーターの確保と育成、2 施策・実践活動をする者の拡大(1)
- ・地区住民の情報をいかに役立てるか、困りごとの解決と援助に対するしくみを考えて欲しい。(1)
- ・地域や問題のある家庭に出掛け、実態を知って欲しい。(1)
- ・全国レベルの文化に力を入れて、誘致に力を入れる、ITを駆使してほしい。(1)
- ・人望のある人物を中心に協議を行ってもらいたい。(1)
- ・地域を考慮して政策を行ってほしい。(1)
- ・公民館の業務を社会教育の場から地域福祉活動の場に移行すべき。地域福祉活動時に利用できるよう休館日を見直す。(1)
- ・独居老人の方の生きがいづくりを提案してほしい。(1)
- ・日野川より東側にふれあいの里のような拠点を整備する。(1)
- ・他圏域を含む地域福祉の実情調査等を行い、参考にすべきところは取り入れる。(1)
- ・市の財政の無駄をなくし、地域福祉の財源を手厚くする。(1)

苦情等

- ・市役所に電話をしても名乗らず、たらいまわし。すぐに駆け付けるなど、対応をもっとしっかりしてもらいたい。(1)
- ・行政とボランティアは立場が同じではないと認識してもらいたい。(1)
- ・要介護になって担当が代わっていても、地域包括支援センターから民生委員・児童委員に連絡がない。
- ・住民からの相談→包括支援センター→解決がスムーズいかず、待たされることが多い。(1)
- ・民生委員・児童委員の基本的活動方向や消費者が困った時のつなぎ先の図式等を示して欲しい。(1)

社協に求めること

現状・課題

- ・サロン活動は、区によって集まる場がない場合があり、公民館は遠い、使い勝手が悪い等の問題がある。(1)
- ・サロンに関し、運営・予算面など、自治会の関わりがバラバラである。(1)

提案

- ・基本的な部分で市内での統一は必要だが、各地区的実情に合わせた柔軟性も必要。一律に押し付けることのないようにすべきである。(1)
- ・公民館同士の交流や他地域の福祉活動の様子を知る機会が増えるよう、梶取りしてほしい。(1)
- ・サロンの内容考案に対する手助けが必要(1)
- ・サロンに声かけする方について、「一人暮らしの人」か、「一定の年齢以上の人すべて」などの基準を示して

欲しい。(1)

- ・地域福祉の話を自治会やサロンで聞かせてほしい。(1)
- ・単位自治会単位でのサロン運営の指導、補助金(1)
- ・サロンの世話人の情報交換や助言ができるようにして欲しい。時には担当者がサロンに出向いて感想を教えてほしい。(1)
- ・敬老会の助成(1)
- ・福祉バスを増やして欲しい。(1)
- ・自治会役員の仕事が多いため、社協の職員が中心になって地域活動してほしい。(1)
- ・特に米子市社会福祉協議会を中心とした各地区社会福祉協議会の事業について、改革を行うべき。(1)

苦情等

- ・福祉バスの運転手の対応にはらつきがある。もっと柔軟に対応できるよう、教育してもらいたい。(2)

その他

現状・課題

- ・敬老会の欠席者は、毎年同じ商品より商品券が喜ばれる。(1)
- ・敬老会、配食サービスが今の世代の方向に適合しているか疑問である。(1)
- ・地域での交流イベントよりスポーツ等のクラブ活動の優先が問題である。(1)
- ・市の施工工事の際、市職員と業者が来訪するが、その際に業者が酒を持ってくる。悪い慣行は必要ない。(1)
- ・家に若者がいないため、若者が仕事をできる場所が必要である。(1)
- ・他の人と意見が合わないことが多い。(1)
- ・各種役員の任期が2年程度のため、慣れたころに役員が代わってしまい、継続的な活動ができない。(1)
- ・県営団地の入居者が減少し、空家が増えている。(1)
- ・目に見えない貧しい家庭がある、母子・父子の生活保護家庭が取り残されている。(1)
- ・防災無線が聞こえにくい。(1)

提案

- ・真に困っている人を見つけ、今よりきめ細やかな支援が必要である。(2)
- ・福祉を地域や住民にまかせるべきではない。(2)
- ・もう少し街灯を増やしてもらいたい。(1)
- ・幹線道路以外も除雪してほしい。(1)
- ・一人暮らし高齢者に離れて住んでいる家族がもっと支援する方法を考える。(1)
- ・若い人が住みやすいまちづくり対策(1)
- ・貧しい子どもがいる家庭に食料品等の差し入れ等をする。(1)
- ・民生委員・児童委員は女性の方が良い。(1)
- ・会費制でも敬老会を全地区で実施してほしい。(1)
- ・文化、健康増進講座の内容を教えてほしい。(1)
- ・高齢者が公園でゲートボールをしているが、土日祝は子供達に譲ってほしい。(1)
- ・自治会長やその妻へ市から手当をつける。(1)

■各問のまとめ

【性別について】

- ・全体の男女比は女性の方が多く、男性の1.3倍となっています。在宅福祉員は女性、自治会長と地区社会福祉協議会長は男性に偏っています。

【年齢について】

- ・どの属性の対象者も60代～70代が中心となっています。在宅福祉員は20代～50代が約20%で比較的若年層が多く、一方で地区社会福祉協議会長は60代～80代に集中しています。

【問1-A やりがいについて】

- ・どの属性の対象者も、やりがいを感じている（「1強く感じている」、「2感じている」）人が75%を超えています。特に民生委員・児童委員は約90%、地区社会福祉協議会長は100%と、やりがいを強く感じています。

【問1-B 負担感について】

- ・どの属性においても、最も多く選択されたのは「2感じている」でした。負担感を感じている（「1強く感じている」、「2感じている」）人の割合が最も多い属性は自治会長で78%でした。一方、最も低い属性は在宅福祉員で47%でした。

【問2 活動している中で困っていることについて】

- ・全体で最も多く選択されたのは「3活動のメンバーが高齢化してきている」であり、活動メンバーの高齢化や活動の担い手不足が顕著に表れています。これに伴って「4若い人が参加しやすい活動ができるいない」も多く選択されました。
- ・訪問等による個別支援活動をされている民生委員・児童委員、在宅福祉員は、「14支援を必要とする人などの情報が得にくい」を多く選択しました。
- ・自治会長は、「5メンバーが仕事などで忙しく、活動ができにくい」を多く選択しました。
- ・「7やらされ感が強く、自発的な活動につながっていない」を選択した人の割合は、民生委員・児童委員以外の属性では上位でした。
- ・「12活動がマンネリ化してきている」はすべての属性で選択した人が多く、共通する課題となっています。

【問3 活動がもっと活発に行われていくために有効な取組について】

- ・どの属性でも「6退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け・活躍の場づくり」を選択した人が最も多く、退職後のシニア世代に地域活動の担い手としての期待が寄せられています。
- ・「9地域活動やボランティア活動の重要性の意識啓発」、「10気軽に地域参加できる体制づくり」はすべての属性に共通して上位に選択されています。
- ・「1気軽に情報交換ができるようなご近所同士の関係づくりの強化」、「8自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会との連携強化」は多くの属性で上位に選択されており、個人の情報が得にくく、活動メンバーが限られる中で、各組織が相談・連携して活動する必要性を感じていることがわかります。

【問4 地域福祉における市民と行政の関係はどうあるべきかについて】

- ・すべての属性で「4住民も行政も協力し合い、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が最も多く選択されており、多くの人が福祉の充実のためには両者が協働することが大切であると考えておられます。

【問5 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことについて】

- ・全体で最も多く選択されたのは「11となり近所同士で助け合う体制づくりの促進」であり、活動者は共通して隣近所のつながりの希薄化を感じており、意図的につながりをつくる取組が求められています。
- ・多くの属性で「8困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口の充実」、「9困りごとを抱えた人に気付き、早期発見につなげる仕組みづくり」が上位に選択されており、困りごとを早期発見し、地域内で相談対応できる仕組みづくりが求められています。特に在宅福祉員や民生委員・児童委員でその傾向が顕著です。

- ・すべての属性で、「5 地域福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人の養成」を選択した人が多く、特に自治会長と地区社会福祉協議会長が多く選択しています。
- ・自治会長、地区社会福祉協議会長は、「1 地域福祉活動の意義と重要性の周知・啓発」を選択した人が多く、地域福祉活動に対して広く住民の理解を得ることの重要性を認識している人が多いことがわかります。

【問6 誰もが安心して暮らしていくために地域で特に重要なこと について】

- ・「1 見守りや安否確認の充実」、「6 高齢者支援の充実」、「9 健康づくりや介護予防の充実」、「10 生きがいづくり・社会参加の促進」を選択した人はすべての属性で多く、高齢になつても地域で健康に暮らすことへの関心の高さが表れています。
- ・すべての人に共通する課題である「14 災害時の避難誘導・助け合いの充実」についても、全属性で選択する人が多く、防災意識に関心が寄せられていることが考えられます。

(2) 地域懇談会で出た主な意見

■地区の良いところ、良いと思われる活動

○人や地区の雰囲気

(地区内の結びつき、関係性) ※以下、各項目ごとに意見が多く出たものから記載しています。)

- ・近所の付き合い、つながり
- ・関係が良い
- ・行事への参加率が高い
- ・意見集約しやすい関係性が保たれている、自治会加入率が比較的高い
- ・小学校との交流がある など

(人柄に關すること)

- ・人が良い（気さく、温厚、人情味がある、穏やかなど）
- ・近所の人が優しく受け入れてくれた など

(子どもに關すること)

- ・通学中の子どもの声に元気がもらえる
- ・子どもが仲良く、学校内や地域内で助け合っている など

○地区での活動

(行事やサロン等の活動)

- ・公民館の行事や祭り、運動会、スポーツ大会等のイベントが充実している
- ・公民館活動のサークル数が多く、活発である
- ・サロン活動が活発である など

(活動に協力的)

- ・老人会、自治会、サロン、お互いがボランティアで協力体制ができている
- ・小中学校と地域が協力して、除草作業や野菜作りなどの活動をしている
- ・学校のバザーに積極的に協力してもらえる など

○地区の環境

(自然が豊か)

- ・海が近く、平坦で自然豊かである
- ・景観が良い
- ・大山が見えるので土地購入の人気がある など

(交通の便が良い)

- ・JR、バス、タクシーなど交通の便が良い
- ・車での移動がしやすい
- ・大半の市内の高校へ自転車で通学できる距離 など

■生活や活動する中で困っていること、課題に感じること

○地区的活動者

(人材の不足)

- ・役員、活動者のなり手不足、行事や活動への参加が減少
- ・人口減少、新しい住宅が増えない
- ・行事の参加者が少ない、決まっている
- ・民生委員・児童委員のなり手不足、不在区がある など

(少子高齢化)

- ・子どもが少なく、活気がない
- ・子どもが近くに住んでおらず、支援者のない高齢者世帯がある
- ・自分自身が高齢なのに在宅福祉員を交代してくれる若い人がいない など

(負担感)

- ・一人の人が重複して役を担っており、行事への参加・協力の機会が多い
- ・役員になると、他の役と重なって家族に反対されることがある
- ・役職を持つ人が疲弊してきている など

○関わり方

(世代間の隔たり)

- ・活動が平日のため若い人が参加できず、退職者がメインになる
- ・別居が増え、若い人が高齢者の面倒を見なくなった
- ・若い世代との考え方のギャップ など

(地域や近所のことが分からぬ)

- ・個人情報の問題もあり、近所の様子がつかみにくい
- ・新築アパート等、どんな人が住んでいるか分からない
- ・独居高齢者で引きこもりがちな人がいる
- ・見守り活動をする上で守秘義務の壁がある など

○環境

(移動手段)

- ・免許返納後の高齢者の交通手段がない、車が無いと生活が成り立たない
- ・公共の交通機関が少なく不便 ・移動手段が無く地域活動に参加できない人がいる など

(危険な場所がある)

- ・狭い道、見えづらい交差点が多く、危険
- ・古くなったブロック塀が多い、街灯が少なく真っ暗になる所が多い など

(買物が困難)

- ・近くに買い物するところがない ・買物難民が多い など

■こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域の交流

(交流の機会を増やす)

- ・誰でも気楽に参加できる催し、レクリエーションやイベントの開催
- ・近くの公園でラジオ体操 ・地域の特色のある料理を集まって作って食べる
- ・一斉清掃・避難訓練等を通じて住民同士の理解や繋がりを深める など

(世代を超えた交流)

- ・若者を行事へ積極的に誘い、交流の機会を増やす
- ・若い人が行事に参加しやすいような形にする
- ・世代間の交流を活発にしたい など

(見守り)

- ・年1～2回は在宅福祉員と民生委員・児童委員がペアで見守り訪問をする
- ・向こう三軒両隣の意識を持ち、用事を頼んだり助け合う
- ・子どもの見守り活動 など

(活動内容の共有)

- ・活動者同士の交流の場や活動をしていない地域に知らせる場を設ける
- ・P T Aと地域の活動者との情報交換の場
- ・地域での催しや活動の情報を伝達する など

○防災

(災害への備え)

- ・災害対策（連絡体制、マップ作成） ・防災訓練(年に2度安否確認)の活動を広げる
- ・災害時マップの見直し など

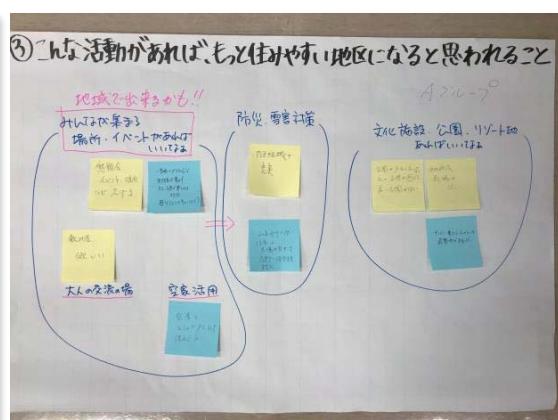
○環境

(集いの場所の整備)

- ・空家を活用してコミュニティの活動の場にできないかを検討する
- ・気軽に集まれる場、集会所を設ける ・習い事の場の充実 など

(移動支援)

- ・地域ボランティアによる移動支援 ・ループバスのルート、便数の増加
- ・高齢者に対するタクシー代の一部助成 など



■各地区で出た全意見 () 内は同じ意見の数

【啓成地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・交通の便が良い(8)・飲食店が多い(3)・街の中心に近くて便利(2)
- ・高校が2校ある(2)・医療機関が多い(2)・公会堂がある(2)
- ・コンビニが多い・様々な公共施設を利用できる・介護施設が近くに多くある
- ・繁華街や神社など、特色がある地域が多い・自然が残っている所もある

○人のつながり

- ・活動に協力的で、人柄の良い人が多い(2)・顔を合わせる機会が多い(2)
- ・元気で活動的な高齢者が多い(2)・ボランティア活動に積極的な人が多い(2)
- ・コミュニケーションがとりやすい・困っている人に手を差し伸べる人が多い

○地域活動

- ・公民館活動が活発(4)・子どもの登下校時の見守りが充実している(3)
- ・地域の催しが多く、幅広い世代が参加している
- ・学校(高校)と子ども達が交流してもらえる
- ・自治会内での高齢者の見守りができている
- ・地区内の各福祉団体とのコミュニケーションがとれている
- ・いきいきサロンが充実している・子ども会、PTAの活動が充実している
- ・学校と地域との連携ができている・各団体や組織が充実している

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・役員(自治会、PTA、交通指導員など)や後継者のなり手不足(8)
- ・役員の高齢化、固定化(2)・個人情報の問題もあり、近所の様子がつかみにくい(2)
- ・高齢で近所付き合いがない人がいる(2)・自治会間で利便性に格差がある
- ・近隣の人とのつながり、交流が薄くなっている
- ・新築アパート等、どんな人が住んでいるか分からず
- ・自治会加入世帯の減少・独居高齢者が増え、見守りが大変
- ・集会所がない・時代に合った活動に移行するのが困難(子ども会)
- ・子ども会の人数が多く、小回りが利かない・非協力的な親が増えた・未婚男性が多い
- ・男性高齢者はサロンに誘っても参加しない
- ・孤立した高齢者とのコミュニケーションがとりにくい

○生活環境

- ・空家の増加(6)・高齢者が多い(3)・高齢者の買物が不便(2)
- ・跡継ぎや子どもがいない(2)・通学路で危険な個所がある・近所にお店がない
- ・防災無線が聞こえにくい・住民が増えない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・声掛け、コミュニケーション(2)・世代間交流(2)・自治会加入のお知らせを配る
- ・自治会の班での交流を活発にする・小、中、高校が連携し、高校生による交通指導
- ・全員参加型の町内バーベキュー大会

○サービス、環境

- ・気軽に集まれる場、集会所(3)
- ・公民館の機能充実(エレベーター、音響設備、1階に広い集会室)(3)
- ・空家対策・人口減少対策・県立高校の校庭を借りやすく・皆の集まれる食堂

【明道地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・病院が多い、近くで便利（7）・買物が便利（4）・交通の便が良い（バスの便、米子駅が近い）（3）
- ・役所関係の施設が近い（2）・街の中で便利が良い・銀行が近い・美術館他、施設が近い
- ・お酒を飲みに出ても歩いて帰ることができる・夜も明るい

○人のつながり

- ・世帯数が少ないため、様々な活動で共通理解が得やすい
- ・年配者同士で仲が良い・小学校と地域とのつながりが強い

○地域活動

- ・交通指導員の子どもの見守りが熱心・球技大会（特にペタンク）がある
- ・自治会によっては、定期的に集会（サロン）をもって楽しく活動している
- ・体育行事に新しい競技を取り入れてマンネリ化を防いでいる
- ・子どもの行事への参加者が多い

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・活動やイベントへの参加者が少ない（3）・町内など地域のつながりが薄い（2）
- ・高齢化率が高く、活動しにくい（2）
- ・後継者不足・役員の高齢化・歴史、伝統の継承が難しい
- ・公民館活動への参加は高齢者がほとんどで、活動から引退したら来館者がいなくなる
- ・河川清掃を高齢者が中心にやっており、危険・若い人の力が不足している
- ・地域活動や地域組織に60歳代以下の参加者が少ない
- ・公民館のスポーツ大会に若い人の参加が少ない
- ・自治会に加入してもらえない
- ・各自治会で住民数が大きく異なり、一部自治会は限界集落化している
- ・交通指導員が減少し3人しかいない・自治会によって活動内容の格差が大きい
- ・自主防災組織がない

○生活環境

- ・子どもの数が少ない（2）・核家族が多い・屋外の遊び場が少ない
- ・便利さゆえに個人行動が多い・通学路の安全確保（不審者情報、交通量が多い）
- ・災害時、明道公民館の耐震性に疑問がある・いざという時の避難場所がない
- ・避難所の看板が見えにくい

○関わり方

- ・見守り訪問しても留守の際、連絡先が分からないと心配。個人情報をどこまで確認すればよいか分からぬ。
- ・高齢女性宅に男性が訪問すると嫌がられる
- ・見守り訪問しても、玄関から顔だけ出して、訪問することが申し訳ないような家もある

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・皆が楽しめるイベント（5）・自治会主催の住民参加型の催し
- ・親子での奉仕作業・子ども会を核に、父母、祖父母、地域が一緒になって活動する
- ・若いリーダーの育成・地域での交流がどんどん活発になると良い
- ・各活動団体、各機関との連携を強化する・南高との連携
- ・子ども食堂・男性の積極的な参加

○サービス、環境

- ・だんだんバスを長砂町まで通してほしい・車のスピード制限の強化

○その他

- ・地域での催しや活動の情報を伝達する
- ・参考にするための他地区的良い事例の情報を入手できる
- ・困りごとの対策の成功例（1人暮らしの人のごみ出し等）を広められるような取組

【就将地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・医大、高島病院など医療機関が充実している（6）
- ・スーパー、コンビニ、デパートなどがあり買物の便が良い（5）
- ・駅が近い（4）・JR、バス、タクシーなど交通の便が良い（3）
- ・市役所が近い（2）・自然環境に恵まれている（海、山、川がある。静かで穏やか）（2）
- ・公園がある・米子城がある・図書館が近くにある・飲み屋が近くにある・銀行が近くにある
- ・地区が市の中心部にある・高島屋に歩いて行ける・歩いて行動できる
- ・小学校から大学まで地区内に存在する・弁護士が多い・医師が多い

○人のつながり

- ・住民同士がフランク・一斉清掃後など、お茶を飲んで話をするなどコミュニケーションを図っている
- ・車イスの人が散歩していても、すぐに友達になって話ができる
- ・寺とのつながりがあり、砂糖をよく寄付してもらう・昔から的人が住んでいて、よく分かる
- ・母親たちの理解があり、子ども達にいけないことを注意しやすい
- ・子ども達と毎日あいさつを交わし、子ども達も顔を覚えてくれている

○地域活動

- ・在宅福祉員活動の弁当作りが喜ばれている・公民館活動が盛んである
- ・「就将の宝」の活動（名所旧跡の訪問、探索等）

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・若い人が少なく、役員をやる人がいない
- ・在宅福祉員で70歳以上の人が多くなってきた
- ・自治会長が毎年交代になる
- ・アパートで自治会に加入しない世帯がある
- ・活動が平日のため若い人が参加出来ず、退職者がメインになる
- ・民生委員・児童委員でも各家庭の中の事は分からぬことが多い
- ・公民館までの道のりが長いため、高齢者が事故に遭わないか心配
- ・高齢者のインフォメーション受容（IT化の中で情報を得にくい）の問題

○生活環境

- ・子どもが都会に出て、高齢者の一人暮らしが多い（2）・高齢者ばかり
- ・子どもが少なく、活気がない・空家が多い・錦海町周辺は商店が少なく、高齢者が買物に困る
- ・錦海町は他県からの転入者が多く、慣れるまで時間がかかる

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・リーダーを育成してほしい
- ・子ども達と高齢者が意見交換を行い、その中で思いやりの気持ちを育てる
- ・地区の人たちと気楽にお茶会でもできたら良い

○サービス、環境

- ・空家の活用方法として、安い家賃で若い世代の人たちに住んでもらう
- ・だんだんバスのコースを広げ、高齢者の移動手段を確保
- ・スキルを持っている人の活用政策
- ・月1回、校区ドクターを公民館に派遣
- ・月1回、スクールロイヤーを公民館に派遣

【義方地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・医療機関が多い（4）・だんだんバス等、交通の便が良い（3）
- ・商店、医療機関等、周囲に何でもあり、住みやすい（3）・商店が多い（2）
- ・徒歩、自転車圏内に店が揃っている
- ・湊山公園が近い・寺が近く、墓参りしやすい・川が遠く、ハザードマップ上安全な地域
- ・江戸時代からの町人文化の宝庫　・市の中心部に近い

○人のつながり

- ・旧市街地では昔からの知り合いが多い（2）・近所付き合いが良好

○地域活動

- ・青少年育成会、米子市少年指導員会など、子どもの通学時の見守り活動が活発（3）
- ・後中校区ネット（学校、地域、保護者で組織された子どもの安全・健全育成のためのネットワーク）など、学校と地域の連携がとれている（2）
- ・歴史の古い義方コミュニティ協議会がある・各自治会の結束力が強い
- ・婦人会、子ども会、在宅福祉員会に補助金が支給され、活動しやすくなっている
- ・高齢者の交通安全に対する取組が行われている

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・民生委員・児童委員のなり手不足、不在区がある（4）
- ・若い人が少なく、地域活動への参加も少ない（2）
- ・自治会の脱会者が増えている・マンションの住民が自治会に加入していない
- ・マンションが増えて人口は増えたが、近所の付き合いは薄い
- ・住民間の情報が少ない・自治会活動に無関心な人が多い
- ・校区民運動会や体育行事などの地区行事に参加する自治会が少ない
- ・特に昼間、災害が起きた際に高齢者の避難が心配・防災組織を作る自治会が少ない

○生活環境

- ・ホック（スーパー）が無くなったため、特に高齢者の買物が不便（4）
- ・特に旧市街に空家が増え、特定もできなくなっている（2）
- ・高齢者の増加（2）・子どもの減少（2）・高齢者のみ世帯の増加
- ・スポーツ少年団に入団する少年の減少
- ・小学校低学年の間、子どもを預かってくれる場所が少ない
- ・商店等が多く、周辺に車が多いため子ども達の安全面に課題がある
- ・県道があり、特に小学校近くの交差点は安全面に問題がある
- ・中に入ると道が狭く、歩行者が危険・だんだんバスの巡回路線が一方通行である
- ・スーパーが少ない・独居高齢者で引きこもりがちな人がいる
- ・後期高齢者が施設入居しても、関わっていた民生委員・児童委員に連絡がない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・高齢者が気軽に集まってコミュニケーションがとれるサロンや集会所（2）
- ・三世代交流の場が増えればよい
- ・児童、学生のボランティア活動参加ポイント制・住民交流のため運動場での焼肉パーティーの開催
- ・町内レクや互例会で住民のコミュニケーションを図る・一人ひとりが無関心でなくなること
- ・民生委員・児童委員だけでなく、隣近所で独居高齢者の見守りができる協力体制

○サービス、環境

- ・地区集会所建設のための土地、建設費用の補助
- ・公共交通機関同士や公民館等の拠点と商店等を結ぶタクシー
- ・スーパーや商店の増加・子どもの数が増えると良い
- ・子ども会活動が活発になればいい・小学校の集団登校ができれば安心
- ・子どもの減少に伴い、神社の祭りの出店が減った。以前のように増えてほしい。

【住吉地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

- 人、との関係
 - ・近所と親しくしようとする努力がみられる・割と隣近所の顔が見える関係
- ボランティア、地域活動等
 - ・サロン活動が活発(3)・自治会単位で行事等の活動が活発(2)・在宅福祉員と民生委員・児童委員との話し合いの場がある・住民同士が公民館を中心として親しくなる・町内の班同士が仲が良い・子ども食堂がある
 - ・後中ネットワークが良い活動をしている・小学校と地域の連携が取れている
 - ・教育熱心・各自治会のリーダー同士のコミュニケーションが取れている
- 活動環境
 - ・人口が多い(3)・元気で活動的な高齢者が多い(2)・子どもが多い(2)・高齢者と子ども両方がいる
 - ・転入が多い・若い世代が多い・マンション、アパートが多い・世帯数が多い
- 生活環境
 - ・買物が便利(スーパー、ドラッグストア、コンビニ等)(6)・病院が多い(4)・福祉施設が多い(2)
 - ・バスの便がまあまあ良い(2)・大学病院が近い・歩いて買い物に行ける・車での移動がしやすい
 - ・街の中心部だが静かで住みやすい・市内の高校ほとんどに自転車で通学できる距離・防災意識が高い(2)
- 環境
 - ・比較的市街地に近い(2)・Y A J I N スタジアムがある(2)・地区体育館が新築された・災害が少ない
 - ・安倍運動場等スポーツをする場所がある・安倍三柳線が発展しそう・中海架橋で安来と近くなる

生活、活動している中で困っていること、課題

- 人、との関係
 - ・活動者に空気が読めない人がいる・活動者にわがままな人がいる
 - ・もともとの住人と転入した住民の交流が少ない
- ボランティア、地域活動等
 - ・地域のリーダーや役員のなり手不足(2)・地区が広域で住民を把握できない・子ども会活動の低下
 - ・地区が広域で地域活動のリーダーを見つけにくい・地域活動に中年代の参加が少ない
 - ・地域の役職の人に頼っている・地域活動者の高齢化・若い人、子どものイベント参加、活動が少ない
 - ・地域活動に中年代の参加が少ない・20代～30代の活動への意欲が低くPTA役員のなり手が少ない
 - ・在宅福祉員の見守り対象者は、「お弁当を配られる」という認識の人が多い
- 活動環境
 - ・自治会加入者の減少(2)・高齢化(2)・住民の中から困りごとが出てきにくい・空家が多い
 - ・アパート、マンションが多く表札がない(誰が住んでいるか分からない)
- 生活環境
 - ・高齢者は買い物がしにくい(便は良いが重いものを運べない)(2)
- 交通
 - ・道路が狭い(5)・バスの本数が少ない、減った(4)・公共交通機関が少ない(2)
 - ・だんだんバスの順路が範囲外・免許返納後の高齢者の交通手段がない
 - ・渋滞がある・狭い道路から幹線道路への侵入が厳しい・小学校の前は道が狭く交通量も多いので危険
- 災害、防犯
 - ・不審者の出没が多い(2)・街灯が少なく道路が暗い(2)・防犯カメラがない
- その他
 - ・地域のハード面の要求が行政に届かない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

- 地域活動、ボランティア活動
 - ・50歳前後の人達が出る集まりがあると、次の活動へつなげやすい・視察旅行など出かける機会があるとコミュニケーションの場、地域活動へつながるきっかけになるのでは・若年層の自治会参加・地域活動リーダーの養成・地域役員に委嘱手当を出す・隣組の復活・独居高齢者の保護・世代を超えた地域活動(清掃等)・小中高連携した地域活動の推進や教育・中高生を地域リーダーにする・高齢者と子どもの交流・地域と子どもの行事を強化し、学校と連携をする○居場所づくり、コミュニティの場・レクリエーションやイベントの開催(2)・コミュニティ広場　室内、室外・自由に集まれる場所(お茶や酒など飲める)・入りやすい同好会を作る
- 公共交通
 - ・ループバスのルート、便数の増(3)・コミュニティバスの充実
- サービス等
 - ・介護職員がいる銭湯
- 環境
 - ・住吉小学校前を時間帯一方通行にする
- その他
 - ・人口増加・空家対策・行事は受益負担にする(経費不足)

【車尾地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境

- ・近くに店が多く買い物しやすい(3)・病院が多い(2)・バス停が近い・住みやすい
- ・水道局が近く水道水が確保されている・水道局があるので水が止まらないように停電しにくい

○活動環境

- ・若い世代が多い(2)・子どもの数が多い

○ボランティア、地域活動

- ・活動に協力的な人が多い(2)・在宅福祉員が配食のお弁当作りをしている
- ・在宅福祉員が対象者の誕生日に花束を渡して喜ばれている・公民館の利用者が多い
- ・小学校の登下校時に地域の見守り隊が活動している・地域の助け合いができる
- ・子どもかけこみ110番のポスターの貼り付けに協力してくれる家が多い
- ・公民館活動が活発・子育て支援が手厚い(子育てサークル、読み聞かせ等)

○人との繋がり

- ・近所付き合いが気楽・優しい人々が多い・新しい住民が集まってくる

○環境

- ・景色がいい(3)・高速道路のインターに近い・大山が見えるので土地購入の人気がある・歴史がある

○その他

- ・気持ちが若い人が多い・男性の活動者が多い

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・高齢化(2)・集会所がないためコミュニティの場がない

○生活環境

- ・空家の増加(2)・町全体の照明が暗い(少ない)(2)・空家に猫が住み着いている
- ・空地に草が生えて荒れている・国道等大きい道があり危険・信号が少ない・ゴミ捨て場が遠い
- ・道路が狭く、車の交通量も多い道があり危険
- ・車を運転しなくなった高齢者が買い物に困る・空家が多い

○ボランティア、地域活動

- ・同じ人が何役も担わなければならず負担・役員のなり手不足・いろいろな役目が回ってくる
- ・会合の回数が多い・役員の固定化・役員に若者が少ない・子どもの数が多く見守りに行き届かない
- ・班長になりたくないため、自治会に入らない人がいる

○人とのつながり

- ・住宅地は外から来た人が多く、横のつながりが薄い

○その他

- ・子どもの活動にどんな支援が必要か情報が入りにくい

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動・地域の祭りの充実、支援(2)

- ・活動者を増やすための取組・P T Aと地域の活動者との情報交換の場
- ・若い世代の活動・見守り活動を広げる・防災訓練(年に2度安否確認)の活動を広げる
- ・地域活動の意味を周知するための広報活動
- ・市役所、社協職員が自分の住む地域活動に積極的に参加する
- ・放課後に子どもたちを見てもらえる地域支援・地区以外の人が参加できるイベント

○集いの場

- ・コミュニティの場が欲しい(集会所の様な役割)(2)
- ・団体の枠にとらわれずに誰でも参加できる活動
- ・若い人から高齢者まで枠にとらわれないサロン・サロン活動の充実

○サービス、環境

- ・子ども食堂
- ・児童館、なかよし学級の定員を増やして欲しい・介護予防教室の充実
- ・介護予防教室の周知、広報を地域全体にして欲しい

○その他

- ・温泉施設ができるといい・空家を空地にすると税金がかかる税のシステムの見直し(空家対策)

【加茂地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・医療機関が充実している（4）・商店が多い（2）・生活するのに便利（2）・公園が充実している（2）
- ・地区的中心に学校がある
- ・安倍三柳線、両三柳中央線が整備され、交通事情が良くなる予定
- ・海が近く、平坦で自然豊か・自衛隊がある・天災が無い・世帯数が多い
- ・静か、落ち着いている

○人のつながり

- ・知り合った人に親切にしてもらえる・田舎の良さがある・気安く話し合える
- ・就労者と農業者の住民が混在しており、住民感情に違いがある

○地域活動

- ・交通安全パトロールが安心（3）・地域の見守りができている（3）
- ・小学校校門前の挨拶運動・民生委員・児童委員の活動がこまめ
- ・在宅福祉員の活動が活発・自治会活動が活発
- ・自治会長、民生委員・児童委員共に定例会で情報交換ができている
- ・小学校の出前授業に民生委員・児童委員が協力している
- ・サロンなどの関心が高まり、活動につながっている
- ・在宅福祉員の活動に協力的な人が多い・公民館に行きやすい
- ・公民館祭や運動会の住民参加者が多い

生活、活動している中で困っていること、課題

○環境

- ・バス通りから離れた家の移動手段・夜、暗い所が多く危険
- ・狭い道、見えづらい交差点が多く、危険・地区内に子どもの遊び場がない
- ・大きな道路（R431、外浜産業道路）で地域が分断されている
- ・放送が良く聞こえず、災害の時に危険・高齢者宅の雪かき

○人材、参加者

- ・役員のなり手がない（4）・行事の参加者が少ない、決まっている（3）
- ・役員になっていても集まりに出席しない・1期で交代される人が多い
- ・高齢化により積極的な参加が難しい・退職後の男性の地域参加が特に少ない
- ・1人暮らしの高齢者でサービス利用に結びつかないケースがある
- ・高齢者の自我の強さが目に入る・農家の人の活動の場がない・子どもがあいさつをしてくれない

○地域活動

- ・在宅福祉員活動の見直しにより活動内容が変わるのが不安（2）
- ・過剰な個人情報保護で支援したくても入れてもらえない
- ・一人暮らし高齢者の緊急時の対応が心配・障がい者の把握が困難
- ・認知症等、状況が悪化してからの相談体制

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・いきいきサロン活動の充実、活発化（2）
- ・世代間の交流を活発にする（2）
- ・集いの場を増やす（7）
(趣味活動2、自治会間の交流1、世代別1、同世代の人1、祭1)
- ・集いの場（地区内など）
- ・アクティブシニアの活動の場を作る
- ・在宅福祉員、民生委員・児童委員の連携を強化して高齢者の見守り強化

○サービス、環境

- ・子ども世代が増えること
- ・公共の交通機関の充実

【河崎地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・のどか・自然環境が良い・病院や施設がある・境線の駅が近い・米子、境港の中心にある
- ・道路や公園がきれい・公民館に行きやすい

○人のつながり

- ・優しい（3）・仲が良い（2）・元気な高齢者が多い（2）
- ・子ども達が挨拶できる（2）・自治会同士の結びつきが強い
- ・分譲地の自治会では同世代の集まりとなり、まとまりやすい

○地域活動

- ・行事が盛ん（芸能大会、敬老会、とんどさん、さくらまつりなど）（5）
- ・合同の運動会など小学校と地域の結びつきが強い（4）
- ・自治会活動が他の活動と連携・配慮できている（子ども会、高齢者、消防団など）（3）
- ・消防団の夜回り活動（2）・見守り活動、意識が高い（2）
- ・女性消防団の活躍（独居高齢者宅の訪問）（2）
- ・在宅福祉員の給食サービスによる見守り（2）
- ・小学校の見守り、交通安全パトロール（2）
- ・子どもかけこみ 110 番が多い・地域住民が小学校で読み聞かせ
- ・地域での防犯対策が早い・日帰り旅行・夏休みに地域住民が行うレクリエーションがある

生活、活動している中で困っていること、課題

○環境

- ・公共交通機関の減少（3）・空家の増加（3）・子どもが少ない（3）
- ・買い物が困難（2）・高齢化の進行（2）・一人暮らし世帯の増加
- ・田畠の管理が困難

○人材、参加者

- ・行事への参加者減少、特に若年世代や男性（6）
- ・役員、後継者が少ない（3）
- ・役員の固定化 ・行事参加者の固定化 ・協力者の高齢化
- ・近所同士が高齢者世帯で、今後の助け合いができるか心配
- ・自治会をやめた地区があり、今後困るのではないか

○地域活動

- ・個人情報保護により対象者の把握が困難（2）
- ・要支援者の見守りの仕組みが充分でない・我慢する人が多い

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・災害対策（連絡体制、マップ作成）（2）
- ・自治会活動の集約と簡素化
- ・小地域の住民参加型イベント
- ・若い世代の自治会活動への参加
- ・防犯対策
- ・高齢者の見守り活動の充実
- ・自治会、民生委員・児童委員、在宅福祉員の協働
- ・高齢者が元気なこと
- ・高齢で自宅に閉じこもりな人を外に連れ出す方法
- ・健康づくり対策
- ・各地区の情報収集し、良い所を取り入れる

○サービス、環境

- ・移動手段の仕組み（公共交通機関、通院支援、地域タクシーなど）（3）
- ・娯楽施設（2）・買い物代行・若人の仕事がある
- ・農産加工製造工場
- ・干拓虫対策

【福生東地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・住みやすい、便利（4）・交通の便（公共交通機関、道路）が良い（4）
- ・店が多く、買い物に便利（3）・大きい病院もあり、医療機関が充実している（2）
- ・米子警察署があり、治安が良くて安心・風光明媚・田畠など緑がたくさんある
- ・川の流れをみながら散歩できる・子ども達が笑顔で遊びやすい・美味しいおそばが食べられる

○人のつながり

- ・新しい住民と、古くからの住民の融合ができている
- ・住めば都、住んで都の地域づくりができている

○地域活動

- ・消防活動、消防団が活発（2）・健康で活動に意欲がある
- ・地域で取り組む声かけ運動、見守り隊活動がある
- ・高齢者の見守り活動の連携がとれている・子どもと高齢者の交流の場がある
- ・1～2年交代の役員が多い中で、活動や行事が続いている

生活、活動している中で困っていること、課題

○生活環境

- ・新しい道路の名前が分かりにくい
- ・街灯が少なく、夜間真っ暗になる所が多い
- ・防災無線が聞こえないため、何かあった時、情報をどう得るのか疑問
- ・幹線道路や大きい道が多く、騒音がうるさい
- ・小学校校庭の遊具を新しくできず、子ども達の遊び場が減っている

○活動環境

- ・自治会に入らない世帯の増加（2）
- ・災防災訓練が不足している
- ・災害発生時、地域でのリーダーの育成、訓練ができているのか疑問
- ・子ども会に入らない・自治会役員のなり手がない・独居世帯が多い
- ・高齢者世帯が多い
- ・定年が延び、年金支給開始年齢が延び、生活の多様化もあってボランティアが増えない
- ・若者の活動参加を促すべきだが、現状を改善できるか疑問
- ・ひきこもりの高齢者に、いかに外に出てもらうのかが課題
- ・在宅福祉員活動で、進んで活動に参加してくれる人もいるが、最低限の活動しか協力してくれない人もいる

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・地区的環境を活かしたイベント（3）
⇒納涼祭、釣り大会、そうめん流し大会
- ・若い人を巻き込んだ楽しい場、イベントづくり（2）
- ・自治会活動のスリム化、役員の負担軽減を図る
- ・自治会が地域での支え合いの基盤なため、加入率を高める運動
- ・公民館活動の体験などのPR
- ・在宅福祉員活動にボランティア参加してもらい、楽しさを伝える
- ・他地区との交流
- ・地域住民の交流の場
- ・防災訓練

○サービス、環境

- ・河川敷を整備して皆が集まる楽しい広場を作る
- ・子ども中心で遊べる場づくり
- ・福生東地区をもっとPRし、転入者や自治会加入世帯を増やす
- ・空家対策
- ・婚活

【福生西地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・病院（クリニック、労災病院）が多い（4）・道路、バスなど交通の便が良い（3）
- ・店（スーパー、コンビニ）が多く買物に便利（2）
- ・地域の規模が丁度良い（2）・高齢者福祉施設が多い・居住地が広く、閑静な地区
- ・ほどよく自然がある・温泉街という特殊な観光地
- ・大山、日野川、美保桜、島根半島に囲まれた風光明媚な古里・海岸通りが散歩しやすくて良い
- ・海が近くにあり暮らしやすい・海が近くにあるため若い人も集まり安い
- ・トライアスロン、シートウーサミット等、海を活用するスポーツイベントがある

○人のつながり

- ・隣近所の仲が良い・地域が親密・子ども会と自治会とのつながりがある・自治会員の仲が良い
- ・子どもがいさつをしてくれる・人柄が良い・住民同士のつながりが見えやすい
- ・高齢者の方も意外と素直・役員のやりがいを感じている人が多い
- ・同じ人がたくさんの役をこなしており、尊敬する・小学生の通学をまとめて行っている

○地域活動

- ・全自治会にサロンがあり、活発に活動している（3）
- ・合同サロンのつどいを各サロンの世話人が協力して行っている
- ・公民館の講座が活発・公民館ふれあい夏祭りが続いている
- ・公民館ふれあい夏祭りに各自治会の子ども会が参加している
- ・自治会のまつり（どんど祭など）に多くの参加者がいる
- ・公民館で、ちまきやしめ縄づくりなど昔からの行事を子どもに伝えている

生活、活動している中で困っていること、課題

○生活環境

- ・土地が狭い・世帯数が少ない・男の人が立っており、海の方に行きにくい
- ・観光地としては何か物足りない・空家が目立ってきてる・高齢者世帯、独居世帯の増加
- ・場所によってはスーパーから遠い・R431により地区が分断されている・R431
- ・皆生道路など交通量が多く、高齢者が横断しにくい・大雨の時に生活道路が車を使用できなくなる
- ・地区割がおかしい・子どもが減少している反面、たまにいる子どものいたずらに苦慮している

○活動環境

- ・在宅福祉員など役員のなり手不足、1人で何役も担当（3）
- ・決まった人の活動が多い、地域活動への参加者の減少（2）・P T A活動に非協力的、参加しない（2）
- ・自治会加入者の減少、自治会未加入者の増加（2）・子ども会の脱退者、活動への未参加の増加（2）
- ・サロン参加者の減少、新規参加者がいない（2）・守秘義務を理解してもらえない
- ・見守り活動をする上で守秘義務の壁がある・役員の高齢化・自治会に入らない地域がある
- ・大人みこしの担ぎ手が不足している・ふれあい学級の参加者の高齢化
- ・在宅福祉員として活動に無関心な人が多い・公民館が利用しにくい・世代間のつながりが薄い
- ・集会所を保有していない自治会がある・活動時にどこまで踏み込むべきなのか線引きが難しい
- ・高齢者や独居で病気を抱えた人に応答してもらえない、対応方法が分からない
- ・隣近所同士のトラブルに入っていけず、包括支援センターに苦労をかけている

○意識

- ・住民の連帯意識が少し足りない・積極的な活動が見られない・全体への意識が薄い
- ・あいさつが少ないので・若い人がもっと公民館を利用すべき・旅館組合も地域福祉に関わるべき

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・あいさつ、顔を合わせて言葉を交わすなどのコミュニケーション（2）・各種役員の定年制の検討
- ・子どもから高齢者まで一緒にできる活動・団体同士の交流を活発にする
- ・福祉活動もたて割りではなく、横につながった活動にする・班会などでつながりを構築
- ・一斉清掃・避難訓練等を通じて住民同士の理解や繋がりを深める・お茶会を行う
- ・愛の心をもって福祉の心を広げる
- ・市役所などの官公庁を退職した人は強制的に地域活動へ参加させる
- ・役員ではなく、ちょっとした手助けをしてくれる人を増やす・今している活動で手一杯

○サービス、環境

- ・生活しやすい地区割、自治会の再編成（2）・空家を利用して地区の集会所にする（2）
- ・活動費が必要（2）
- ・現在福原荘に来ている移動販売車の価格が高いため、購入しやすい価格の移動販売車

【福米東地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人のつながり

- ・登下校時の見守り活動がある・子ども達を心配してくれる地域の人が多い
- ・地域の人と気楽に話が出来る・近所付き合いが比較的良い
- ・豪雪時などお互い協力し合っている・新しく引っ越してきた人を優しく受け入れてくれる

○活動環境

- ・小中学校と地域が協力して、除草作業や野菜作りなどの活動をしている(2)
- ・役員に参加する人や活動協力者が多くなった(2)
- ・子どもが多く活気がある(2)・ボランティア活動が盛んである
- ・在宅福祉員のお弁当作りを楽しく活動している
- ・助け合いの会「ゆうあいの郷」の活動に積極的に参加している人が多い
- ・地域の人が小学校に協力的・公園に他地区の子どもが集まってる
- ・校区民運動会が地区で盛り上がる・地域に活気がある
- ・山北2区でYYC(やまじヤングクラブ)が秋祭り、子ども会、バーベキュー等をしており地域活動が活発
- ・在宅福祉員がお弁当作りなど、いろいろ考えてくれ、和やかに活動している

○環境

- ・スーパーが多く買い物がしやすい(5)・医療機関や薬局が多い(5)
- ・バスや電車など便利が良い(2)・街中で便利の良い地域だが、意外と静かで住みやすい
- ・いろいろな種類の店があり便利・小学校が地域のほぼ中心にある

生活、活動している中で困っていること、課題

○人とのつながり

- ・コーポやマンションの人は地域活動に参加しない(2)
- ・別居が増え、若い人が高齢者の面倒を見なくなったり
- ・マンションの人とのつながりができる(Oートロック玄関なので気軽に訪問できない)

○活動環境

- ・若い人のイベント参加が少ない(2)・保護者が忙しく、登下校の見守りの人手が足りない(2)
- ・ボランティアの高齢化(2)・役員のなり手がいない
- ・活動者自身が活動についてよくわからないまま活動しており、学ぶ機会もない
- ・若い人は就労している人が多く、ボランティアに参加していない
- ・自治会離れたため、なり手がおらず自治会役員決めが難しくなっている
- ・なり手不足のため、急用でも役を変わってもらいにくく、活動日を合わせられない。
- ・自治会を辞めたいという人がいる

○生活環境

- ・交通量が多く、子ども達の登下校など歩行者が危険(4)
- ・居酒屋が少なく、集まる場所がない
- ・子どもが遊ぶ場所がない

○防災

- ・高波に対する避難場所が少ない

こんな地域活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○ボランティア活動

- ・地域の役員や活動者の役割について学ぶ機会が欲しい
- ・地域や学校のために活動してくれる人がいることをもっと知って欲しい

○地域交流

- ・全住民(子供から大人まで)が楽しめるような懇親会や祭などイベントの開催(5)

○サービス、環境

- ・居酒屋など大人の交流の場が欲しい・空家を活用してコミュニティの活動の場にできないか
- ・子どもの遊べる広い公園が欲しい・文化施設、劇場、遊園地等が欲しい

○防災、雪害対策

- ・防災組織の充実・高齢者の住宅の雪かき対策

○その他

- ・市の広報で、地域のつながりが子ども達に大切な体験になることを知らせてほしい

【福米西地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・子ども世代の増加（3）
- ・R4 3 1 の開通により利便性が向上（2）
- ・店が多い（2）
- ・介護施設が多い（2）
- ・人口の増加
- ・若い世代の増加
- ・学校が多い
- ・病院が多い
- ・災害が少ない

○地区の雰囲気

- ・子どもが多いことで活気がある（2）
- ・子ども世代の縦のつながりが強い
- ・新規住民を受け入れやすい
- ・住民同士のいざこざがない

○地域活動

- ・地区的交流行事が活発（6）

（スポーツ大会 1、運動会 2、夏祭り 2、公民館祭 1、猪汁会 1、山采の会 1）

- ・自治会活動が活発（2）
- ・見守り隊による登校時の見守り（2）
- ・配食サービスがある（2）
- ・小学校のあいさつ運動
- ・公民館活動に高齢者の参加が多い
- ・近所での話し合いが良く行われている
- ・保育園児との交流の場がある
- ・民生委員・児童委員と在宅福祉員との協力関係がある
- ・イベントへの若い世代の参加が多い
- ・学校の授業で地域ボランティアが講師をしている
- ・ボランティア・サービス活動で中学生にリーダーシップがある
- ・小学校、中学校の交流が活発

生活、活動している中で困っていること、課題

○環境

- ・道が狭い・車、自転車に乗れなくなった時の移動手段がない
- ・戸建てでも自治会に入らない・子ども会に入らない人がいる（役員になりたくないため）

○人材、参加者

- ・役員等のなり手がない（3）（自治会 1、在宅 1、子ども会 1）
- ・自治会行事等への参加が少ない（2）（行事、総会）
- ・若い世代の活動への参加が少ない（2）・PTA 行事に参加してもらえない
- ・在宅福祉員、保健推進員、食生活改善推進員がボランティアであること
- ・登校班のあいさつが少ない

○災害対策

- ・高齢者の現況を充分に把握できない・災害時の避難に十分な活動ができていない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・多世代が集まる場（2）・バーベキュー大会
- ・地域の環境保護活動・高齢者の力を地域で発揮できる場
- ・子どもの居場所・地域での子育て支援活動・防災セミナーを開催し、防災意識を高める

○サービス、環境

- ・高齢者に対するタクシードライバーの一部助成

【五千石地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・店や病院が多い（4）・適度な高低差のある土地（4）・交通の便が良い（3）・景色が良い（3）
- ・豊かな自然（2）・歴史や文化が豊か（2）・地域の清掃が行き届いている
- ・田畠が良く管理されている・各自治会に集会所がある

○人のつながり

- ・住民の人間性が良い（4）・住民同士の関係が良い（2）・協力者が多い（2）
- ・老若男女一緒に活動している・顔見知りの人が多い
- ・子どもが仲良く、学校内や地域内で助け合っている・若いファミリーが増えている地区もある

○地域活動

- ・登下校の見守り活動が充実している（2）
- ・公民館活動が盛ん・集団除雪・集団草刈・おやじの会が地区活動で活躍している
- ・地区でつづじ祭りを実施・小学校との交流がある・資源ごみの回収運動・向こう三軒両隣の見守り

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・過剰すぎる個人情報保護（2）・いきいきサロンの開設条件が厳しい、サロンが少ない（2）
- ・機材の不足・資金の不足

○地域活動

- ・活動者、まとめ役の不在（5）・活動者に時間的な余裕がない（2）
- ・役員が同じ人（2）・参加メンバーの固定化（2）・活動者の高齢化、若い人がいない（2）
- ・頑固な方がせっかくのサービスを拒否する・無料だと参加者が多いため、有料だと少なくなる
- ・子どもと公民館活動をする際、中学校の協力が得られにくい
- ・新加入の自治会員との協調・高齢者と若年者に隔たりがある
- ・五千石カフェの手伝い・高齢者の役割がない・高齢になりいつまで活動を続けられるか不安
- ・総論賛成、各論反対

○その他

- ・高齢者に運動しようという気持ちが少ない
- ・耕作放棄地の問題

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・敬老会の有り方を変える（3）
(中高生に企画・運営を任せ、大おせの集いにする、各自治会で開催)
- ・公民館の機能の充実（憩いの広場、喫茶室）（3）
- ・幼児～高校生と一緒に活動・交流（2）
- ・自治会単位でのサロン等集まれる場（2）
- ・高齢者が生きがいを感じるような活動
- ・皆でラジオ体操・地域での旅行・地区内の祭（行事）・環境美化のボランティア活動
- ・現状に即した年間活動の見直し・知患者の集い

○かかわり方

- ・個人情報の制限を受けない連絡体制（災害時の協力のため）
- ・個人情報保護に邪魔をされない一人暮らしの方の支援

○サービス、環境

- ・社会福祉協議会も西部広域とする
- ・民間施設を活用したサービス（フィットネス、温泉など）
- ・地区的コンパクトビレッジ化（何でも近くにある、仮設住宅のような）
- ・だんだんバスの運行
- ・4車線道路に歩道橋、トンネル等設置し安全に渡れるように
- ・空地、休耕田の活用

【尚徳地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・野菜、果物など農作物が美味しい（3）・豊かな自然に恵まれている（3）
- ・法勝寺川の桜並木がきれい・景色が良い

○尚徳地区の伝統

- ・地区的行事が多くある（2）・学校や公民館等、地区の役目を皆が経験できる
- ・有志の懇親会が多い・サロンで元気になる

○人、人の関係

- ・近所の付き合い、つながり、関係が良い（5）
- ・人口が少なく出入りが少ないこともあり、他の住民のことが分かる（4）
- ・実行力がある・意見集約しやすい関係性が保たれている

生活、活動している中で困っていること、課題

○移動

- ・公共交通機関が少ない（3）・買い物するところがない（2）・道路の補修ができていない（私道）

○地域活動

- ・仕事があり、地域活動との両立が困難（4）・役員が頻繁に変わり、活動に継続性を保てない（2）
- ・若い人、子育て世代の減少（2）・役が重なる（2）
- ・市街化調整区域のため新規住宅が建てられず、人口が減少（2）
- ・役を長く続けなければならない・既存の行事や仕組みの維持が困難
- ・一人暮らしの人は、他住民との交流が困難なことがある・男性のサロン参加者が少ない
- ・兼業農家の増加

○安全

- ・子どもの登下校の見守り（2）・かぎっ子対策・子ども同士の争い・人の目が少ないため防犯

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・世代を超えたかかわり、理解（3）・リーダーの育成（2）
- ・自治会、ボランティアを整理して地域課題へ対応する・ボランティア休暇制度の推進
- ・まちづくりの推進・子どもの見守り活動・地域ボランティアによる移動支援
- ・隣の地区との連携により、互助力向上・子ども達が自然と触れ合える取組

○災害対策

- ・法勝寺川の氾濫時の避難対策
- ・防災に関する自治会配分予算の緩和
- ・災害時避難所の利用を柔軟にすること（永江公民館の利用）
- ・災害時の助け合い

○行政への要望

- ・家を自由に建てられるなど、若者が定着しやすい施策（2）
- ・だんだんバス、デマンドバスの運行（2）
- ・地域の民間企業に行政職員に出向してもらい、助言等を得る
- ・中学校の学力レベルの向上
- ・自治会機能の法制化

○介護予防、高齢者対策

- ・介護予防の取組の活性化（2）
- ・公民館のサロン化
- ・見守りを受ける高齢者側の支援の受け入れ
- ・支援を受け入れやすくする活動

【永江地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

(区画整理されたエリア)

- ・公園が充実している (4)・静かで落ち着く (3)・面積が狭く、コンパクトな地域 (3)
 - ・家が整然と並んでいて分かり易い (2)・街灯が整備されている・車道の幅が広い
 - ・公共施設が整備されている・町がきれい
- (その他)
- ・環境、景色が良い (5)・自然災害が少ない (2)・治安が良い (2)・大山が近い・市の中心地まで近い
 - ・火事が無い・交通事故が少ない・介護施設が多い・医療施設がある・バスがある

○人のつながり

- ・地域が顔見知り、話ができる (3)・子どもも大人も挨拶できる (2)・近所で仲良くしている
- ・自治会加入率が比較的高い・同じような世代が多い

○地域活動

- ・支え愛の店ながえがある、集いの場になっている (7)
- ・ながえ祭が盛大 (5)・活動的、地域の活動が多い (4)・公民館に歩いて行けて、活動しやすい (2)
- ・サポート永江の夜回り活動 (2)・防災訓練をしている
- ・同好会が多い・高齢者の団結力・地域活動に皆が積極的・登下校のパトロール

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・役員、活動者のなり手不足 (5)・行事や活動への参加が減少 (3)
- ・役員等の1年交代が多く、活動がつながらない (2)・活動者の高齢化、若い世代の不足 (2)
- ・行政からの金銭的な補助がない、活動資金の不足 (2)
- ・地域活動に対し、行政の関心がない・体育行事が多い・共助の意識が薄い
- ・個人情報が入りにくい

○具体的な活動上の課題

- ・独居の人の見守り (2)・高齢者のフォローがしにくい (2)
- ・住民の絆が浅い所もあり、交流が深化しない
- ・無関心な人を引っ張ること・相当困らないと助けを求めてもらえない
- ・高齢者にどこまで踏み込んでよいか分からない
- ・支え愛の店ながえへの来店者が数なく、利益が少ない・引きこもりの人への対応

○生活環境

- ・子どもが少ない (6)・青木団地など空家が多い (4)・高齢者が多くなっている (2)
- ・近隣のコミュニケーションがしづらい、分からない (2)・移動手段が困る (2)・人口減少
- ・丸合の駐車場を綺麗にしてほしい・自治会加入者が少ない
- ・防災無線が聞き取りにくい・樹木が道にはみ出している・冬場の雪かき
- ・公園の草刈り・子どもの遊び場が少ない・公園で自由に遊べない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・大人と子どもの触れ合える場所 (3)・若い世代の活動、若い世代と一緒にする活動 (3)
- ・役員等、リーダーの若返り・子ども食堂・支え愛の店での学習支援・買い物ツアー
- ・支え愛の店での午後のティーサロン・定期的な飲み会・雪かきボランティア隊
- ・子どもを集めて遊び隊を作る・みんなでお花見・近くの公園でラジオ体操
- ・高齢者に生きがいを持ってもらう趣味活動（旅行、お茶会、ゲーム等）
- ・子ども、大人ともにもっと挨拶ができるように・体力測定・夏祭り

○サービス、環境

- ・バス等の移動手段の充実 (4)・飲食店 (2)・スーパー、商店の出店 (2)
- ・市営、県営住宅に対する行政の支援・青木遺跡の宅地化・空地をリノベーションして若い世代を誘致
- ・公民館と支え愛の店ながえを同一建物に・旧ワタナベの有効活用・福祉施設の充実
- ・インターネットを通じて医療を受けられるようなシステム

【成実地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・環境、景色が良い (2)・郵便局、病院、高齢者施設がある (2)
- ・保育園、小学校、中学校、高校がある

○人のつながり

- ・顔見知り、横のつながりがある (4)・積極的に活動に加わる人が多い (2)
- ・全体的なチームワークがある・高齢になってしまって意欲のある人が多い
- ・災害時の助け合いが良い・初めて出会った人でも話しやすい
- ・千歳会がある

○地域活動

- ・公民館を中心とした活動が盛ん、便利である (4)
- ・子どもの下校時の見守り (3)・サロン活動が盛んである (2)
- ・高齢者、近所での見守り (2)・有志による通学路の除雪活動
- ・地区的スポーツ大会・小学校のもちつき感謝祭
- ・世代間の交流がある・月 2 回の体操

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・高齢化 (2)・人材不足 (6)・過剰な個人情報保護 (2)
- ・予算不足 (2)・子ども達が減少し、若い世代の参加が少ない (2)
- ・活動により家庭の時間が減る・男性会員が少ない
- ・行事に積極的に参加する人が少ない

○生活環境

- ・交通の便が悪い (4)・買い物が不便 (2)・近所の交流が少ない (2)
- ・広域なため地域差がある・個人主義・道が狭い
- ・街灯が少ない・犬のふんの始末をしない人がいる

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・若い人も参加しやすい地域行事 (2)・誰でも参加できる交流の場 (2)
- ・共助の仕組み・高齢者の遊び、スポーツ
- ・もっとおせっかいになっても良い
- ・挨拶の推進

○サービス、環境

- ・バスなど、移動手段の不便さの解消 (9)
- ・商店の充実 (3)
- ・買い物タクシー (2)
- ・移動販売車
- ・病院の充実
- ・公園の充実
- ・習い事の場の充実

【彦名地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人、人との関係

- ・人柄が良い人(子)が多い(4)・子どもや高齢者が元気(3)・近所のトラブルが無く、仲が良い(2)
- ・近所の人が優しく受け入れてくれた・昔からの世帯が多く安心・地元同士のつながりが強い
- ・子ども同士が顔見知り・住民同士が仲よく、協調性がある

○ボランティア、地域活動等

- ・小学校と地域のつながりが強い(2)・役員以外でも地域活動をしている人がいる
- ・手作りの配食サービスがある・サロン活動が活発・あいさつ運動

○災害、防犯

- ・治安が良い(2)・災害が少ない

○環境

- ・自然環境が良い(4)・車が少ない(2)・大きな道路が通っている
- ・病院(個人医)や施設が充実している・静かである

○教育

- ・教育機関が充実している(4)・地域の企業が子どもの職業体験の受け入れをしてくれる

○伝統

- ・粟島神社、粟島音頭がある(3)

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・地域の高齢化(2)・地域活動や役員のなり手がない(2)・役員の任期が短い
- ・ボランティア等の活動に無関心(体質が古い)・後継ぎがなく、将来戸数が半減する
- ・高齢者世帯、独居世帯が増加し、見守り・声掛けが充分にできない
- ・70代以上の人人が活動に参加しない・若い世代の地域活動離れ

○生活環境

- ・公共交通機関が少ない(2)・車がないと生活が不自由(2)・耕作放棄地が増えている
- ・子どもが内浜産業道路を渡るのが危険・不審者が多い・買物難民が多い
- ・飛行機は東京便以外の線がない

○人とのつながり

- ・向こう三軒両隣の意識が薄い

○その他

- ・年金額が少なく、就労継続するために地域活動ができない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・コミュニケーションの取れた関係づくりのため、夏祭り等の行事を企画する
- ・サロン運営をする人の人材育成・若者を行事へ積極的に誘い、交流の機会を増やす

○集いの場

- ・サロン活動の強化(各地区へ設置する等)(2)・公民館を利用した高齢者の集いの場づくり
- ・高齢者が気軽に行ける施設、場所が欲しい・イベントやサロンへの参加を増やすための取組

○サービス、環境

- ・巡回バスの設置(1時間に一本以上)(3)・買物代行サービス(2)
- ・交通手段が欲しい・高齢者のバス割引(無料)・広い公園が欲しい
- ・米子に大学があるといい・飲み屋ができるといい

○その他

- ・不審者情報を地域へ共有して欲しい

【崎津地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・自然が多い・のどか・中海、外海とも近くで景色が良い
- ・全体的に静かである・畑が多い・砂地で芋やネギなど良いものが作れる
- ・畠仕事をしている人が多いため、元気な高齢者が多い
- ・子どもが元気・安全・坂がなく自転車でも移動しやすい
- ・住みやすい環境・米子市の中で、境港市にも近く両方の良いとこ取りができる

○人のつながり

- ・近所付き合いが多い、仲が良い（4）・各自治会内はほとんど顔なじみ（3）
- ・協力的、まとまりがある（2）・小学生のあいさつができている（2）
- ・地区で生まれ育った人が多く、家族状況も良く分かり気心が知れている
- ・近所の情報を得やすい・みんな優しい・高齢化とはいえ、人間味にあふれている
- ・家族が仲よし・畠がたくさんあり、近所の人と野菜のやりとりがある
- ・あいさつがしやすい・地元に残る人が多い

○地域活動

- ・ちまきづくりなど、小学生と地域住民との交流活動がある（2）
- ・各区にサロンがある・運動会がある・各区の祭（納涼祭）がある
- ・運動会や体育事業でも顔見知りが多い

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・自分自身が高齢なのに在宅福祉員を交代してくれる若い人がいない
- ・自治会の役員のなり手が少ない・70歳以上でも役職が付いている人がいる
- ・役員になると、他の役と重なって家族に反対されることがある
- ・若い世代の意識・サロン活動は女性が90%を超えており、男性が少ない
- ・人が少なくて当番がたくさん回ってくる

○生活環境

- ・交通の便が悪い（7）・買物ができない、不便（3）・車、免許がないと困る（3）
- ・道幅が狭い場所がある（3）・店が少ない（3）・大きい病院が遠い・空家が多い
- ・子どもや若い人が少ない・高齢者が多い・独居、高齢者世帯の増加・日中は高齢者のみになる
- ・歩いている人が少ない・ゴミの分別が悪い・地区内に団地があり、活動しにくい
- ・農業放棄地が多くある

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・ゴミ捨てを小学生の登校時にしてもらう・向こう三軒両隣の復活
- ・80歳以上の高齢世帯に対し、3ヶ月に1度在宅福祉員による訪問を実施
- ・集会所で気軽に参加できる脳トレや体力づくりの講習会・誰でも気楽に参加できる催し
- ・地区的集会所を耐震面など避難場所に使えるようにして、安全な場所でサロン的な活動を、年代を広げて行う
- ・地区的中心部に憩いの場を作る・いきいきサロンの活性化・高齢者主体のスポーツイベント
- ・体験入居を行い、移住や定住を促進・畠活動のアピール
- ・現在の良い面（学童保育の預かり時間が長い）を継続するなど、子育て支援の充実
- ・役員の作業を明確化し、負担を軽減して役員をやりやすくする・移動販売車の誘致
- ・JRA広場で市場をする

○サービス、環境

- ・新しく家を建てる人が増えるような体制（2）・店を誘致する・有償輸送の充実
- ・だんだんバスの運行範囲拡大

【大篠津地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人のつながり

- ・隣近所が近く、良く知っている(6)・地域の人達が優しい(2)・見守りや支援をしてくれる(2)
- ・人と人との関係がよい・新しく住む人が親しみやすい・子どもがあいさつをよくする(小学校～高校生)
- ・自治会のまとめがよい・地域住民のつながりが強い・公民館活動を通じて地域との交流がある
- ・控えめな人が多い

○活動環境

- ・運動会、スポーツ大会等のイベントが充実している
- ・イベントを通して世代間交流の機会がある(高齢者と子ども)・伝統を尊重する

○環境

- ・海や山が近く、自然環境がよい(4)・空港に近く東京や大阪へのアクセスが良い(2)
- ・空港、港、鉄道、バスなど交通の便が良い・境港にも米子にも行きやすい
- ・境港が近く鮮魚が手に入りやすい・いろいろな健康管理の施設が多くある
- ・小学校がきれい(エアコン設備がある)

○その他

- 若い女性は就労している人が多く、働き者

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・地域活動や役員のなり手不足(3)・後継者不足で世代交代できない(2)
- ・高齢、独居世帯が増えている(2)・新しい事や時代の変化に対応が遅い(2)
- ・役割、イベントが多すぎる(2)・若い世代の交流、地域活動に参加できていない(2)
- ・地域活動(サロンやサークル)の参加が少ない(2)・仕事のため、昼間に活動できる人材が不足している
- ・子どもが近くに住んでおらず、支援者のない高齢者世帯がある
- ・毎日会うので日常的になり、困りごとや変化が表面化しない
- ・昔からのつながりが深く、新しい人が入りづらい・つながりが深いため、遠慮がない
- ・役員を決めていないと動かかない・役を持つ人が疲弊してきている・子どもの数が少ない
- ・遠慮する人がいる・活動費の捻出が大変・移動手段が無く地域活動に参加できない人がいる

○生活環境

- ・車が無いと日常生活が成り立たない(4)・商店がない(4)・公共交通機関(バス・電車)の本数が少ない(3)
- ・カラスが多く、ゴミ被害がある(2)・公共交通機関以外の交通手段が少ない
- ・買い物は市外にいくので、市の消費に貢献できない
- ・耕作放棄地が多い・ペットの排泄マナーが行き届いていない・子どもが遊び所がない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・担い手の負担の軽減、役割分担(4)・役員等活動の見直し
- ・変化を否定せず、まずやってみること・役員の活動内容の説明会の実施
- ・地域の見守り活動・青年団など若い世代の横のつながりがあるとよい
- ・世代間交流を通して、大山町のような次世代のリーダー育成
- ・自治会を超えた交流の機会を持つ・大篠津地区全体が盛り上がるイベントの企画
- ・若い人に住んでもらえる工夫

○サービス、環境

- ・弓浜地域の循環バス・デマンドバスが欲しい(2)
- ・免許返納後の交通手段の確保、充実(2)
- ・買い物物や生活支援サービスの充実(2)・子どもが集まりやすい場づくり
- ・シニア食堂・保育園、小中一貫校があると見守りや支援が行き届きやすい
- ・小さな困りごとを集めて、新しい仕組みづくりができるとよい(個人医院等への送迎のしきみが作れないか)

○行政協働

- ・住民だけでは地方創生できないので、行政と住民の接点を持ちたい
- ・耕作放棄地に対し、農業法人を設立し、地域外からの流入促進する(行政とタイアップ)

【和田地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・災害が少ない

○人のつながり

- ・気軽に声をかけてもらえる（3）⇒元々の住人でなくとも、スムーズに入っていくため
- ・古くからの住人が多く、顔がよく分かる（2）・近所付き合いが結構ある
- ・大きなお世話というくらい、お互いが関心を持っている

○地域活動

- ・ケア会議を隔月で行い、和田の問題点について話し合っている（4）
- ・いきいきサロンがある、サロンの活動が良い（3）・自治会活動が活発（2）
- ・ふる里、支え愛センターを拠点とした高齢者活動が良い（2）
- ・小学校に地域ボランティアがたくさん来てくれる（ゲストティーチャーを含む）（2）
- ・（特に高齢者の）ボランティア活動への参加が多い（2）・いきいきサロンの参加者が多い（2）
- ・オレンジカフェに協力している（2）
- ・小規模多機能センター真誠会ふる里の担当者のフットワークが軽い
- ・包括支援センターの活動が良い・在宅福祉員と民生委員・児童委員が協力して訪問活動をしている
- ・各自治会長の協力体制が良い・子ども会の行事の度に、老人会にお世話になっている
- ・高齢者のサークル活動が活発・地域づくりサポーターが米子市内でも多い
- ・学校のバザーに積極的に協力してもらえる
- ・男の料理教室への参加者が多い・小規模多機能センター真誠会ふる里との協働事業が継続されている
- ・老人会、自治会、サロン、お互いがボランティアで協力体制ができている
- ・協力要請に対し、積極的ではなくても協力してもらえる・松守り隊の活動・下和田独居見守り体制

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・役員をするメンバーと同じになる（2）・どこにどんな人がいるのか把握できていない
- ・民生委員・児童委員と在宅福祉員とのつながりがあまりないため、気軽に連絡がしあえれば良い
- ・サロン活動の主を担う役員の不足・新しい活動者の発掘が難しい
- ・地域活動への若い人の参加が少ない・高齢者主体の活動になってきた
- ・子どもの福祉関係の活動が少ない・地区によるが、年齢層に偏りがある
- ・和田地区でも顔の見えない人がおり、そのような中から重度のケースが出てくる
- ・どこにどんな人がいるのか把握できていない・子どもの公民館の活用方法が分からず
- ・在宅福祉員活動として、どこまで入っていいか分からない・下校時の見守り体制

○生活環境

- ・商店がなく買物が不便（7）・病院が歯科しかない（4）・交通の便が悪い（4）
⇒車がないと生活できない（2）、バスが無い（1）・道路が狭い（2）・通学路の人通りが少ないと
- ・子どもが結婚して市街に出てしまう・子どもがいない・高齢者ばかり・新しい住宅が増えない
- ・空家が特に最近多くなった・子どもの遊び場所がない・放課後、休日などの子どもの居場所がない
- ・ゴミの収集場所が遠い・登校時の旗持ち当番で危険を感じた・古くなったブロック塀が多い

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・子どもの居場所づくりの活動（3）⇒屋内・屋外、見守る人がいれば理想的
- ・子ども会等、子どもの活動に対するバックアップの充実（2）
- ・各種活動の連携をとり、他団体との協働の仕組み（2）
- ・民生委員・児童委員と在宅福祉員がお互いに協力し合う・各種ボランティア活動を増やす
- ・自治会、民生委員・児童委員、在宅福祉員、包括支援センターの4者による高齢者の見守り
- ・夜間の見回り・サークル未加入者の加入を図る
- ・老人会に若い人が入ってもらえるようにする・若い人が参加しやすいような形にする
- ・男性の居場所、参加しやすい環境づくり
- ・地域活動をもっと広げるための仕組み（公民館と自治会との連携がひとつようではないか）

○サービス、環境

- ・スーパーを作つて欲しい、買物支援（2）・病院を作つて欲しい、通院支援（2）
- ・だんだんバスを和田、大篠津地域まで拡大・各家庭がインターネットで買物ができたら
- ・高齢者が住みやすい場所にしてほしい
- ・地域活動資金の補助

【富益地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人、人との関係

- ・地域住民が気さくに話し合う・道で会った人とあいさつする(3)・子ども達が人なつこい・人が優しい
- ・相談に乗ってくれる人がたくさんいる

○ボランティア、地域活動等

- ・サロン活動が盛ん(毎週、地区内4ヶ所)(2)・在宅福祉員による高齢者の見守り活動が良くできている
- ・児童の支援活動、見守り活動がある・お話サークルが小学校、保育園等で活動している
- ・自治会の集まりがよい・在宅福祉員と民生委員・児童委員のチームプレイが良い

○サービス等

- ・ショッピングリハビリがあり、買物難民対策になっている

○災害、防犯

- ・比較的治安がいい・災害が少ない

○活動環境

- ・子どもが多い・高齢化率が低い

○生活環境

- ・学校、保育園が近い・砂地で農作業がしやすい

○環境

- ・自然が多い・新しい家が建っている・福祉施設が多い

○その他

- ・新興住宅地では学校や病院が近いので若い世代に人気

生活、活動している中で困っていること、課題

○人、人との関係

- ・新旧の地区の交流の機会がなく、連携が取りにくい(3)・新興住宅地は近隣の結びつきが薄い(2)
- ・新しい住宅の人はよそ者という考え方が多い

○ボランティア、地域活動等

- ・自治会や公民館の役員になる人が少ない(5)・自治会活動に同居の若者が出て来ない(就労)
- ・ボランティア活動の世話役の高齢化・なり手がおらず世代交代ができない
- ・地域行事、公民館行事等に参加する顔ぶれが同じ。・公民館の良い所を知らない人がいる
- ・高齢化が進み、見守り活動が難しくなっていく

○居場所づくり

- ・サロンに男性の参加がない(2)・男性が気軽に集まれる場所がない

○活動環境

- ・世帯数が増加し、集会所に入りきらない・世帯数が増えない・高齢化・子どもが少ない
- ・地区によって子どもがおらず集団登校ができない

○生活環境

- ・スーパー等の店がない(6)・公共交通が不十分(3)・道が狭い・街灯が少ない・空家がある
- ・集会所の場所が悪い

○災害

- ・高齢者が増え災害時の避難が困難・島根原発に異常があれば避難が心配・津波の対応が不安

○その他

- ・独居高齢者にショッピングリハビリを勧めるが遠慮される

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域活動、ボランティア活動

- ・子どもや子育て世代を巻き込んだ地域活動(3)・地域全体で行う行事の企画(スポーツ等)(2)
- ・運動会の改変をすることで参加者を増やす(自由参加・種目変更)(2)・ボランティア活動の活性化
- ・懇親会の開催(2)・子どもの見守り活動(2)・子育て支援活動の充実・地域防災活動の活性化
- ・公民館のサークル活動の種類を増やす・子どもと大人が一緒に参加できる公民館活動があるといい
- ・地域行事への声掛け(自治会、子ども会)をする・地域の特色のある料理を集まって作って食べる

○居場所づくり・男性の出掛け先を作る(囲碁・料理)

○環境・スーパーや店の誘致(2)・だんだんバスが通って欲しい

【夜見地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・スーパー等の商店が多く、買い物が便利（7）
- ・医療機関が多い（6）・市街地へ適当な時間で行くことができる・交通の便はやや良い
- ・老人施設が多い・町民グラウンドがある・自然が豊かで、農作業の体験ができる・静かである

○人のつながり

- ・住民同士のつながりがあり、皆で助け合う精神が豊か・コミュニケーションが抜群にとれている
- ・全体としてのまとまりがある・人がやさしい

○地域活動

- ・公民館を中心とした地域活動が活発（2）・子ども達の登下校の見守り隊をしている人が多い（2）
- ・子ども達による、登校中のあいさつ運動が良い・子どもを対象にした公民館の活動がある
- ・スポーツ行事に子どもの参加が多くなった・伝統行事が残っている
- ・運動会や盆踊りへの参加者が多い・小学校のボランティアに地域住民が多く参加している
- ・若い人も比較的多い・公民館で月2~3回、少人数で話をする機会を持っている

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・高齢化により役員やボランティアのなり手がない（4）
- ・研修会への参加が少ない（2）・行事等に若い人の参加が少ない（2）
- ・サロンをしても女性しか参加しない・男性を活動に集める方法が分からない
- ・繋がりが希薄な地域がある・自治会の役員の大半が超高齢者
- ・役員に負担が集中する・少人数のため役員が重なる
- ・60~50歳代の地域活動参加者が少ない・いろいろなことへの関心が薄い
- ・在職年齢の高齢化と、年金支給年齢の延長によりボランティア参加が少なくなる
- ・年をとっても新しい人間関係を構築するのが難しい
- ・自分の考えを押し通そうとする人がいると前に進めない
- ・個人情報保護が壁となり活動しにくい

○生活環境

- ・若い人が少ない、流出している（4）・核家族化の進行・未婚・少子高齢化の進行
- ・独居世帯、高齢者世帯が多い・防犯灯が少ない・車が通る道路が狭く、歩行者が危険
- ・介護施設が少ない・交通の便が悪い・遊休農地がある・雑草地が多い
- ・農業振興地域が多く、市街化地域が少なくなった
- ・人口の多い地区、少ない地区があり、アンバランス
- ・小～高校用の塾がなく、市中心部と比べると学力向上のための環境格差がある
- ・遊園地等があっても管理が行き届かない

○個人の課題

- ・家庭内の人間関係の崩壊が心配
- ・回観板の見方が悪く、家庭内で情報共有や話し合いをしていないのではないか

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・地域の活性化につながる活動・親子が参加できるイベント・趣味を生かした集まりの場の創設
- ・子どもを連れて行っても大丈夫な場所づくり・挨拶が響き合うまちづくり
- ・住民のサポート・地区のリーダー次第のため、リーダーアルを高める・運動を促進するためのイベント

○サービス、環境

- ・2世帯住宅（化）への支援策・地区公民館へ運動器具を設置、充実させる
- ・2週間に1回程度、公民館へ運動指導士を巡回派遣してもらう
- ・身体に不自由がある人でも安価な料金で利用できる施設
- ・介護施設職員とボランティアが連携した買物リハビリ・安価で乗り合えるタクシー

【巣地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・交通の便が良い（JRの駅がある、高速道路が近い）（8）・学校が多い（5）・景観が良い（4）
- ・自然が豊かである（2）・環境が良く住みやすい（2）・米がおいしい（2）・災害が少ない（2）
- ・犯罪が少ない（2）・買物の場が近くにある
- ・交通量が多くないため子どもが遊びに行きやすい、事故が少ない（2）

○人のつながり

- ・人が良い（気さく、温厚、人情味がある、おだやかなど）（5）・転入者も入りやすく、開かれた地域
- ・近所の目がある・誰とでも気持ちよく話ができる・通学中の子どもの声に元気がもらえる

○地域活動

- ・活動に積極的、協力的な人が多い（2）・子ども会に対する理解が高い、地域参加がある（2）
- ・ボランティア活動が充実している・昔から続いている行事がある・公民館行事への参加率が高い
- ・各団体の良い取組が継続されている・一斉清掃など共同活動がやりやすい
- ・自治会加入率が比較的高い・自治会活動への若手の参加が多い・各自治会の団結力が強い
- ・祭など独自に行っている自治会が多い

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・行事の参加者の減少、高齢化・高齢男性の行事参加が少ない
- ・自治会活動に消極的な方が役員になると理解が及ばず、運営に差しさわることが増えた
- ・役員が重なっている・自治会長が1年交代で活動が深まらない
- ・助け合いの精神が欠けていることが多い・顔見知りが多く、困りごとを話しにくいかもしれない
- ・核家族化が進み、コミュニケーションが取りにくくなっている・補助事業が良く分からない

○生活環境

- ・交通面での危険が多い（6）
⇒宅地の前の交通量や進入路が多い（2）
　　歩道がでこぼこで危険（国道9号線側道東側）（1）
　　日吉津橋下が自転車で左側通行できない（1）
　　歩道の信号が点滅していても子どもが渡ろうとする（1）
- ・ゴミのポイ捨てが増えた（3）・JRの踏切が多い、遮断機が下りっぱなしで不便（2）
- ・駅にキヨスクがない・駅の周りをまわらないと国道に出られない・不審者が出ることがある
- ・送迎者のマナーが悪い・避難所が分かりにくい・墓地が少なく、墓地を探すのが大変
- ・ボールを使用できる公園が少ない・気楽に集まって話ができる居酒屋がない
- ・生活ごみの出し方を考えほしい・小学生の数の減少・跡継ぎのいない家庭が増えてきた
- ・核家族化が進み、PTAの役員活動に参加しづらくなっている
- ・子ども会活動が子ども主体で活動するようにできていない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・伝統行事の活性化（神楽など）・各自治公民館の活性化（世代を超えたとりくみなど）
- ・大人と子どもが遊びながら交流できる行事（もち米づくりなど）
- ・一定人数以上で行動すると補助金が出る仕組み・自主防災組織の設立、活動
- ・世代を超えて誰もが楽しめるスポーツ大会

○サービス、環境

- ・公園の充実（7）
⇒ボールが使える公園（4）、各自治会に整備（1）、休耕地を活用（1）
- ・交通整備（3）
⇒伯耆大山駅を高架にする、国道9号線歩道を平らに、駅から国道9号線に出られるように（各1）
- ・買物のできる場所（2）・駅前に飲食店（2）・大学があれば良い、人が増える（2）
- ・調整区域を減らして宅地・人口が増える様に・避難所を増やす・避難所を分かり易く掲示する

【春日地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・農業が盛んである（4）・のどか、自然豊か（2）・ホタルの里としての環境保全（2）・お米がおいしい
- ・東八幡神社など歴史的な地域・平野が多く見通しが効く・あったかい・静かである
- ・公民館にグラウンドがある・地下水から良質な飲料水が飲める

○人のつながり

- ・何でも協力してもらえ、スムーズ（3）・人間関係が濃い、知り合いが多い（2）
- ・自治会である程度の状況が理解できる・まわりが良く、つき合いやすい
- ・近所を歩いているとあいさつし合う・子は春日の宝だという認識
- ・複数世代で暮らしている世帯が多い

○地域活動

- ・イベントが多く、にぎやか（7）・地域住民（高齢者など）による子どもたちの見守り、声かけ（3）
- ・P T A活動への地域住民の参加・世代を超えた交流がある・自然が豊かで子どもがのびのび育つ
- ・奉仕作業が良好できている・若い世代が将来を担う体制ができている

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・民生委員・児童委員のなり手不足・認知症を予防する活動が必要
- ・活動資金や資源（人、事業所）が少ない
- ・一人暮らし高齢者の見守り体制、どこまで入りこむか（2）
- ・個人の意思ではなく活動に参加する人が多く、実際の活動につながらない
- ・ボランティア活動への若者の参加が難しい・子どものあいさつ運動
- ・活動者の高齢化・活動が高齢者に関する内容に偏る傾向
- ・活動メンバーの固定化・同じ人が複数の役を担い、負担増
- ・手伝いはするが責任者にはならない人が多い・農業集約地帯のため自由な活動が難しい
- ・人が集って話し合う機会の減少・連絡が取れない場合が多く、時間がかかる
- ・子どもの減少で子ども会の役の回数が増えた・受け持ち地区が広い

○世代間の認識の違い

- ・保護者の学校や地域への依存が強い・P T Aの在り方（忙しい人が増えている）
- ・親世代の考え方に対する違がある・世代間交流事業への中学生、保護者の参加減少
- ・あいさつ、車の運転などが気になる、親を手本としているのではないか

○生活環境

- ・店がない（商店、飲み屋）（3）・通学路を含め道が暗い（3）・車がないと移動が困難（2）
- ・バスの本数が少ない・集落間が離れており、高齢者の交流に制限がある
- ・歩道が車道に挟まれている・地区の歴史資料が少ない・出前が来てくれない・何もない
- ・昼間は高齢者ばかりになる・留守が多い

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・地域の交流・憩いの場、コミュニティ広場（3）・防災活動の活発化（2）
- ・世代間の交流を盛んにする・公民館のサークル活動への参加者を増やす
- ・誰もが一度役員をやってみて、大変さと大切さを理解する・花づくりなどの環境美化活動
- ・日野川を昔の遊び場の様に活用できたら

○サービス、環境

- ・商店、飲食店（5）・介護・福祉施設の充実（3）・歩道の確保（2）
- ・人口増加について考える・安価な配達サービス・子ども達が雨の日でも気がねなく遊べる場所
- ・交通手段の確保・気軽に買い物につれて行ってもらえる仕組み
- ・道路交通網の整備・市街化調整区域の緩和・公民館を平屋で整備する

【大高地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・医療機関が複数ある（5）・スーパーがあり買い物しやすい（4）・交通の便が良い（3）
- ・大山が近い（2）・歴史があるまち・駐在所が近く、相談しやすい・住みやすい
- ・公民館がバリアフリーで使いやすい・自治会員の数が少ない・農協の支所、学校がある
- ・ガソリンスタンドがある・海が近い・中心部に福祉施設がある
- ・自然環境が良い・災害があまりない

○人のつながり

- ・田舎でのんびりした人が多い・防災意識がより高まりつつある・住民同士のつながりが強い

○地域活動

- ・自治会の女性会活動が活発（2）・梅園、桜山などのボランティアをしている人が多い（2）
- ・住民主体のサロンがある・公民館の敷居が低く、子どもでも立ち寄りやすい
- ・地域の大切なものを守るボランティアを通じた仲間作り

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・行事やイベントの参加者が減っている（2）・ボランティアの高齢化（2）
- ・自治会女性会の活動に理解を示さない人がいる・他の女性会との交流を活発にしたい
- ・引きこもりの人の情報収集がしにくい・高齢者など、集会所の活用範囲の拡大
- ・免許の返納など、高齢者の交通アクセス権の侵害・サロンの効果の広報が必要
- ・家庭内暴力やいじめの相談窓口が明確にされていない・自治会の弱体化
- ・高齢のため毎年自治会を退会する人がいる・自分中心の人が多い

○行政に対して

- ・要望がなかなか完遂しない

○生活環境

- ・公共の交通機関が少なく不便（限られた路線・本数のバスしかない）（5）
- ・独居、高齢者世帯の増加（4）・子どもが少ない（2）・店が遠い地域がある
- ・隣近所同士が独居高齢者・地域の高齢者の精神的な支えとなる宗教的組織がない
- ・公民館以外の災害時の避難場所がない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・男性高齢者の地域活動への参加促進（スポーツ、料理教室など）（3）
- ・支え愛マップの整備するなど、独居の方の見守り体制、役割分担（2）
- ・リーダーの養成・地域のサークル活動を増やす活動・高齢者に公民館で仲間作りをしてもらう
- ・サロン（特に自治会単位）の効果の啓発活動・自治会単位で年1回勉強会
- ・高齢者の孤立化防止対策・若い人の集まる場、活動

○サービス、環境

- ・巡回バス（3）・買物、通院等目的別のバスの整備・循環販売・自然を活かして公園を整備
- ・どんな人も温かく迎え入れる・若い人が住みやすい地域にするため智恵を出す

【県地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境について

- ・食べ物（果物、米など）が美味しい（6）・大山が近い（2）・自然が豊かで住みやすい（2）
- ・高速道路のICが近い・文化財がある・郵便局がある・運動場や体育館がある
- ・公民館の桜がきれい・空気がきれい・南部の他の地域に比べ、人口が多い
- ・高齢化率が他地区よりも低く、バランスのとれた年齢構成になっている

○人のつながり

- ・人が良い（元気、まとまる、あたたかい、のんびりしている等）（7）・新しい自治会とも仲が良い
- ・協力的な人が多い・新しい企画を受け入れる雰囲気がある・人の話に耳を傾けてくれる
- ・自己の健康管理意識を持って生活している高齢者が多い

○地域活動

- ・公民館の行事や祭があり、地域の人が集う（2）・地区的活動が活発
- ・自治会ごとのパワーが強い・住民全体で参加する認知症行方不明者捜索訓練が実施できる
- ・救急医療安心キッドの取組が継続できている・週1回魚屋さんの移動販売がある

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・一人の人が重複して役職を担っており、行事への参加・協力の機会が多い（2）
- ・自治会活動に参加する人の固定化・自治会間で温度差があり、取組が進みにくい
- ・活動に対し、家族の理解が得られにくい・若い人の参加が少ない
- ・子どもの事業に保護者の参加が少ない

○生活環境

- ・公共の交通機関が少なく不便（8）・医療機関がない（4）
- ・猫や犬のふんの不始末がある、野良猫によるふんや車両被害など地域として対応できないものへの苦情がある（2）・店がなく買物に不便・消防署が遠く、災害時にすぐに救助が来られない環境で不安
- ・猪、タヌキなどの作物被害・高齢化し、60歳代～80歳代が多い
- ・企業が少なく、仕事がない（70歳代になっても仕事がしたい）・車両が多い時間帯がある

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・送迎ボランティア（2）・老人食堂
- ・子どもを産みやすい町づくり（0歳から保育）
- ・「まちの保健室」の開催
- ・てくてくウォーキング（ウォーキングイベント）で健康づくり
- ・退職したシニア世代が自治会の活動にどんどん参加する
- ・若い人の自治会活動への参加
- ・地域ボランティアのポイント制を検討したい
- ・地区版のふるさと納税のような寄付制度
- ・地区的良さを理解し、住みやすさNO.1になる

○サービス、環境

- ・店や病院を回るループバスなどの公共交通機関の整備（3）
- ・スーパーなどの商店
- ・健康管理のためのプール
- ・高低差のない道路網を整備して、高齢者や障がい者も移動しやすくする
- ・市民活動が活性化するよう、コミュニティセンターを作る（公民館は周辺に坂があり、集いにくい）

【淀江地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人とのつながり

- ・人と人のつながりが深く、地域の連帯感がある(4)・昔ながらの住民が多い・人が親切
- ・穏やかな人が多く争いごとがない・小、中学校一校ずつであり、小中のつながりが強い
- ・助け合いの精神が根付いている・家庭菜園等で人との交流がある（野菜栽培の情報交換や物々交換）

○ボランティア等

- ・配食サービスの充実(2)・民生委員・児童委員協議会定例会が月1回あり、情報交換が行える
- ・ボランティアが登下校時の見守りに立っている・社会福祉協議会に関わるボランティアが熱心
- ・5区の2自治会の自主防災組織が世帯名簿の現行化をした・ボランティアグループが組織されている

○環境

- ・海と山(大山)があり景色よく自然が豊か(3)・海があり、海水浴場がある(2)・海があり魚が美味しい
- ・海側道路が整備され、米子への交通が便利

○伝統

- ・伝統的な祭事等、伝統行事が受け継がれている(2)・小路など昔ながらの佇まいがある
- ・鳥取藩台場跡など歴史があり、人々の誇りとなっている
- ・歴史、名産品が多く、小学校でも淀江に関する授業が多くある

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・自治会役員のなり手がない(2)・子どもの減少・やる人やらない人の温度差を感じる
- ・一人でたくさん役を担っている人が多い・若者は仕事に追われ、地域活動が出来ない
- ・PTA活動の旗当番が、仕事があるとその時間に立つのが難しい・役員の任期が短い(1年)・高齢化
- ・2世代、3世代同居が少ない・人口減により自治会活動が難しい

○生活環境

- ・店舗が少なくなった・店が無く高齢者にとっては買い物が辛い
- ・空家、空き地が多くなった・子どもが遊べる場所が少ない・バス停、駅が遠い

○人とのつながり

- ・地域で団結して意見を訴える力が不足している・昔からのつながりが強く、新しい人が入ってきにくく
- ・自己主張が比較的少なく、何を考えているかよくわからない・災害や病気の時に頼れるのは近所だけ
- ・小、中が1校ずつなので友達づくりの機会が少なく、人間関係の形成が苦手
- ・無気力で、行政頼み、他力本願の人が多い・子どもや孫には世話をになりたくない

○その他

- ・住民がボランティア活動の存在を知らない

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域、ボランティア活動

- ・高齢者の安否確認を定期的にしていく・災害時マップの見直し・若い世代を巻き込んだ活動
- ・災害時の連絡先や安否確認の方法の見直し・自治会、班の再編・自治会長は2年以上任期にする
- ・60代の各行事への参加・高齢者と共同生活できるような取組
- ・子どもに淀江のすばらしさを伝えるため、子どもの活動ボランティアが欲しい・子ども会活動の活性化
- ・伝統的祭事の保存会など、各自治会ごとですべての住民が関わりを持てるような組織
- ・年1～2回は在宅福祉員と民生委員・児童委員がペアで見守り訪問をする・子ども会活動の指導者育成

○生活環境

- ・買物や医療機関へ行くためのバスの便を増やして欲しい

○集いの場

- ・子どもの学習支援の場(2)・近所に集って話ができる場(サロン)づくり(2)
- ・子どもが安心して遊べる場所(公園)が欲しい
- ・縁側、縁台などを使って家の近くの集う場所づくり・子ども食堂

○サービス、環境

- ・移動販売・困りごとの相談室の設置・困り事の相談先が分かりやすく書いてあるものが欲しい
- ・子育て支援センター等、子育て等の相談が出来る場が近くにあるとよい(育児、妊婦、流産後の相談等)

○その他

- ・生きがいを見いだせない人へのセミナー開催・研修会や体験会を増やし、自己主張の場を作る
- ・空家の有効活用をし、淀江の魅力をアピールして若者に来て欲しい・新しい企業を誘う
- ・自治会活動にもっと関心を持ってもらえるよう、会を増やす
- ・淀江の人自身が淀江のすばらしさを再認識する事が大切

【宇田川地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○人、人との関係

- ・地域の人の顔が分かる(4)・助け合いができる(2)・自治会、地域のまつりが良い(2)
- ・優しい人が多い(2)・隣近所の結びつきが強い

○ボランティア、地域活動等

- ・敬老会に出られない高齢者に自治会で食事会を開いている・保育園と地域との交流や活動が多い

○災害、防犯

- ・夫人消防団がある

○活動環境

- ・多世代同居が多い(3)・元気な高齢者が多い(2)・人口の増減が少ない・一人暮らしが少ない

○環境

- ・縁が多く自然が豊か(4)・子ども達が自然の中で遊んでいる

生活、活動している中で困っていること、課題

○ボランティア、地域活動等

- ・活動者が限られている・地域活動の後継者がいない
- ・子どもの通学路の見守りが行き届かない(一人になる)・在宅福祉員の活動が敬老会のみになっている

○活動環境

- ・車がないと生活が成り立たない(買物・病院)(5)・子どもが少ない(2)・対象地域が広い

- ・高齢運転者が多い・人口が減ってきてる・高齢化・空家が増えつつある(後継ぎがない)

- ・小中学校までが遠いため、車での送り迎えが多い

○人とのつながり

- ・サロンの参加者が減少してきている(2)・男性のサロン参加者が少ない

- ・井戸端会議をすることが少なくなった

- ・他地域の人が耕作することが増え、地元のルールが分からずトラブルになる

○環境

- ・農業をする人が減り、荒れ地が目立つ

○災害

- ・災害時に避難指示が出た場合、在宅の見守り世帯にどう対応していいかわからない

○その他

- ・保育園の吸収合併の話があり、寂しく思う

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○地域活動、ボランティア活動

- ・活動者同士の交流の場やしていない地域に知らせる場・人材を活かす活躍の場所づくり
- ・For Youの気持ちで物事に取り組めば人の繋がりが出来ると思う・自治会内での話し合いの機会
- ・防災会

○人とのつながり

- ・向こう三軒両隣の意識を持ち、用事を頼んだり助け合う(2)・小さなつながりを活かした関係づくり

○集い、交流の場

- ・身近な活動や交流の場所が欲しい(2)・気軽に参加でき楽しめるようなイベントがあるといい(2)

- ・自治会だけでなく、若い世代、子育て世代ともっと広く交流したい・進んでコミュニケーションをとる

- ・未婚や子どものいない人も参加できるようなイベントの企画・地区運動会の参加者を増やす取組

○交通手段

- ・使いやすい交通手段があるといい・活動やイベントに参加するための送迎

【大和地区】

地区の良いところ、良いと思われる活動

○生活環境

- ・買い物がしやすい(3)・大型ショッピングモールが近い(2)・水道水が美味しい・医療機関が多く便利
- ・自動車での利便性が高い(2)・アパートがたくさんあり、住宅の選択肢が多い
- ・大型ショッピングモールが近く、高齢者も比較的買い物に行ける
- ・医療機関、介護施設がある・立ち飲み屋がある・高速道路が近い

○活動環境

- ・子どもが多くなった(3)・高齢化率が低い・新しい家が増えて自治会に参加している(国道9号線の海側)

○地域活動

- ・公民館活動のサークル数が多く、活発(3)・小学生が参加できる公民館行事がある
- ・子ども向けの教室や川遊びなどの活動がある・大和公園で週1回見守りで子どもを遊ばせてくれる
- ・運動会、オリエンテーリングなどの行事がある・宮司を呼んで、とんど行事を毎年実施している
- ・ボランティア行事の参加者が比較的多い

○人とのつながり

- ・子どもをきっかけに、新しく来た人と以前からの住民が交流している

生活、活動している中で困っていること、課題

○活動環境

- ・自治会未加入世帯が多い（特に新しい住宅、アパートなど）(4)
- ・60歳以上も働いている人が多く活動に参加できない・活動者に高齢者が多く、活動できる人が少ない
- ・子どもが地区外に出てしまい、活動に参加できない・ボランティア作業に積極的ではない
- ・自治会役員が多く、順番制だがやらない人もいる・活動に参加する人が決まっている
- ・福祉活動をどのようにしていけばいいかわからない・県外に出る子が多く、空家になる
- ・会費の徴収や新しく自治会を作るにはどうすればいいのか・公民館活動(サークル)に参加者が欲しい
- ・造成や新築により、地域割りが良く分からず・お金がない・募金や協力金などに協力しない所がある
- ・新しい住宅の情報が分からず、訪問活動やチラシの配布などがしにくい

○生活環境

- ・公共交通機関が遠く、便が少なく不便(2)・土地造成のため、番地などの住居表示がわかりにくい(2)
- ・自転車のパンク修理屋が少ない・不審者事案が多い・高齢者の買物が不便・遊具が少ない
- ・ゴミ収集の小屋に自治会加入者以外から持ち込みがある・小学校区が広く、登下校の見守りが困難
- ・海側道路の街灯が少ない・学校までの距離が遠い(バス通学もある)
- ・高齢者の買物が不便・子どもの遊べる遊具が少ない

○地域活動

- ・子ども会の活動が少なく、単位自治会のみ・若い世代の公民館利用がない

○人とのつながり

- ・若い世代との考え方のギャップ

○その他

- ・9号線沿いと山側の格差が大きい・閉鎖的で住みにくく、地域差が大きい

こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

○交通機関

- ・ワンコインで病院等に行ける等、交通手段の補助制度・公共交通機関を利用しやすくしてほしい
- ・スクールバスの運行(路線バスでは限界)・通学に使うバスの時間が合わず、通学に早すぎる
- ・巡回バスルートの充実

○人とのつながり

- ・住民同士で声掛けや安否確認を自由に出来る環境づくり・誰もが気軽にあいさつできる環境

○地域、ボランティア活動

- ・高齢者がごみ出しをしやすいよう、啓成地区のように軒先に出して収集する(軒先までなら自分でごみ出しができる)
- ・民生委員・児童委員、在宅福祉員の数を多くする・自治会と子ども会が共同した活動を増やす
- ・自治会がないが、負担が少ないとしたら自治会があった方がいい・サロン活動(高齢者)を活発にする

○活動環境

- ・地域の自治会等の区分見直し・地域活動の見直し(統合・再編)・民生委員・児童委員の担当区割の見直し

○サービス、環境

- ・保育園などを活用した学童保育・街灯を増やす

○その他

- ・公的機関の避難所がない・介護認定の基準の見直し(体が動かないのに認知症がないと要支援になる)

(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査で出た主な意見

■活動している中での問題点や課題

障がい者等の家族会

- ・サービスや制度について、何でも聞ける総合的な相談窓口が必要
- ・制度やサービス、相談先等の情報がわからず、保護者の負担が大きい
- ・学校と福祉サービス(放課後ティ等)との連携不足
- ・診断後の家族へのサポート体制の不足
- ・フリースクール等、学校に行けなくても通える子どもの居場所がない(2)
- ・会費がネックになり、会の参加者が増えない
- ・定例会が1回/月程度のため、早急な対応が難しい
- ・会員の高齢化、活動の担い手不足
- ・精神障がい分野は身体、知的障がい分野に比べ、制度や支援が整っていない
- ・会の運営は責任が重いため、家族には負担が大きい
- ・連携している専門職に期待する役割が果たされていない
- ・退院後の家族への説明やサポート体制の不足
- ・地域移行することに対して、地域住民への周知や理解が必要である
- ・対象者に個別の対応ができない一律のシステムが課題
- ・不登校について、義務教育終了後の支援体制がない
- ・ひきこもり支援について専門性のある支援者が少ない
- ・制度や不登校の定義等のシステムが現状と合わず、支援が整っていない
- ・制度やサービス、相談先の情報が分からぬ
- ・学校同士の情報交換が不足している
- ・フリースクール等、学校に行けなくても通える子どもの居場所がない

サロン・交流の場

- ・ボランティアのため人材育成が困難
- ・秘密厳守のためボランティアの人選が難しい
- ・補助金を受けると報告や決まりごとが多く負担
- ・長期間の支援、ケースも多いため人手不足
- ・各機関と連携する上で、本来必要な関わりをしてもらえない
- ・本人の希望と支援者が必要だと考える支援にギャップがある
- ・多くの食材を受け入れる為に冷凍庫が必要だが、高額で負担が大きい
- ・男性は困り感を訴えにくく、居場所を求めている
- ・対象者の立場に立った寄付や支援について、地域住民と相互理解が必要
- ・食事の提供に関する衛生管理やアレルギー対応について不安がある
- ・送り迎えが負担になり利用に至らない
- ・学習支援があると利用につながりやすいが、開催頻度が少ない所では参加者増加につながらない。
- ・メンバーが定着し参加しにくくならないための雰囲気づくりが必要である
- ・補助金を受けると活動の制限が増えるので活用しにくい
- ・虐待リスクのある子の様子観察のため、週1回開催したいが運営が難しい。
- ・行政の担当課と連携が取りにくく、情報提供のための仕組みがない
- ・世帯支援の考え方が定着していない
- ・児童養護施設退所後の子のフォローについて、体制の充実が必要である
- ・食材の貯蔵方法に課題がある
- ・夕方以降の外出について学校で決まりがあるため、活動がしづらい
- ・行き帰りの安全面に不安がある(事故・犯罪)
- ・学習支援を始めたいが、学習内容についてのニーズが絞りにくい
- ・補助金を受けると成果を求められるため、負担感がある
- ・開設資金の助成があるが、運営資金は任せられているので金銭面の不安がある
- ・支援の必要な子どもが、子ども食堂につながっていない
- ・個人運営のため、補助金や助成の情報が分からぬ
- ・ボランティア保険の加入は、個人の判断のため未加入者がいる
- ・食中毒等の事故時の対応が心配(衛生管理・営業行為)
- ・ボランティア活動のため負担が大きい

- ・運営資金の課題があり活動に制約がある
- ・活動の広報活動が不足している
- ・ろう者の孤立とサロンに参加しない人への対応

児童・子育て支援

- ・依頼が不定期のため、収入が安定しない
- ・人材が不足している
- ・スタッフの高齢化
- ・送迎車が無く、スタッフ個人の車で送迎している
- ・運営に関する相談の場が無い
- ・学校との連携がなかなか取れない
- ・心配な子どもがいても、民間学童なので保護者へ受診を勧めることが難しい
- ・虐待等が疑われる場合など、相談先があればいい
- ・子ども達の就労の問題
- ・定時制の学校に通っている子はアルバイトしかできず、正規職員として働けない
- ・愛着障がい等のある子が多く、人の距離感が上手くつかめないため、社会と上手く馴染めない

高齢者支援

- ・安定的な運営を行うための活動資金の確保
- ・地域住民、自治会等の共助・協同の意識改革が必要
- ・信頼関係構築に基づいた相談窓口の周知、運営
- ・NPO 法人への理解不足

生活困窮者支援

- ・引きこもりや触法者など支援対象者の把握ができない
- ・関係団体や組織とのつながりの不足
- ・行政との連携不足
- ・個々のニーズに寄り添った柔軟な支援が必要
- ・支援が長年に渡り集結しない
- ・専門性を要する為、地域住民に連携を求めることが困難
- ・ネットの普及による、引きこもりや支援対象者の生活のあり様の変化

権利擁護支援

- ・困難事例や金銭的課題のあるケースに対する後見人のなり手不足
- ・郡部や在宅のケースの後見人のなり手不足
- ・地域連携のためのネットワークづくりが進んでいない
- ・障がい者分野で成年後見制度の利用が広がらない
- ・引きこもりや高齢者虐待など、多問題世帯の増加
- ・身寄りのない人の身元保証人ができる所がない
- ・市民後見人のなり手不足、負担が大きいため継続しない

地域包括支援センター

- ・精神疾患の相談が増加し、対応に苦慮している(2)
- ・地域から孤立したり、アパート住まい等地域との関わりの少ない世帯の支援に苦慮している
- ・独居世帯、生活保護受給世帯の増加
- ・同居家族による虐待などの増加
- ・問題が長期化しやすい傾向にある
- ・キーパーソンに課題があるケースが多い（高齢、障がい、無職等）
- ・行政機関の窓口は縦割りで他分野を把握していない現状がある
- ・支援困難ケース対応に行政が関わることで、当事者・支援者ともに安心感が得られる一方、行政は専門職だけではないので、専門性を必要とする協議が難しい場合がある
- ・他分野との連携にあたり、各所への連絡調整の負担が大きい(3)
- ・高齢者分野以外の分野は十分に把握できていないため、対応に苦慮している(2)
- ・障がい分野から介護保険への移行にあたり、サービスや制度の違いの差が大きく本人の了解が得られない
- ・介護予防マネジメントや介護保険の新規申請が業務の大半を占め、本来行うべき実態把握や地域づくりなどの業務に手が回っていない(3)

- 制度の狭間、支援の狭間にいる人の継続的な相談先がなく対応に困る。(65歳未満、障がい疑いなど)丸ごと支援できる所があればと思う。
- 個人情報保護のため、行政、他分野、他包括(特に他町村)から情報提供の協力が得られにくい(3)
- 障がい分野と介護保険分野、双方の理解や情報交換のための機会がない(3)
- 学校関係の機関と特に連携が取りにくい
- 他分野につないだ後の連携や協働ができていない
- つないだ機関からたらい回しになり、同じことを聞かれるなど対象者や家族にとって負担が大きい場合がある

一般相談支援事業所

- 人材不足(2)
- ヘルパーの確保が困難(特に男性ヘルパー)
- 幅広い役割をこなすための人材の育成と確保
- 職員への処遇が明確でない
- 訪問頻度は3ヶ月に1回となっており給付は定額だが、実際は困ったことがあれば隨時対応しなければならない
- 料金が発生しない困りごとへの対応に追われる
- 委託料は4事業所で按分されており、実績に応じた上乗せなどが無い
- 障がい分野は支援期間が長期に渡るため継続的な支援だけでなく、問題が起きた際の単発の対応がある
- 早期に介入できれば課題解決もスムーズになるが、介入のタイミングが難しい
- 経済面の相談が多いが自分で金銭管理したい方が多く、日常生活自立支援事業や成年後見制度につながらない
- 相談は生活全般にわたることが多いため、根本の課題解決まで行き届かない
- 意思決定のできない方に対する支援の指標がほしい。
- 意思決定支援のための検討会などがあるといい。
- 複合的に課題を抱えた世帯では、支援を受けている方にもキーパーソンとして負担をかけてしまうことが起きる
- 計画相談を行うようになり、担当しているケースが多すぎてサービス利用以外の一般相談に手が回らなくなってしまう
- 自事業所だけではなく地域にある他の事業所も含めて、計画相談ばかりでなく、一般相談を受けられる体制に移行していく必要がある。
- 入所施設は待機が多く、在宅生活を支援するにはサービスが十分でない
- ファミサポなどのボランティアには、専門性の高いケースは依頼できない
- 65歳以上になり介護保険へ移行する際に、支援者双方の情報や知識の不足を感じる
- 障がいの分野は相談窓口やサービス等、介護保険に比べて情報量が少ない
- 制度が度々変わり、現職の支援員でも分からることがある。
- 障がい分野はインフォーマルサービスをプランに組み込むことがまだできていないため、プラン作成にはそうした視点での教育者が必要。
- 介護保険で対応できないサービスがすべて障がい分野にきてしまっている。
- 障がいサービスは税金で賄われており、1人の支援も長期に渡るため、将来の財源不足が懸念される
- 高齢の分野のケアマネージャーが十分に障がいのプランを理解して作るのは難しいため、併給している人は障がい分野でも計画書を作成している。
- サービスが必要になった時、介護保険制度のような体制が障がいの分野でもあるということの周知が行き届いていない
- 障がいの分野は地域の様々な機関とのネットワークが不十分のため、相談支援に上手くつながらないケースがある
- 行政と協働して地域づくり等していきたいが、米子市が支援センターに何を求めているかが明確でない。
- 行政内の連携ができていない。縦割りである。1つのケースに対しチームでアプローチするという視点が乏しい。
- 生活保護受給者について、生活面の支援は相談支援事業所、金銭管理等の支援は行政のケースワーカー、という役割分担が必要(2)
- 生活保護ケースワーカーの協力が乏しい(2)

- ・生活保護ケースワーカーについて、ケアマネジメント福祉分野についても基礎的な知識を身に着ける教育システムを作るべきである。
- ・家庭児童相談室との情報共有や連携が乏しい
- ・相談支援事業所同士が離れている（物理的な距離）と、連携がとりにくい
- ・他分野とのスムーズな連携体制づくりが必要（特に子ども分野）
- ・生活困窮の窓口の対応に、市町村によって格差を感じる。米子市とはあまり連携していない。
- ・児童のケースの場合、児童福祉法と総合支援法でサービスが分かれ、兼ね合いが難しい。
- ・高齢者分野では民生委員・児童委員などの地域の方と連携することがあるが、障がい分野ではあまり無い
- ・障がい者の地域生活について、地域によって住民の理解に差が大きい
- ・入院前と入院後で違う地域に住むことになる方は地域との付き合いが薄くなる
- ・障がい者が集中している地区がある
- ・地域移行に向けて退院後の住まいを探すが、特に精神障がいは不動産会社の理解が得にくく、入居を断られることが多い
- ・障がい者の地域移行について、宅建関係者から「何かあった時はどうしてくれるのか」と言われたことがある。そうした方にどう仲間になってもらえるかが課題。
- ・地域住民や社会に対して、障がい者の理解を促進する必要がある（2）
- ・地域住民の側に、障がいの特性を理解して見守ってくれる人がいると安心
- ・地域住民に多様性を認め合う意識が育つことが必要。
- ・高齢の分野と比べると、地域住民が異変に気付いた時相談機関へつなげるという体制が、障がいの分野は不十分である

■問題点や課題について今後必要と考える取組

障がい者等の家族会

- ・当事者同士の情報交換会の開催
- ・専門家による相談会の開催
- ・地域住民へ障がいを正しく理解してもらう為の普及啓発活動
- ・本人や家族の意見、要望の代弁(各機関や行政)
- ・会員にこだわらない、地域サロンのような自由な集まりの場づくりが必要
- ・寄付金や会費以外の運営資金の確保(企業スポンサー等)
- ・本人が安心して過ごせる居場所づくり
- ・本人や家族の意見、要望の代弁(各機関や行政)
- ・必要な人へ情報が届くための情報発信の検討

サロン・交流の場

- ・行政、民間の連携・協力
- ・偏見や差別についての普及啓発活動
- ・活動を継続していくこと
- ・衛生管理について保健所から指導を受ける、対応マニュアルの作成
- ・ニーズに合わせた送迎の検討と実施
- ・長く活動を継続していくこと
- ・活動を発信し続けること
- ・平日夕方の食堂開催
- ・担い手の人材育成
- ・他の子ども食堂と連携し、週1回の開催頻度の確保
- ・他県で、学校で朝食を食べる取組事例があり、取り入れたいと考えている。学校を巻き込んだ取組が必要
- ・全小学校区に子ども食堂ができることを目標にした取組
- ・子ども食堂が、行けば何とかしてくれる場所として定着すること
- ・地域に定着させるために、長く運営を継続していく
- ・行政からの補助金等に頼らない資金確保及び事業展開
- ・自分達のみの活動にせず、交流して活動を周知する

児童・子育て支援
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠から高齢者まで、切れ目なく相談に乗れるような取組 ・何でも気軽に相談できるような相談先（相談窓口や子育て支援センターは敷居が高いと感じている方、転勤族の方、発達障がい児の方、等） ・子ども達の就労支援
高齢者支援
<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業への取組(総合事業での介護サービス実施) ・活動を理解してもらうための住民への呼びかけ
生活困窮者支援
<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを地域に知られたくない対象者に対する、専門職としての配慮・関わり
権利擁護支援
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用方法の講演、意見交換会の開催を検討 ・地域の「成年後見ネットワーク」づくり

■地域住民や行政、社会福祉協議会の協力や支援が必要と考えること

障がい者等の家族会
<ul style="list-style-type: none"> ・託児ボランティア ・フリースクールでの発達障がい児の学習支援 ・本人や家族への支援機関や相談窓口の情報提供 ・専門性のある支援者の質の確保 ・本人や家族への専門的な支援やフォロー ・個別サポートの充実 (診断後は個別にコーディネーターを配置するなど切れ目のない支援が必要) ・精神保健福祉ボランティアを活用した傾聴訪問や地域サロンの検討 ・地域住民へ障がいを正しく理解してもらうための普及啓発活動 ・精神医療以外へ受診するための医療費減免制度 ・サロンの広報活動への支援 ・行政への精神保健福祉士の配置 ・障がい(身体・知的・精神)の中で支援の格差をなくして欲しい ・学校に行けない子どもが通える居場所づくり(各公民館単位が望ましい) ・地域からの見守りや交流 ・本人や家族への支援機関や相談窓口の情報提供 ・関係機関が連携し、切れ目のない適切な支援ができるネットワーク体制の構築 ・予算の確保 ・本人や家族への専門的な支援やフォロー ・専門的な支援やアウトリーチができる人材の育成と確保 ・行政と家族会との連携強化
サロン・交流の場
<ul style="list-style-type: none"> ・行政、社会福祉協議会、民間との役割分担を明確にする ・自立後の見守り等の支援の継続 ・適切な寄付や活動への協力の仕方についての広報活動 ・企業への活動協力の働きかけ ・対象者の立場に立った支援について、地域住民と相互理解するための啓発活動 ・少人数の子ども食堂が各所に増えるような地域の理解と協力 ・障がいやDV 被害者について住民向けの啓発活動や人権学習 ・告知や誘いの声掛け、HP 掲載など広報活動の協力 ・企業への活動協力の働きかけ ・負担の少ない補助金制度の検討

- ・行政担当課との連携、情報共有ができるための窓口やシステムの構築
- ・世帯支援の意識の普及
- ・教員や施設職員 OB の活用
- ・教員や施設職員との連携方法の検討
- ・地域の人に、子どもと遊ぶ、食事をするなど参加してもらいたい
- ・広報活動の支援
- ・学校や地域の信頼を得るためのバックアップ
- ・提供を受けた食材のコーディネート方法
- ・子ども食堂利用に関する教育委員会や学校の理解
- ・公民館を子どもの居場所とするための取組を主導してほしい
- ・立ち上げ資金、運営費の補助
- ・継続して運営するための支援、負担の軽減
- ・支援の必要な子どもに対し、利用のきっかけづくりを行政にしてもらいたい
- ・民生委員・児童委員や自治会長など地域の人との連携
- ・補助金や助成等の情報の集約や、申請書類の作成支援
- ・新規立ち上げ時の、運営のノウハウを聞く機会づくり
- ・相談機関へ繋ぐシステムづくりと、窓口の集約・周知
- ・ボランティア活動保険の負担、助成
- ・食中毒予防のための行政との連携や支援
- ・支援を受ける側する側ではなく、共同作業が出来るための仕組みづくり
- ・拠点整備及び人件費等の支援
- ・地域福祉のあり方についてのアドバイス及び直接的な支援
- ・ろうあ者に対する緊急通報装置や救急キットの整備

児童・子育て支援

- ・民間の施設内事業所を設置しているが、施設側の理解があったおかげで開設できた。今後も協力し合っていきたい。
- ・社協のバスを子どもでも使えるようにしてほしい
- ・住民には現在は特がない。近所の方には良くしてもらっている。
- ・フードバンク等による食料支援
- ・課題を抱えた子どもたちが上手く就労に繋がる支援や事業主への理解の促進

高齢者支援

- ・高齢化に対する住民の意識改革と地域活動への参加
- ・自治会の在り方と存在意義について考えること
- ・活動団体の設立、運営サポート

生活困窮者支援

- ・行政がネットワークを広げ、各機関と協働していくこと
- ・各ケースにおける行政との連携強化

権利擁護支援

- ・地域連携ネットワークづくりのための意見交換会の開催

■今後地域福祉を充実していくために、特に力を入れていくべきと感じること

障がい者等の家族会

- ・地域住民に対する、理解を深めるための正しい知識の普及啓発活動
- ・当たり前に相談ができる社会の雰囲気づくり
- ・相談機関や情報が身近なものとなるよう、分かり易く発信する
- ・地域と行政、福祉、専門機関が連携し、的確に必要な所につなぐことができるネットワークの構築

サロン・交流の場

- ・障がい者等が正しく理解されるための人権学習や普及啓発活動
- ・地域の中での福祉サポーターの養成・登録制度
- ・民間の母子施設が必要
- ・人を支援する事で自分の意義を感じる事ができる、互助の意識が広がって欲しい。
- ・世帯支援ができる地域福祉の体制づくり
- ・民間と行政が連携する上で、真ん中に立つ機関があると良い
- ・住民の生きがいやボランティアの気持ちを育て、「地域力」をつける
- ・ニーズに合わせた「地域食堂」が必要。後押しできる補助制度が欲しい。
- ・子ども達の居場所づくり
- ・公民館での食堂の開催
- ・若い人が使いやすい公民館の利用方法の検討
- ・役割のある人だけでなく、みんなが意識を持ち、支え合うまちづくり
- ・公民館が誰にでも活用しやすい体制づくり
- ・小学校区単位での子ども食堂の立ち上げ
- ・子ども、高齢者、大人も集まり活動する「地域食堂」の検討
- ・高校生など若い世代の活動への関わり
- ・引きこもりの人のボランティア参加
- ・行政、社協、地域、関係機関が連携するための、顔の見える交流の機会が欲しい
- ・既存の公的機関とボランティアの連携、ネットワークづくり
- ・制度や社会的な問題を地域福祉に組み込み、一般化すること
- ・障がい者の持つ力を引き出し、発揮する場を設ける
- ・地域の人材の発掘と、力を発揮する場の提供
- ・地域住民が意図せずまちづくりや互助に関わるような仕掛け策づくり

児童・子育て支援

- ・地域貢献をしたいと感じている人材を確保するための取組や活躍できる場を周知する取組
- ・退職後の方が企業へ再雇用ばかりでなく、ボランティアとして活動してもらえるための仕掛け
- ・似た様な活動をしている団体同士で、合同でボランティアを募集するような企画
- ・父子家庭へのサポートの充実

高齢者支援

- ・長期的に運営を継続するための支援、事故時の補償支援
- ・地域の実情に合わせた困りごとにに対する支援や組織の構築
- ・設立された組織の長期的な運営のためのサポート
- ・地域活動やボランティアに対する報酬制度の導入
- ・退職後の人材の活用

権利擁護支援

- ・福祉関係機関との連携強化と地域連携ネットワークづくり
- ・市町村、社協、裁判所の連携
- ・地域包括支援センター等が支援している個別ケースの支援や連携

■複合的課題や制度の狭間の課題解決のための、多機関協働・包括的相談支援体制の構築にあたり、どのような形が望ましいか

地域包括支援センター

- ・ケース対応について相談ができる体制
- ・窓口が一本化され、どんな相談でも一度受け止めてくれるような体制
- ・制度の狭間にいる人をいろんな視点から、丸ごと支援できるシステム
- ・客観的にケースを見て支援することができるスーパーバイザーの存在が必要
- ・総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口の設置(3)
- ・各分野に基幹型相談窓口があり、基幹型同士で連携を取れる体制(3)
- ・直営の基幹型包括、その下に各委託包括という2段階の地域包括支援センターの設置
- ・各専門分野から人材を集めた相談機関を地域別に置く形(2)
- ・高齢分野の相談件数が圧倒的に多いことが予測されるため、相談比率に応じた職員配置が必要
- ・各地域の障がい相談支援事業所が、包括のように細やかに地区担当で関わる形
- ・必要時に各専門職を招集する形
- ・町村の役場のようなワンフロアの中に介護保険、高齢、障がい、児童、保健、生保などの他分野が集まっており、情報共有のしやすさと住民との距離感も近く支援がスムーズな形
- ・社協が中心となった総合相談窓口
- ・基幹型センターに3職種(保健師・介護支援専門員・社会福祉士)がいると相談しやすい
- ・全分野を把握できる人材の確保は困難。基幹型センターに各分野からケースの相談、指導ができる職員を配置する
- ・長寿社会課、福祉課、障がい者支援課の横のつながりの強化
- ・多機関と会議や連携をする上で、効率よく情報共有する方法(システムの導入等)の検討(2)
- ・介護予防サービス(指定介護予防支援事業所)を包括の業務から切り離し、相談や地域づくり中心の業務に絞る
- ・包括は地区(法人)によって考え方や支援にバラつきがある。障がい相談支援事業所でも同様に全体の方向性や支援が統一できるよう、足並みをそろえる必要がある
- ・地域包括支援センターが総合相談機関として定着してきているので、新たな体制となることで住民の混乱を招く可能性がある

一般相談支援事業所

- ・相談窓口の一本化と、それに対応できる人材の育成が必要
- ・市役所は敷居が高いと感じる方も多いため、身近な地域に総合相談窓口があることが望ましい
- ・エリアを中学校区程度のコンパクトな範囲にして、官民協働で動いていくと事業所も協力しやすいのではないか。
- ・1人で他分野の相談を受けることは難しいと思うので、1箇所に各分野の専門職が集まっている形が望ましい(2)
- ・相談窓口をエリアごとに配置して担当制にする構想が良いかどうかは不明。
- ・エリアで相談窓口を分けるのであれば、そのエリアに事業所がある形が望ましいが、各エリアに事務所を構え直すのはすぐには困難だと思う
- ・エリアごとに相談窓口を分けた場合、各事業所で関わっているケースの引き継ぎが課題となる。
- ・エリアごとに相談機関を置く場合、エリアの分け方と事業所のバランスはどうするのか疑問
- ・地域包括支援センター、一般相談支援事業所、どちらにも言えることだが、顔の見える関係ができても職員が人事異動で交代してしまうため、事業所や法人として交流をもてるような機会が必要
- ・必ず誰かが在中しているような人員配置が必要
- ・地域包括支援センター、障がいの一般相談支援事業所、子育て相談窓口が共同して情報交換できる会があれば、エリアごとに相談機関を置かなくても済むのではないか。
- ・基本的な法律や体制が異なる中、総合相談体制の構築は難しいと感じるので慎重に動く必要がある。実現にはある程度時間がかかるかもしれない。
- ・障がいの分野はエリア担当制でなく、高齢分野の支援を一緒にしているセンターはほとんどないため、エリア担当制には戸惑いがある。
- ・障がい分野は「選択できる」所からスタートしているので、エリア担当制はしっくりこない。
- ・現在受け持っている数百件のケースをエリア担当制に移行するのは困難。かなりの手間や時間がかかると予測される。
- ・包括的支援体制を求められるのであればそれなりのスキルが必要となるが、その際は職員の待遇に

- 関する保障をきちんとしなければ、モチベーションの維持ができない
- ・地域包括支援センターのような連絡会や合同研修会があると良い。
 - ・総合相談体制に向かうためには、まずそれぞれの専門分野の質を高めることが必要。
 - ・障がいと高齢、両分野の知識をもっていることはいいが、支援をミックスさせてしまうことで給付決定の協議も不要になってしまふことが懸念される。
 - ・障がい者の自立は「一個人としての自立」である。総合相談体制ができることでその考え方がないがしろにならないようにしたい。
 - ・地域包括支援センターも一般相談事業所も、事業所ごとの取組に格差がある。まずは事業所間の格差を埋めることが必要であり、行政は支援の質が伴わなければ委託しないという姿勢でいてもらいたい。

■その他

地域包括支援センター

- ・総合相談窓口として包括職員が知っておくべき、各専門分野の研修を企画し、継続的に知識向上につながるような支援をして欲しい(2)
- ・テレビ会議やＩＣＴなどを活用して、経過記録や情報共有、連携がスムーズに行えるシステムがあると良い

一般相談支援事業所

- ・65歳到達時の介護保険制度への切り替えは、まずは行政が本人・家族へ通知や説明を行う必要がある
- ・要保護児童対策地域協議会にあげたケースについて、その後の進捗状況等を伝達してほしい。
- ・自立支援協議会に県（西部福祉保健局）にも積極的に関わってもらいたい。他の市町村の情報提供などを受けるなど連携したい。
- ・身近な地域で相談できる体制が整っていくのは当事者にとっても安心だが、支給決定の考え方方に市町村によって格差ができないようにしなければならない。
- ・制度や仕組みを変えたいとき障がい者サービスは自立支援協議会と一緒に考えていくことができるが、介護保険制度は保険制度だからか、実情に応じた柔軟な対応ができていない。
- ・介護保険制度も現場のケアマネージャーの意見を反映させるような仕組みやしっかりと情報伝達を行うことが必要。
- ・当事者の自立をどう考えるか、介護保険での考え方についても議論していく必要がある。
- ・介護保険はサービスをどう組み合わせるかが中心で、資源を開発する、改善するという考えが弱いと思う。
- ・介護保険でケアマネージャーの声を拾い上げて代弁する役目を包括支援センターにしてほしい
- ・介護保険制度にも、自立支援協議会のような現場と行政が意見交換しながら制度やサービスを変えていくような場が必要。
- ・日常生活支援総合事業をもっと使いやすい形にしていくべき。
- ・障がい、高齢と複合して課題を抱えている世帯について、高齢分野の支援についてやり取りをするのは負担感が大きい。
- ・これから指定特定のセンターをどう育てていくかが課題だが、そこが複合的な課題を抱える世帯の支援を担ってほしい。
- ・子どもから高齢者まで困難事例を含めて対応している中で、委託事業でどこまでを業務として行わなければならないのか疑問に感じている。
- ・地域への理解の促進が必要だが、研修に参加される方は既に意識が高い方であり、来られない方に対する働きかけが必要。
- ・災害に備えて、地域に住む障がい者について情報がほしいと民生委員・児童委員より言われることがある。
- ・地域で暮らす障がい者について、多様性を認め合う意識が育っていくことを地域住民に期待する。
- ・支援センターも障がい者にばかり目を向けてしまうが、地域住民の理解を得るために一般の住民にも目を向けて活動しなければならない。

(4) 地域福祉ワークショップで出された意見

【第1回 未成年の部】

グループワークで取り組んだ課題

- ①就職するときに県内に残ってもらうには
- ②県外に出ていった若者にどうやって戻ってきてもらうか
- ③地域活動の担い手をどうやって増やしていくか
- ④地域の子どもからお年寄りまで、どうやって多世代の交流を促していくか

■各課題に対する取組のアイデア

①就職するときに県内に残ってもらうには

＜企業（就職先）●＞ ※●がついた見出しやアイデアは、発表の際、参加者から評価されたもの

- ・有望な企業（海外とも関連）があればいい
- ・企業を生み出す環境をつくる●
- ・就職先を増やす

＜企業のPR＞

- ・県内の企業がもっと PR する
- ・労働条件の良い企業のアピール

＜企業の進出＞

- ・その場所でしかできない特徴を持った会社をつくるべき
- ・県内に大手企業の支店を増やす
- ・県内に大手企業の本社をもってくる
- ・米子の方が地価が安いので、会社をもってくる

＜職場環境 UP＞

- ・県内の職場の空気を良くする
- ・県内に就職したらお金 UP

＜職場づくり＞

- ・大企業を県内へ誘致する
- ・若い世代向けのお店を建てる
- ・魅力的な職場をつくる
- ・有名建築家の会社を建ててほしい
- ・企業を誘致する（できれば高専近く）→学校と企業のコラボ
- ・大学を建てる（県内）
- ・研究機関をつくる（それに関連した企業が来る？）

＜新しくつくる＞

- ・県内の大学を増やす
- ・大企業の工場に来てもらう
- ・県をもっと盛り上げてたくさんの就職先をつくる
- ・映画の舞台とかで米子を発信し、若者に「聖地巡礼」として来てもらう●●

＜大学をつくる＞

- ・もっと色々大学をつくるべき
- ・そもそも他に比べて自分の学びたいことを学べる大学などが少ないので、大学をつくる

＜学び＞

- ・有名な先生方を呼ぶ
- ・大学を増やす

＜環境づくり＞

- ・交通が良いところをもっと発展させてほしい（日吉津イオン、鬼太郎ロードなど行きづらい）
- どこに行つていいか分からない

- ・働きやすい環境づくり（例えば自然の豊かさをアピールするなど）

- ・起業しやすい環境をつくる（補助金など）

＜魅力ある地域づくり＞

- ・就職したい企業などの場所を整える
- ・地域の発達度合を揃える
- ・空き地や廃商店街を再利用した商業施設をつくって米子市を活性化する

＜学生に知つもらう＞

- ・米子市のことを持つと知る
- ・他県にない良さを売り出していく
- ・高校や大学などの学校と、就職できる企業の結びつきを強める
- ・鳥取県の企業の魅力を学生に伝える（テレビや広報誌で）
- ・県内企業だけの説明会を高校や大学で開催する
- ・就職したい人たちに県内企業のパンフレットを渡す

＜宣伝●＞

- ・どんな会社がどんな人材をどんな条件で求めているのかをすぐ分るようにする(ネット、学校に詳しく)
- ・ネットで調べて簡単にどんな就職先があり、どんなことをしているか分かるようにする
- ・働きながら子育てしやすいのアピール ・専門分野を学んだ人が働ける職場をピックアップする
- ・どんな会社があるか分からない(高専) →学校で地域企業を紹介する
- ・県内の職場を知る機会を多くする ・企業が学校に行って講演を行う●

<アピール>

- ・具体的なデータを示す ・(地元の)就職先のことを知れる機会をつくる
- ・宣伝の仕方を工夫する(日本一の部分のアピール) ・災害の少なさのアピール
- ・地元の事をもっと知ってもらう ・手軽に見学会等を行える

<企画系>

- ・新鮮なイベント ・何年か県内で働いたらお金がもらえる

<人に聞く>

- ・県内で就職されている方の話を聞く● ・県内就職の良さを若い人達に教える

<主要な施設>

- ・鳥取駅を大きくする ・アリーナをつくる(空き家をつぶす)

<見出しが付かなかったアイデア>

- ・教育を充実させる● ・地域で就職する人たちをサポート● ・汽車の数を増やす

②県外に出ていった若者にどうやって戻ってきてもらうか

<子育て世代の移住>

- ・マイホームを建てやすくする● ・公立の幼稚園を増やして欲しい●

<子育て●●●>

- ・子育てしやすい環境をつくる ・子育てに力を入れる ・幼稚園などに簡単に入れるようにする
- ・町の人たちが共同でできる事を増やす

<住みやすさ>

- ・災害の少なさをアピールする ・保育園を増やす ・介護しやすい環境づくり
- ・子育てしやすい県、市にする

<サービス>

- ・病院を増やす ・介護負担を減らす ・Uターンした人にサービスを行う●

<地元の魅力>

- ・伝統的工芸品をもっとアピールして、地元にしかない産業を宣伝する
- ・魅力的な企業があるようにする ・鳥取県ならではの魅力のある企業をつくる

<地元の魅力>

- ・家賃激安集合住宅などを考える ・若者が働きやすい職場を増やす ・高い給料が欲しい
- ・米子の企業の福利厚生を他企業より充実させる

<仕事>

- ・魅力的な職場を増やす ・ホワイトな職場を整備する ・給料の高い企業を誘致する
- ・大企業を誘致する

<企業>

- ・お店を増やす ・大手企業を増やす ・収入が増えるようにする

<施設>

- ・便利な商業施設を増やす ・新しく魅力的な施設を増やす

<若者>

- ・若者が好きなお店を呼ぶ ・美味しいお店をつくる ・タピオカドリンクのお店をつくる
- ・パンケーキのお店 ・遊び場所が欲しい

<交通●●>

- ・路面電車
- ・手軽に移動できる交通手段を増やす●

<新しい取組>

- ・Uターンした人は税金が安くなる
- ・成人式のように「〇代の米子市出身の人」が戻ってきてもらうようなイベントを開く

<娯楽>

- ・米子で遊べる場所を増やす ・ヒーリングスポットを増やす
- ・自然を売りにしたレジャー施設をつくる●

<イベント>

- ・遊園地をつくる ・テーマパークをつくる
- <テレビ>
 - ・自虐CMを作る ・YouTubeを活用する
- <通信>
 - ・通信環境を整備する ・米子にいても本社とスムーズに連絡をとれて、仕事ができるようにする
- <最新系>
 - ・VRゲームなどを売りにする ・最新のものを取り入れる
- <芸能人>
 - ・芸能人を呼ぶ（橋本環奈、吉沢亮など）
- <縁>
 - ・縁を増やす ・公園を整備する ・縁をテーマに特徴的、象徴的な公園をつくる ・植林活動をする
- <見出しが付かなかったアイデア>
 - ・汽車を増やす● ・遊べるもの増やす、テーマパークなど ・少し変わった流行を仕掛ける
 - ・第2次産業を増やす ・懐かしさを感じられるようなイベントを開く●●●
 - ・米子に新幹線をひいて米子に来やすくしてもらう（Uターンとして）
 - ・「ないものねだりではなく、あるものさがしをする」→米子の会社（観光）●

③地域活動の担い手をどうやって増やしていくか

- <きっかけ>
 - ・何回か参加したら賞がもらえる→就職に使える ・地域活動で有名人に加わってもらう
 - ・参加したらスタンプがもらえて、たまつたらプレゼント
- <参加する>
 - ・学校などの団体で地域活動に参加してみる ・学生が興味を持つような地域活動をする
 - ・地域で何をやってるか分からない→学校で参加→実際にやってみる●
 - ・強制参加→その中で楽しさを見つけていく
 - ・コミュニティに入れないと人の交流が必要→関わる場を作る
- <参加方法>
 - ・見守り等の高齢化→当番制にしてみる ・参加している人が誘う→高齢の方は孫を誘うなど
- <宣伝●>
 - ・地域活動の様子を地方のテレビや新聞で取り上げる ・学校などで宣伝する
 - ・地域で何をやってるかわからない→ポスターやチラシなどでお知らせする ・施設に貼る
 - ・高校などに配る ・パンフレット（どんな活動があるか分からない）
 - ・それをすればどのような効果があるのか、目的を明確に宣伝する●
 - ・地域活動の重要性を学校で教える ・自分もお世話になっていることを知る
- <体験>
 - ・祭り運営などお試し企画をしてみる ・自分達で祭りをしてみる（新・旧）●
- <地域活動をするための地域活動>
 - ・地域のゴミ拾いランキングをつける ・不便な点をすぐに改善できる街にする
 - ・ゴミ箱（町中に置く）のデザイン選手権をして、良いアイデアは採用する●
 - ・新しい活動の案を集めて毎年新しい企画をする
 - ・地域活動にプラスになるようなことを、学校ごとに応募してもらい採用していく●
- <地域を活かす>
 - ・地域活動している人は跡継ぎを見つける ・地域間でのつながりを活かす
- <ボランティア自体の魅力の向上>
 - ・友人となら楽しい→ペアワークで競争など
 - ・出会いが欲しい高校生も多いので、そこへ向けてアピールする
- <対価●●>
 - ・有料にする
 - ・米子のおいしいご飯が食べられる券をあげる
 - ・ボランティアに一番多く参加した人が結構良い物がもらえる
 - ・ボランティアに多く参加した人はテレビや新聞などで取り上げる
 - ・（音楽フェスなど）イベントの参加資格をボランティアにする
- <地域施設●●●>
 - ・子どもが行きやすい公民館にする ・公民館の一部をガラス張りにして活動見えやすくする
- <企業>

- ・企業のプロジェクトのようななものに取り入れる
- ・入りたい企業主催でインターンを実施する

<学校>

- ・達成感をひとまず味わってもらうために、学校やクラス単位で1回体験参加
- ・学校の取組で地域活動をする

<見出しが付かなかったアイデア>

- ・自分もお世話になっていることを知る（大切さ、身近さを知る）
- ・テレビ、映画などの舞台にする

④地域の子どもからお年寄りまで、どうやって多世代の交流を促していくか

<看護・保育>

- ・多世代が安心して集まれる場所づくり
- ・看護にアルバイト制度
- ・保育園、幼稚園を利用したイベント

<地域イベント>

- ・商店街を活性化する（商店街で路上ライブなど）●
- ・学生の小遣い稼ぎ
- ・土曜夜市復活●
- ・若者のチャレンジショップ
- ・お祭り
- ・バザー
- ・鳥取全体で
- ・ポイ捨てされたゴミが多いと感じたので、みんなでゴミ拾い大会
- ・運動会など多世代が関わりやすいイベントをつくる
- ・伝統的なお祭りなどで交流を増やす
- ・外に出るきっかけをつくる（イベントなど）
- ・イベントをひらく（介護施設などでお年寄りと若者が交流できるイベントなど）
- ・保育園、幼稚園にお年寄りを招いて交流するイベントをする（ちまき作り、もちつき、うたあそびなど）

<交流>

- ・学校での行事に交流の場を設ける
- ・交流できそうな施設をつくる（休憩スペースなど）
- ・ご近所付き合いをちゃんとする

<お年寄りから子育て世代へ>

- ・妊娠さんや子育て中の母さんに、地域のおばあちゃんなどが子育ての知識を伝える機会を設ける●
- ・退職したおじいちゃん、おばあちゃんに、仕事をしている人たちの子どもの面倒をみてもらう施設をつくる●

<お年寄り×子どもたち>

- ・小学校や幼稚園などの近くに老人ホームをつくる
- ・老人ホームの近くに広場や公園をつくる

<チャンス>

- ・地域の人と交流するための休日をつくる●
- ・学校がもっと地域と関わるようにしてほしい

<意識改革>

- ・新しい取組をポジティブに
- ・若者の意見をしっかり聞いてほしい

<見出しが付かなかったアイデア>

- ・もっと人が外を歩けるように、歩きたくなるような場所にする●

【第2回 若者から中間年齢層の部】

グループワークで取り組んだ課題

- ①福祉の担い手の確保と育成
- ②多世代・多分野・官民の協働
- ③住民への情報提供、相談支援体制の整備
- ④住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

■各課題に対する取組のアイデアと効果・実現性（各5点満点）での評価による表

①福祉の担い手の確保と育成

効果	実現性	合計	アイデア
5	5	10	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく住まれた方に、生活に必要な情報提供(ゴミ出しルール等) ・まず、存在をたくさんの中年層に周知する ・かっこいい伝え方、魅力ある伝え方 ・楽しい社会活動にする ・ネットの活用 ・どんな活動をしているのか（見学とか）
5	4	9	<ul style="list-style-type: none"> ・プロボノ（スキルを活かしたボランティア）の参加 ・退職した女性の活用
4	5	9	<ul style="list-style-type: none"> ・若いうちにボランティア参加の機会を ・「福祉」と言わない ・簡単な関わり合いから（例 学生→お祭りボランティア） ・男性はお願意に弱い
4	4	8	<ul style="list-style-type: none"> ・何をしてほしいのか明示して ・期間、時間を決めて
5	2	7	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から無作為で抽出した住民による話し合いの場を持つ ・福祉人材の、他業種への参加の機会 ・退職した男性の再教育 ・自治会加入特典 ・1人でやっていることを単純に2人にする（世代は分ける）
4	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代→子ども関連の活動から ・地域に在住促進
5	1	6	<ul style="list-style-type: none"> ・学生や若者の企画、立案 協働 ・福祉専門職の待遇改善 ・地域ファシリテーターの配置、人材発掘屋
4	2	6	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入 ・若い世代も地域活動に参加できる仕組みづくり 時間的余裕が欲しい ・中年期に社会活動 ・地域福祉を担う人に地域最大の福利厚生を ・地域の困りごとを出し合う会を各自治会で開催する ・たまり場づくり
3	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの正確な必要数 データを知りたい
4	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な福祉の副業

②多世代・多分野・官民の協働

効果	実現性	合計	アイデア
5	4	9	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉」という言葉を使わない
4	5	9	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント企画 ・ごみ拾い（身近な関わり）のエンターテイメント化 ・週末援農（第二のふるさと） ・ちびっ子と高齢者を結び付けてイベント（もれなく親世代、高齢者支援の人も集まる）
5	3	8	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなでやらない ・前例主義をやめる ・協働窓口の開設
4	4	8	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代も参加できるよう、時間の余裕があると良い 地域活動に参加するとポイントがもらえるなど特典もあるといいかも ・寺でマインドフルネス ・寺で精進料理 ・スキマ時間の活用
3	5	8	<ul style="list-style-type: none"> ・焼肉パーティー ・地引き綱 ・具体的にやってほしいことを明示 ・高齢者と子どもの交流（自治会の子ども会への関わり） ・子どもと一緒にできること ・期間を決めて誘って ・子ども忙しい！→一緒に活動できること
4	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・官民互いを理解する ・空き家の活用→コミュニティースペース ・市役所（行政）と民間の役割分担（市職員が頑張り過ぎない） 市が予算、企画（協働）→NPOが実行 ・交流の場、それぞれの目的を果たせる場 たまり場、人材募集 ・お金のある官、フットワークのある民 意見（アゲア）は民に、お金は官に
3	4	7	<ul style="list-style-type: none"> ・プロボノ（スキルを活かしたボランティア）をまきこむ ・NPOを活かす そこを通して予算GET ・情報発信の仕方の工夫 SNSなどを使った情報発信が多世代、多分野に広がる ・無作為抽出により人材を発掘する
4	2	6	<ul style="list-style-type: none"> ・多セクターの若手社員と地域課題をテーマに協働開発プロジェクト
3	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・退職男性の再教育 ・既にそこにいる若い世代の活用 ・複業 福祉 ・それぞれが求めるものは？学生、社協、企業、行政、NPOなど
1	5	6	<ul style="list-style-type: none"> ・インスタグラム活用 ・コミュニティに入ってきた人の意見を聞く ・役割分担
3	2	5	<ul style="list-style-type: none"> ・映画をつくる
2	3	5	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の有名人 ・マッサージを加えた交流の場をつくる
1	4	5	<ul style="list-style-type: none"> ・家にいてもできること
2	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇

③住民への情報提供、相談支援体制の整備

効果	実現性	合計	アイデア
5	5	10	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板 ・フリーペーパーで周知をはかる ・よくある困りごとに対しては、あらかじめ冊子を作り、各家庭に1冊ずつ配る ・スーパー や カフェなど利用できるサービスのポスター や 資料を置いて、いつでも見れるように
5	4	9	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントを開く ・もっとインターネットを活用する
5	2	7	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の人を配置（守秘義務を守れる人） ・専門職がいる相談機関の情報提供 公民館、学校などに周知する
4	4	8	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場 ・寺社 ・お寺でワークショップ ・公民館に行けば全ての情報がわかる ・気軽に行ける感じで、定期的に相談できる日を設けてあれば、都合が良い時に行ける（休日、夜など） ・Q&A（こんなとき→ここへ）
4	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者→ケアマネージャー等と連携をとる
4	2	6	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者研究の場
3	4	7	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアンケートの開示、説明
3	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったことがある時に（何でも）相談できる専用のTEL番号をつくる
3	2	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりピアソーター
2	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・口コミ→ツイッター、ライン ・食べログ→相談して良かった

④住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

効果	実現性	合計	アイデア
5	4	9	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園行事として高齢者と関わっていく
4	5	9	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単な遊び、運動ができる場の確保
4	4	8	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の活動に地域の参加（運動会、参観日） ・高齢者と子どもの交流 親も参加して3世代交流できるイベント ・外から見やすい ・情報が得られる場 ・自治会に加入していないなくても情報が入手できる仕組み
5	2	7	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会館の整備 ・「入りやすい」をデザインする ・常時、誰かがその場所におり、相談に応ずる体制
4	3	7	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心としたイベントを行う ・地域の特性を活かしたイベント ・Q. どうしたらいろんな人が集まる？
3	4	7	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点としての公民館の広報の充実 ・在宅福祉員の長浜さん化計画 ・地域福祉ファシリテーターの育成
5	1	6	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝にも管理される人がいてくれる ・まちなかの飲食店でワークショップをやる（すでに”人”がついている場所で）
4	2	6	<ul style="list-style-type: none"> ・年寄りが歩いて行ける距離の拠点を設ける ・公民館のハード面の整備が必要 ・公民館の使いやすさ ・バリアフリー（ユニバーサルデザイン不足） ・拠点は簡単な料理ができる設備が要 ・既存組織（シルバーセンター等）の連携拠点
3	3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる企画、ネーミング ・地域スポーツ×福祉、教育×福祉、企業×福祉 ・子どもだけでも気軽に行けるようにする（入りやすい） ・知らない人でも気軽に行けるところ
4	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの放課後や長期休みに気軽に集まって過ごせる場所 ・JR（指定管理駅舎の活用）
3	2	5	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サービス（ヨコランド、ガリソンスタンド、薬局、病院等）に付随して交流拠点を ・公民館に子どもが遊べる遊具や広場
2	3	5	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートとコミュニティの共存 ・コミュニティカフェのアイデア

【第3回 多世代交流の部】

グループワークで取り組んだ課題

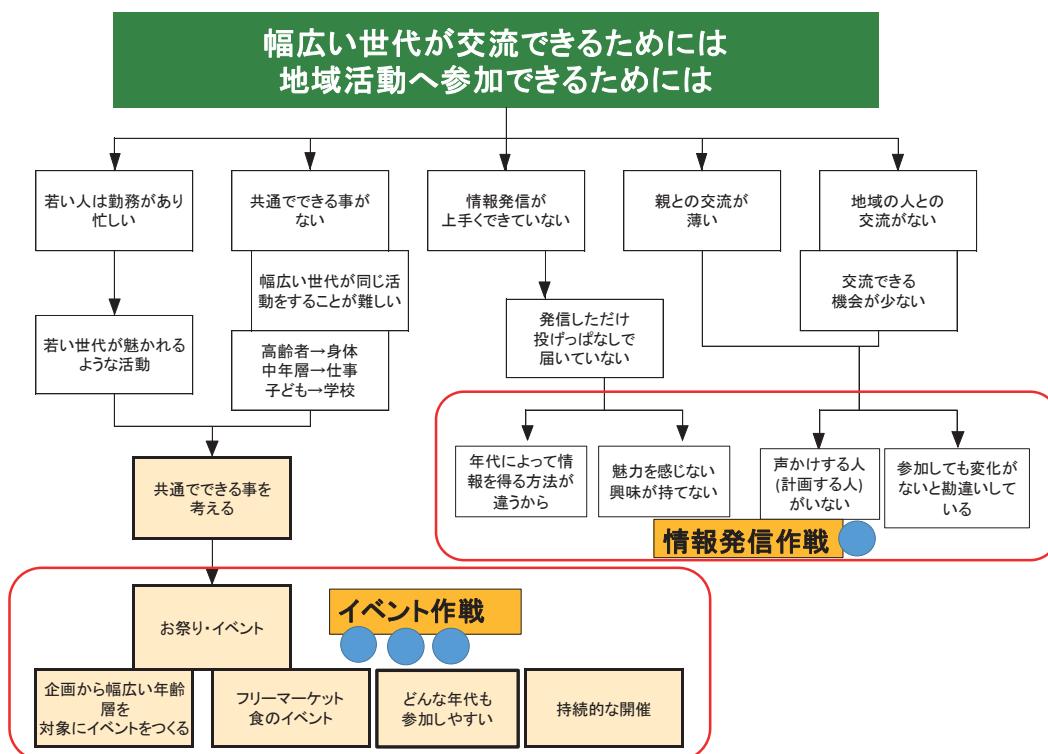
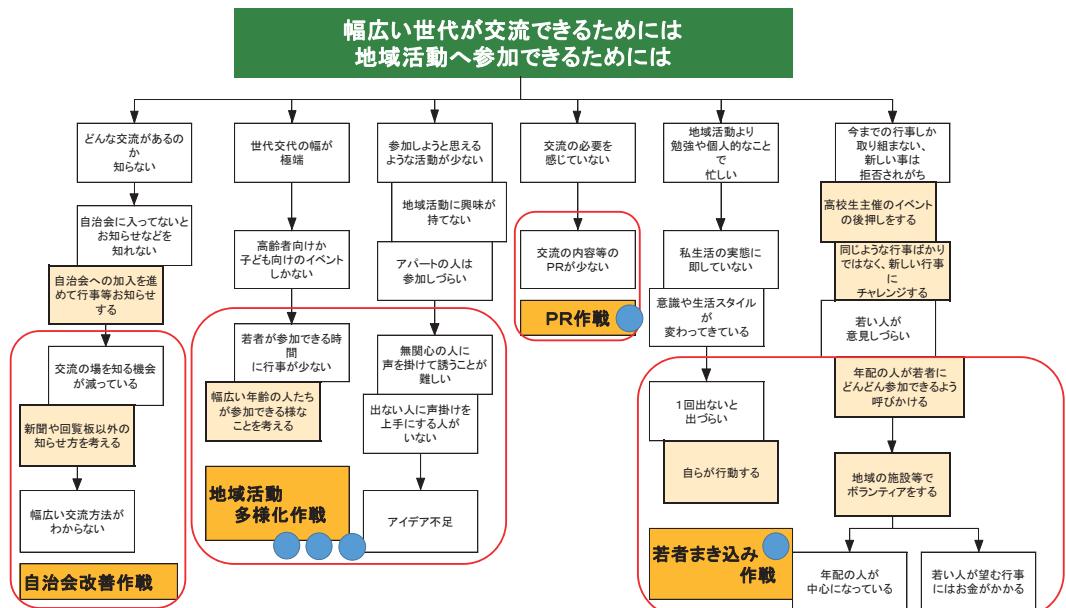
- ①幅広い世代の交流や地域活動への参加を促進するには
- ②公民館をもっと上手に活用するには

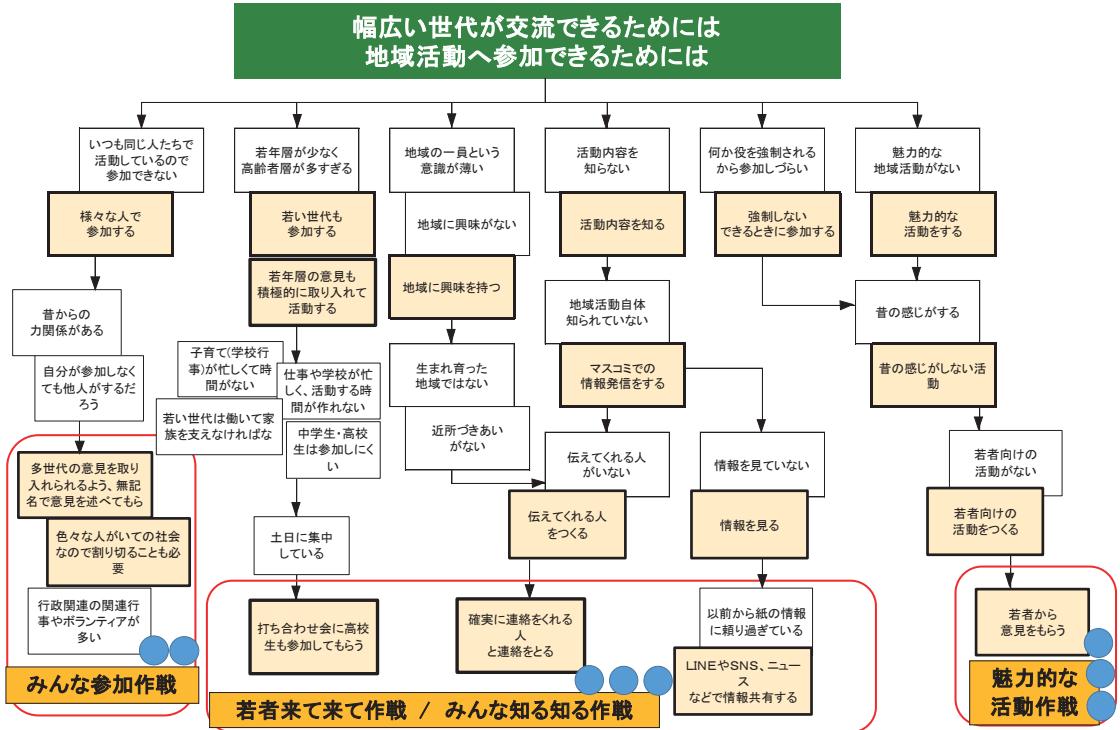
■各課題に対する原因の意見出しと原因の掘り下げ、その原因に対する改善の手段の意見出し、手段のネーミング（〇〇作戦等）、手段（〇〇作戦）の評価表（効果・コスト・スピード・継続性・心的負担の面をそれぞれ5点満点で評価）

- ①幅広い世代の交流や地域活動への参加を促進するには

 ：課題に対する原因 ：原因に対する改善の手段 〇〇作戦：作戦名

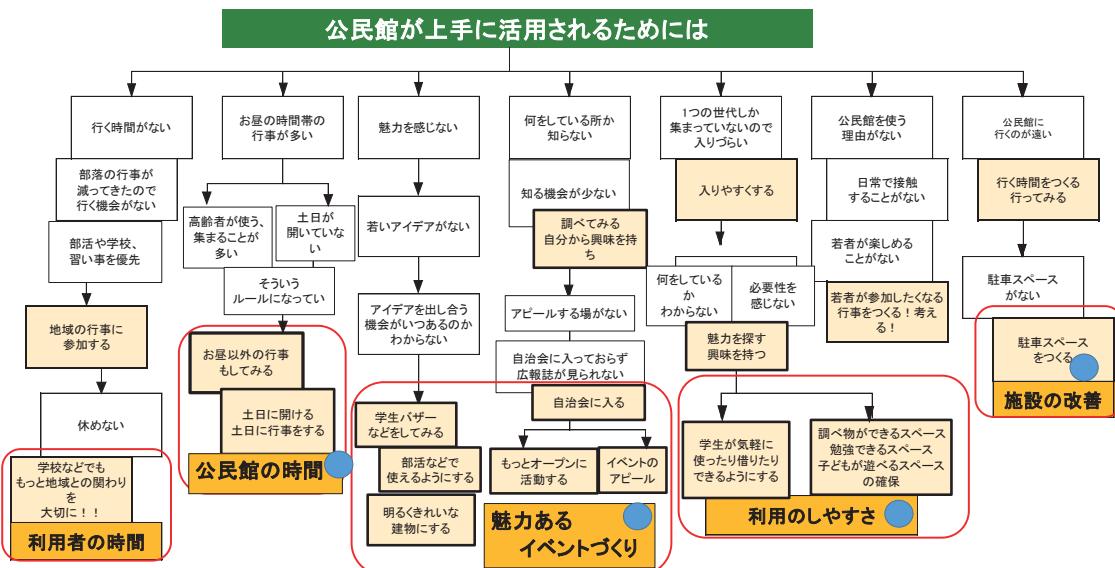
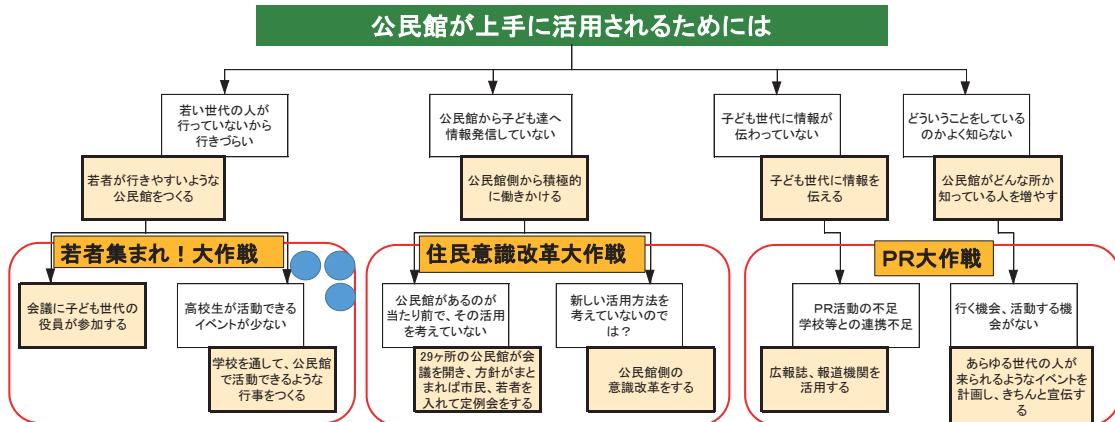
※●がついた作戦は、発表の際に参加者から評価されたもの

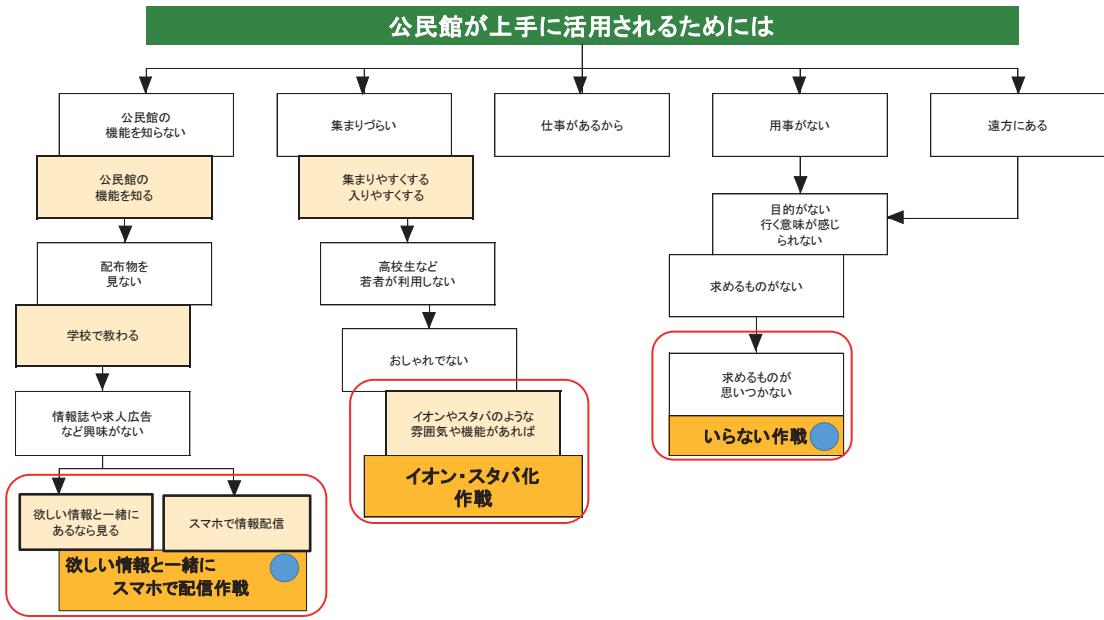




	情報発信作戦	若者来て来て作戦 みんな知る知る作戦	PR作戦	魅力的な活動作戦	地域活動多様化作戦	みんな参加作戦	自治会改善作戦	イベント作戦	若者まき込み作戦
効果 目的に直結している	2	4	4	4	3	4	4	4	4
コスト お金がかかるない	4	4	2	4	4	3	4	1	1
スピード すぐに実施できる	4	3	4	2	2	2	1	4	2
継続性 無理なく継続できる	4	3	4	3	4	4	4	1	3
心理的負担 実施する意欲がある	4	4	3	4	3	3	2	4	4
総合評価	18	18	17	17	16	16	15	14	14

②公民館が上手に活用されていない





	欲しい情報と一緒にスマホで配信作戦●	PR大作戦	若者集まれ！大作戦●●●	利用のしやすさ●	住民意識改革大作戦	公民館の時間●	施設の改善●	魅力あるイベントづくり●	利用者の時間	イオン・スタバ化作戦	いらない作戦●
効果 目的に直結している	4	4	3	4	3	3	4	4	2	2	
コスト お金がかかるない	4	4	4	4	4	2	1	1	4	1	
スピード すぐに実施できる	3	3	3	2	2	1	1	1	1	1	
継続性 無理なく継続できる	4	4	3	3	4	4	4	1	2	2	
心理的負担 実施する意欲がある	4	3	3	3	2	2	1	3	1	1	
総合評価	19	18	16	16	15	12	11	10	10	7	

3 計画策定委員会の概要

(1) 計画策定委員会委員名簿

任期 平成30年7月4日から令和2年7月3日まで

区分	氏名	所属	備考
学識経験を有する者	加川 充浩	島根大学人間科学部福祉社会教室 准教授	委員長
	吉岡 伸一	鳥取大学医学部保健学科地域・精神看 護学講座 教授	副委員長
保健又は福祉に関係する 団体を代表する者	手島 仁美	米子市地区社会福祉協議会長連絡会	
	中曾 登志子	米子市民生児童委員協議会 会長	
	福景 順一	米子市自治連合会 元会長	
	安木 達哉	もみの木家族会 会長	
	中村 富士子	米子市ボランティア協議会 会長	
	足立 京子	米子市地区在宅福祉員代表者連絡会 会長	
福祉サービス事業者を代 表する者	廣江 仁	社会福祉法人養和会 理事長	
	藤澤 幸恵	NPO 法人えがおサポート 代表理事	
	山中 裕二	NPO 法人山陰福祉の会 理事長	
	井上 徹	社会福祉法人地域でくらす会 理事長	
市長が適當と認める者	三輪 龍介	鳥取県西部中小企業青年中央会 元会長	
	池田 千鶴枝	米子市児童発達支援センターあかしや 元園長	
	吉野 立	(公募) 公益社団法人 認知症の人と 家族の会鳥取県支部 代表世話人	

(2) 計画策定委員会設置要綱

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する米子市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）並びにその理念及び計画を実行し及び実現するために策定する米子市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案について検討を行うとともに、地域福祉計画及び活動計画に係る取組の状況の整理等を行うため、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画及び活動計画の案についての検討
- (2) 地域福祉計画及び活動計画に係る取組の状況の整理
- (3) 地域福祉計画及び活動計画に係る取組における問題点の分析

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健又は福祉に関する団体を代表する者
 - (3) 福祉サービス事業者を代表する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、委員に委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
 - 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会は、特定の事項について検討をさせるため、必要に応じ、分科会を設けることができる。

- 2 分科会に所属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 分科会に、分科会長及び副分科会長1人を置き、当該分科会に所属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、分科会において協議した結果を委員長に報告しなければならない。
- 5 第4条第2項及び第3項の規定は分科会長及び副分科会長について、前2条（第5条第2項を除く。）の規定は分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱（以下「改正前の要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱された米子市地域福祉計画策定委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日に、この要綱による改正後の米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第2項の規定により米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「新委員会」という。）の委員に委嘱されたものみなす。この場合において、当該新委員会の委員に委嘱されたものみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における改正前の要綱第3条第2項の規定により委嘱された旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 新委員会の委員の数については、前項の規定により新委員会の委員に委嘱されたものみなされる者の任期が満了する日までの間は、改正後の要綱第3条第1項中「15人」とあるのは、「25人」とする。

4 用語集

用語	項	説明
あ行		
あいサポート条例	34	「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の愛称。障がい者が暮らしやすい社会をつくるために必要な、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割、障がいの特性に応じた取るべき対応や取組を具体的に示している。
あんしん賃貸支援事業	70	専任のあんしん賃貸相談員が、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、低所得者等の賃貸住宅等への入居を希望する人の相談を受け、入居を支援する事業
いきいき健康ライフ教室	68	健診結果で、脂質・血圧・血糖値・肥満のいずれかが要指導だった40歳から64歳の市民を対象に、体力測定、ストレッチ等の実技、個別の運動・栄養処方、健康講義などを実施する事業
一般相談支援事業所	26、36、57、58	障がい者の基本的な生活相談に加え、施設や病院等に入所・入院している人の地域生活への移行や、地域生活の継続に関する支援を行う事業所
いのちの電話	50	訓練を受けたボランティアが、様々な困難や危機にあって孤立したり、自死を考えている人に対し行っている電話相談活動
SIB	45	「ソーシャル・インパクト・ボンド」の略。官民連携の仕組みの一つで、行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に社会的課題の解決に資する事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う方式
NPO	31	「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。
エリア	36、37、38、39、57、58	本市の地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案して、7つ程度に区分される福祉圏域
エリアネットワーク会議	38、77	支援関係機関で構成される会議で、複雑、複合的課題を抱えた世帯に対する多機関協働による支援の検討等を行う。
えんぐるり事業	45	鳥取県社会福祉協議会が中心となって、県内の複数の社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」として、深刻な生活課題や既存の制度の対象とならない事案の解決に向けた総合的な相談支援を行う事業
か行		

介護支援ボランティア制度	56	市内在住の65歳以上の高齢者が、介護施設などで話し相手、散歩の補助、草刈り、レクリエーションの手伝いなどのボランティア活動を行う制度。1時間程度の活動で1ポイントが付与され、1ポイント100円として、年間最大5,000円まで換金できる。
用語	項	説明
ゲートキーパー	51	専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることが期待される人
健康寿命	34、67	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
合計特殊出生率	19	その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（出生数／女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標
合理的配慮	34、54、55	障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度な負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮の提供は、行政には義務づけられ、民間事業者は努力義務とされている。
高齢化率	12、13、14	総人口に占める65歳以上人口の割合
こころの広場	68	精神障がい者の社会参加を促進するために、月に1回実施している、レクリエーション等の交流活動の場
子ども食堂	2、35、47	子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、居場所を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。
こども総合相談窓口	35、60	米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある、妊娠婦、子どもとその家族や関係者を対象に、困り事や悩み事などの相談すべてに対応する窓口。利用者の視点に立った、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談援助を行う。
コミュニティ施設整備費補助金	47	市民による、自治会活動やコミュニティ活動の基盤となる環境作りの支援を目的に、コミュニティ施設（集会所、スポーツ広場、放送施設等）の新設、増改築等を行う自治会等に対し交付される補助金
コミュニティスクール	35	学校と保護者や地域住民が協力して学校運営に取り組み、地域の声を積極的に生かしながら、地域と一緒に特色ある学校づくりを進めていく仕組み
コミュニティビジネス	45	「ソーシャルビジネス」のうち、地域的な課題に特化した事業活動
コミュニティソーシャルワーカー	37、38、57、58	地域の活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、困難を抱えている人の支援を行う専門職
コミュニティワーカー	37、38、43、57、58、68	地域のプラットフォームを構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組む専門職
さ行		

災害時要援護者台帳	48、49	非常時における避難行動の支援を円滑に行うことを目的として、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）の同意を得て必要な情報を登録した台帳。平常時から自治会、自主防災組織、消防団等の支援者に提供している。
在宅福祉員	22、24、31、43、53、71	市社協会長が委嘱するボランティア活動員。市内に約800名を委嘱し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などを定期的に訪問し、見守り活動を行う。
用語	項	説明
支え愛マップ	48、49、53	平常時の見守りや災害時の避難支援を目的として地域住民が主体的に作成する、支援を必要とする者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図
支援会議	60	市町村等が、生活困窮者の自立支援を図るために、関係機関等と情報交換等を行うために組織する会議
自主防災組織	25、48、49	災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消火活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の自主防災組織。主に自治会単位で結成される。
自治会加入率	21	総世帯数に占める自治会加入世帯数の割合
自治連合会	24	自治会の連合組織。各公民館区域に置かれた「地区自治連合会」は、自治会相互の連絡調整のほか、公民館と協力して地区内の各種事業などに関わり、地区自治連合会長が常任委員として運営する「米子市自治連合会」は米子市の自治会全体の取りまとめ役を担う。
市民後見人	65、66	弁護士や司法書士などの資格はもたないが、講習等で成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた親族以外の市民による後見のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。
社会福祉法人連絡会	45	市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う会議。福祉課題の解決に向けた法人同士の協働の取組につながることが期待できる。
障害者手帳	18	障がいのある人が取得することができる手帳の総称。「身体障害者手帳」（身体障がい）、「精神障害者保健福祉手帳」（精神障がい）、「療育手帳」（知的障がい）の3種類がある。
食生活改善推進員	68	食を通して地域の健康づくりを行うボランティア
生活困窮者自立相談支援事業	20、60	生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上で、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。米子市は市社協へ委託している。
生産年齢人口	14	15歳以上65歳未満の人口。労働力の中核として想定される年齢層
精神保健福祉士	27	精神障がい者の抱える生活問題、社会問題の解決のための援助や社会参加に向けての支援活動を行う専門職

用語	項	説明
た行		
たすけあい金行	60	市社協が実施する、生活保護申請者を対象に、保護決定後、第1回目の生活保護費が支給されるまでの間の生活費の貸付を行う事業
縦割り	1、26、59	制度や分野ごとに組織の管轄が分かれ、上下（縦）の関係を中心に組織が運営されることにより、多分野との連携が図られないこと。
団塊世代	14	第一次ベビーブームが起きた時期（昭和22年から昭和24年の3年間）に生まれた世代で、人口ボリュームが突出している年齢層
地域活動支援センター	47、56	障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設
地域共生社会	2、4、5、31、33、40	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域ケア会議	60、62	地域包括支援センターが、医療、介護等の多職種協働による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための資源開発や地域づくり等の社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する会議
地域支え合い推進会議	37、38、77	地域住民や地域に関連する団体等が出会い、互いを高め合いながら、地域課題の解決に向けた取組につなげていくことを目的に、公民館区域ごとに設置される会議
地域診断	68	対象地域についての客観的指標やきめ細かい観察を通して、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

地域における公益的な取組	44、45	社会福祉法によりすべての社会福祉法人に課されている責務。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に對して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」(社会福祉法第 24 条第 2 項)
地域包括ケアシステム	2	団塊世代（昭和 22 年から 24 年生まれの人口ボリューム層）が 75 歳以上となる 2025 年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	24、26、36、57、58、62、64	地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。市内に 7箇所設置設置されている。
用語	項	説明
地区社会福祉協議会	22、24、43	地域住民が相互協力し、社会福祉の増進を目指して市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体で構成されている。
地区少年指導委員	53	関係機関、団体の推薦により市長が委嘱及び任命し、子どもの安心安全のために、地区ごとにまとまって街頭指導や子どもの見守り、安全パトロール、環境浄化活動等を行う。
ドメスティックバイオレンス (DV)	1、63	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力
トリアージ	49	緊急度に応じてケアや移送の優先順位を決めるこ。
な行		
認知症カフェ	56	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、認知症についての相談や学び、交流の場。通称「オレンジカフェ」
認知症サポーター	56	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。
年少人口	14	15 歳未満の人口
ノーマライゼーション	54	障がいの有無、年齢、性別などに問わらず、すべての人の人権が保障され、地域で平等に生活できることが普通の社会であるという考え方
は行		
8050問題	33、59	80代の親と収入がない引きこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題
バリアフリー	55	心身の障がいなどがある人にとっての物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態

ファミリーサポートセンター	55	地域の中で子どもを預かって欲しい人と子どもを預かりたい人が会員になって、相互援助活動を行う有償ボランティア制度。援助内容は、子どもの送迎や預かり、病児・病後児に対応など
フードパートナー事業	60	市社協が実施する、市民、企業、商店等から食材・食品の寄附を募り、生活困窮者へそれらを提供する事業
フードバンク	27	包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、品質には問題は無いが、市場に流通させることができない食品を企業等からもらい受け、必要としている施設や団体、困窮世帯者等に無償で提供する活動
福祉の地域づくり自動販売機事業	43	寄付型自動販売機の設置を促進する事業で、売上の一部が社会福祉協議会へ寄付される仕組み
福祉のまちづくりプラン	9、43	地域住民主体で策定される地域福祉活動計画であり、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでいくために策定される。
用語	項	説明
福祉避難所	49	災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所
福祉有償運送	70	身体障がい者や要介護者など、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人に対して、NPO法人等が、自家用自動車を使用して行う個別有償運送サービス
プラットフォーム	37、58	多様な主体が協働していくための基盤となる体制や仕組み
ふれあい・いきいきサロン	2、47、67、68	高齢者が公民館等に集まって、高齢者同士の交流を通して生きがいづくりや社会参加をすすめ、地域で元気に暮らすこと目的とした活動
フレイル	34、68	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。
放課後子ども教室	35	地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、学校の余裕教室等を活用しながら、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する取組
ブレインストーミング	28	数名のチームごとに、決められたテーマに対し、互いにアイデアを出し合う会議手法
法人後見事業	66	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。
法定雇用率	54	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障がい者の割合
保健推進員	68	地域の健康づくりや病気予防に関する活動を行うボランティア

ま行		
用語	項	説明
や行		
U・Iターン	74	Uターンとは、進学や就職などの理由で一旦出身地を離れた後、再び出身地に戻って就職又は転職すること。Iターンとは、出身地以外の場所に就職又は転職すること。
ユニバーサルデザイン	55	障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方
要介護認定	17	要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。認定区分によって、介護サービスの給付限度額が決められている。
要保護児童対策地域協議会	60、64	市町村が設置する、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場
米子市社会福祉審議会	11、77	市長の諮問に応じ、社会福祉事業に関する基本的な事項について調査審議する機関
米子市民自治基本条例	32、46	まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めた条例

地域“つながる”福祉プラン

(米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和2（2020）年3月 発行

編集・発行 米子市福祉保健部福祉政策課
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内
電話 0859-23-5611
Eメール fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp

社会福祉法人 米子市社会福祉協議会
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139番地3
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」内
電話 0859-23-5490
FAX 0859-23-5495

